

实  
用  
新  
案  
法  
(昭和三十四年四月十三日  
法律第一二三号)





【沿革略記】

○実用新案法 (明治三八年三月一五法律第二一号実用新案法ヲ以テ公布、同年七月一日ヨリ施行)

○実用新案法 (明治四二年四月五日法律第二六号実用新案法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第二九三号ニ依リ同年一月一日ヨリ施行)

改正 (大正五年三月一八日法律第三二二号ヲ以テ同法中改正)

○実用新案法 (大正一〇年四月三〇日法律第九七号実用新案法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第四五九号ニ依リ同一年一月一日ヨリ施行)

改正 (昭和四年四月四日法律第四八号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第二八九号ニ依リ同年一〇月一日ヨリ施行)

(昭和一三年三月八日法律第五号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第四〇〇号ニ依リ同年六月六日ヨリ施行)

(昭和二二年九月八日法律第一〇五号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和二三年七月一五日法律第一七二号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和二四年五月二四日法律第一〇三号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和二六年三月六日法律第一〇号を以て同法中改正、即日施行)

(昭和三四年四月一日法律第一一五号をもつて同法中改正、即日施行)

○実用新案法 (昭和三四年四月一三日法律第一二三号実用新案法改正法律をもつて公布、同三五年四月一日から施行)

改 正

- (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和三七年九月一五日法律第一六一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和三九年七月四日法律第一四八号をもつて同法中改正、同四〇年一月一日から施行)
- (昭和四〇年五月二四日法律第八一号をもつて同法中改正、同年八月二二日から施行)
- (昭和四五年五月二二日法律第九一号をもつて同法中改正、同四六年一月一日から施行)
- (昭和四六年六月一日法律第九六号をもつて同法中改正、即日施行)
- (昭和五〇年六月二五日法律第四六号をもつて同法中改正、登録料及び手数料の改正規定は即日施行、パリ条約に関係した改正規定は同年一〇月一日から施行、その他は同五一年一月一日から施行)
- (昭和五三年四月二四日法律第二七号をもつて同法中改正、手数料の改正規定は即日施行、登録料の改正規定は同年五月一日から施行)
- (昭和五三年四月二六日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和五六年五月一九日法律第四五号をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)
- (昭和五九年五月一日法律第二三三号をもつて同法中改正、同年八月一日から施行)
- (昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)
- (昭和六〇年五月二八日法律第四一号をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)
- (昭和六二年五月二五日法律第二七号をもつて同法中改正、優先権証明書の提出期限、無効審判の除斥期間の廃止、手数料等の改正及び審判請求の取下時期に関係した改正規定は同年六月一日から施行、国際出願の翻訳文の提出期限の延長に関係した改正規定は同年二月八日から

施行、その他は同六三年一月一日から施行)

(平成二年六月二三日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年二月一日から施行)

(平成五年四月二三日法律第二六号をもつて同法中改正、登録料及び手数料の改正規定は、同年七月一日から施行、その他は同六年一月一日から施行)

(平成五年一月二二日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行)

(平成六年二月一四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行、特許異議の申立てに係る改正規定は同八年一月一日から施行)

(平成七年五月二二日法律第九一号附則をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(平成八年六月二二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行、現金納付制度導入に係る改正規定は同八年一〇月一日から施行)

(平成八年六月二六日法律第一一〇号をもつて同法中改正、代理権の証明等の改正規定は同一〇年四月一日から施行、その他は同一〇年一月一日から施行)

(平成一〇年五月六日法律第五一号をもつて同法中改正、国と国以外の者との共有に係る実用新案権等の登録料及び手数料の改正規定は同一一年四月一日から施行、その他は同一一年一月一日から施行)

(平成一一年五月一四日法律第四一号をもつて同法中改正、登録料の引下げ及び裁判所と特許庁との情報の交換に係る改正規定は同年六月一日から施行、その他は同一二年一月一日から施行)

(平成一二年二月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行)

(平成一一年二月二二日法律第二二〇号をもつて同法中改正、同二三年一月六日から施行)

(平成一四年四月一七日法律第二四号をもつて同法中改正、発明の実施行為の改正、国際実用新案登録出願の国内書面提出期間延長、国際実用新案登録出願の翻訳文提出期限延長、については同年九月一日から施行、間接侵害に係った改正規定、については同一五年一月一日から施行、その他については、同一五年七月一日から施行)

(平成一五年五月二三日法律第四七号をもつて同法中改正、特許関係料金の改定及び特許料等の減免措置の見直しに係った改正規定については、同一六年四月一日、その他については、同一六年一月一日から施行)

(平成一五年七月一六日法律第一〇八号をもつて同法中改正、同一六年四月一日から施行)

(平成一六年六月二日法律第七九号をもつて同法中改正、見込額への加算による特許料返還については同日から、その他については、同一七年四月一日から施行)

(平成一六年六月一八日法律第一二〇号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)

(平成一七年六月二九日法律第七五号をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)

(平成一八年六月七日法律第五五号をもつて同法中改正、同一九年一月一日から施行)

(平成二〇年四月一八日法律第一六号をもつて同法中改正、特許料等の引下げに係った改正規定は同年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に係った改正規定は同一二年一月一日から、その他の改正規定については同一二年四月一日から施行)

(平成二三年六月八日法律第六三号をもつて同法中改正、同一四年四月一日から施行)

(平成二六年五月一四日法律第三六号をもつて同法中改正、附則第九条の改正規定は公布の日、

地域団体商標の改正規定は同年八月一日、意匠法等の改正規定の一部は同二七年五月一三日、その他の改正規定は同二七年四月一日から施行)

(平成二六年六月一三日法律第六九号をもつて同法中改正、同二八年四月一日から施行)

(平成二七年七月一〇日法律第五五号をもつて同法中改正、同二八年四月一日から施行)

(令和元年五月一七日法律第三号をもつて同法中改正、損害の額の推定等に関係した改正規定は同二年四月一日から施行、査証制度に関係した改正規定は同二年一〇月一日から施行)

(令和三年五月二一日法律第四二二号をもつて同法中改正、割増特許料の納付の免除に関係した改正規定は同年一〇月一日から、特許権等の回復要件の緩和に関係した改正規定は同五年四月一日から、その他の改正規定は同四年四月一日から施行)



# 実用新案法

## 目次

第一章 総則（第一条―第二条の五）	九四五
第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願（第三条―第一条）	九五六
第三章 実用新案技術評価（第一条・第一三条）	九八三
第四章 実用新案権	九八九
第一節 実用新案権（第一条―第二六条）	九八九
第二節 権利侵害（第二七条―第三〇条）	一〇一二
第三節 登録料（第三一条―第三六条）	一〇二二
第五章 審判（第三七条―第四一条）	一〇三五
第六章 再審及び訴訟（第四二条―第四八条の二）	一〇四九
第七章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第四八条の三―第四八条の一六）	一〇五五
第八章 雑則（第四九条―第五五条）	一〇七九
第九章 罰則（第五六条―第六四条）	一〇九四
附則	一一〇一



## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

### (旧法との関係)

該当条文なし

### (趣 旨)

本条は、実用新案法の目的について規定したものである。特許法の目的とほとんど同じであるが、保護の対象である考案について「物品の形状、構造又は組合せに係る」と特に限定が設けられている点で特許法と異なる(したがって、方法の考案は実用新案制度によつては保護されない)。このような限定を設けることは技術的思想である考案を保護するという見地に徹底すればやや問題ではあるが、実用新案制度の長年の運用により実用新案の觀念が一般に形成されているので、その事実を尊重し、みだりに実用新案権の対象である考案の範囲を広げることを避けたためである。また、特許法では技術的思想の創作のうち高度のものを発明と定義しているが、この法律ではそのような定義がなく、物品の形状、構造又は組合せに係る考案であれば程度のいかんを問わず独占権を付与するものとしている。

### 〔字句の解釈〕

1 〈形状〉外部から観察できる物品の外形をいう。

2 〈構造〉物品の機械的構造を意味し、いわゆる物品の化学構造のようなものを含まない。構造に関して実用新案登録が行われる例が最も多い。

3 〈組合せ〉単独の物品を組み合わせて使用価値を生ぜしめたものをいう。例えばボルトとナット、かるたのようなものをいう。

〔参 考〕

〈実用新案制度の存在意義〉二条の解説で述べるように、実用新案権の対象である考案が特許権の対象である発明と同一性質の技術的思想であるということになると、それに関連して実用新案法そのものの存在意義について問題が生ずる。保護の対象が同一であり、しかも保護の方法も一定期間の独占権を与えるもので両者は同一であるから、全てを特許法で処理することも理論上は可能である。したがって、この際、実用新案法を廃止し、従来同法の保護を受けていたものは全て特許法又は意匠法に吸収させてはどうかという意見が昭和三四年法制定当時の審議会で強く主張された。しかし、第一に、全ての技術的思想を特許法又は意匠法によって処理することになると、特許されるべき発明の水準は低下せざるを得ない。なぜならば、特許発明の水準を余りに高く設定すれば、相当部分の発明（これまで実用新案制度で保護されていた程度のもので）はその水準に到達することができず、独占権を与えられないことになるであろう。これによって創作活動が沈滞するからである。したがって、発明の水準をある程度高く維持しながら同時に創作意欲の減退を防ぐためには、特許制度とは別の簡便な制度を設けて比較的程度の低い発明を保護することが合理的と考えられる（ドイツにおいて特許法制定から数年後に実用新案法が制定されたのも、発明の高度の水準を維持する要請に基づくものといわれている）。第二に、特許庁への出願件数のうち実用新案の出願も多いという事実から明らかなように、実用新案制度の利用度は極めて高い。以上のように実用新案制度を廃止しても特許法又は意匠法によって十分な保護が与えられるかどうかについては疑問があるばかりでなく、利用度の高い制度を廃止することの妥当性も政策的にみて

疑わしい。むしろ実用新案制度を存置することが社会の実情に適合するものと考えられたのである。

なお、最近における実用新案登録出願の出願件数の減少、出願から比較的早期に実施され、ライフサイクルも短い技術の適切な保護の観点から、平成五年の一部改正において、実用新案制度は実体的要件についての審査を行うことなく、早期に登録を行う制度に改正されたため、実用新案制度は、特許制度とは別の意義を有することとなった。

(定義)

第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2 この法律で「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。

3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。（改正、平六法律一一六、平一八法律五五）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、この法律において特に重要な用語を定義した規定である。なお、三項については、平成六年の一部改正において、特許法二条三項の改正に合わせ、譲渡若しくは貸渡ししの申出が実施の定義に追加された。

また、平成一八年の一部改正において、考案の「実施」行為に「輸出」を追加した（特二条の〔趣旨〕参照）。

〔字句の解釈〕

〔考案〕 発明と同じく自然法則を利用した技術的思想の創作である。発明は「高度の技術的思想」と定義されている

が、考案については「高度」という限定の用語がなく、技術的思想であれば高度のものも低度のものも含まれる。自然法則を利用した技術的思想については特許法二条の〔趣旨〕を参照されたい。

(手続の補正)

第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、経済産業省令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面若しくは要約書又は第八条第四項若しくは第十一条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項（第十一条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（第十一条第一項において準用する同法第四十三条の第三項）において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をすることができない。（改正、平一四法律二四、平二六法律三六）

2 前項本文の規定により明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。（改正、平一四法律二四）

3 第一項の規定にかかわらず、第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができない。（本項追加、平一六法律七九）

4 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。（改正、平八法律六八、平一六法律七九、平二六法律三六）

一 手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反して

いるとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を納付しないとき。

四 手続について第五十四条第一項又は第二項の規定〔手数料〕により納付すべき手数料を納付しないとき。

5 手続の補正（登録料及び手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。（改正、

平六法律一一六、平一六法律七九

（本条追加、平五法律二六）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、手続の補正ができる時期及び内容について規定したものである。従来の実用新案法においては、五五条二項において特許法一七条が準用されていたが、平成五年の一部改正において、実用新案制度が実体的要件についての審査を行うことなく、早期に登録を行う制度に改正されたことにより、特許法を準用することができなくなったため、新たに条文を設けたものである。

一項本文は、特許法一七条一項本文と同趣旨の規定であり、同項ただし書は、平成五年の一部改正において、実用新案法が基礎的要件の審査のみで早期に登録される制度に改正されたことに伴い、新たに規定されたものである。従来は、五五条二項において準用されていた特許法一七条一項ただし書の規定により、出願公開前の一定期間、すなわち出願日又は優先日のいずれか早い日から一年三月は明細書又は図面の補正が認められていたが、平成五年の一部改正において、実用新案法が基礎的要件の審査のみで早期に登録を行う制度に改正されたことに伴い、登録前の明細書又は図面

の補正は、経済産業省令で定める期間に限って認めることとした。

このように、登録前の補正可能な期間を出願日から一定期間内と制限したのは、補正可能な期間中は権利の内容を定める明細書及び図面が確定しないため、登録を待つ必要がある、この期間を長期にわたり認めることとするとそれだけ登録が遅れ、早期権利保護という改正の趣旨に反することになるからである。

また、この一定期間を経済産業省令で定める期間としたのは、出願から登録までに要する期間は、出願件数や事務処理能力によっても変動するものであり、これらを踏まえて柔軟に期間を設定する必要があるためであった。

平成二七年の一部改正前は補正可能な期間を定めていたが、政令では、当該補正可能な期間について一月と規定していたため（一部改正前実施令一条）、平成二七年の一部改正政令により当該条文は削除された。

さらに、平成五年の一部改正前は、優先権の主張を伴う出願については、補正が認められる期間の起算日を優先日としていたが、これは、出願公開を優先日から一年六月経過後に行うこととされていることに伴うものであり、これに対し、平成五年の一部改正においては、実際の出願日から登録に向けた処理が開始されることから補正可能な期間についても実際の出願日を基準として定めることとした。

なお、この期間を経過した後であっても、四項又は六条の二の規定による補正命令を受けた場合は、手続の補正が可能である。

平成一四年の一部改正において、実用新案法五条二項の「明細書」から「実用新案登録請求の範囲」が分離されたことに伴い、本項及び二項にも同様の修正が加えられた。

平成二六年の一部改正において、特許法一七条一項及び新設一七条の四の規定による優先権の主張の補正と同様、実用新案登録出願についてされた優先権の主張の補正を、一定期間内に限り可能とするため、一項を改正し、新たにその旨を規定することとした。また、条約の下位規則で定められていた事項は、従来は省令で規定してきた（国際出願法施

行規則二七条の二及び二七条の三等）ことに鑑み、新たに規定する優先権の主張の補正可能な期間についても、特許法新設一七条の四と同様、「経済産業省令で定める期間」として規定することとするが、これに伴い、改正後の一項ただし書においては、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書の補正ができる期間についても、「政令で定める期間」を改め「経済産業省令で定める期間」とした。

二項は、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についての補正は、特許法における改正と同様、出願当初の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない旨を規定したものである。

三項は、訂正した明細書等の補正を制限する旨を規定したものである。訂正した明細書等の補正を認めると、際限なく訂正が行えることになるため、そのような補正を制限することとしたものである。なお、一四条の三の規定による補正命令を受けた場合は、二条の二第三項の規定にかかわらず、訂正した明細書等の補正が可能である。

四項及び五項は、方式要件を満たしていない手続について、特許庁長官による補正命令及び補正の手続について規定したものであり、特許法一七条三項及び四項と同趣旨の規定である。

なお、平成八年の一部改正においては、三項（現四項）から「審判長による補正命令」を削除したが、これは特許法一七条三項の改正と同趣旨のものである。

#### （手続の却下）

第二条の三 特許庁長官は、前条第四項、第六条の二（補正命令）又は第十四条の三（明細書等の訂正）の規定により手続の補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる。（改正、平八法律六八、平一六法律七九）

（本条追加、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、従来の実用新案法で五五条二項において準用していた特許法一八条一項と同じく、手続を却下することができる場合について規定したものである。

平成五年の一部改正においては、二条の二第三項（現四項）各号に規定する方式要件に違反する場合には加え、六条の二に規定する基礎的要件を欠く出願についても補正命令の対象とすることから、本条においては、これらの補正命令に応じない場合、特許庁長官は手続を却下することができる旨を規定した。

なお、平成五年の一部改正においては、出願審査請求制度が廃止されたため、第三者による出願審査の請求を受けて補正をした出願人が必要な追加料金を納付しない場合に出願を却下する旨を定めた特許法一八条二項に相当する規定は設けられていない。

平成八年の一部改正においては、「無効」を「却下」に改めたが、これは特許法一八条の改正と同趣旨のものである。平成一六年の一部改正においては、訂正に係る補正命令の規定（二四条の三）が新設されたため、その補正命令に応じない場合の却下の規定が追加された。また、二条の二の項の位置が移動したことによる改正も行われている。

（法人でない社団等の手続をする能力）

第二条の四 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 第十二条第一項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。

二 審判を請求すること。

三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、法人でない社団等の手続をする能力について規定したものである。従来は、五五条二項において特許法六条を準用していたが、平成五年の一部改正において、実体的要件における審査が廃止されることに伴い、出願審査の請求、実用新案登録異議の申立てが廃止されるとともに新たに、実用新案技術評価の請求が設けられるため、準用形式を改め、新たに規定することとしたものである。

法人でない社団等については、権利能力がなく、権利者とはなり得ないが、実用新案技術評価の請求は、出願審査の請求と同様、何人にもその請求を認める(二二条二項)ものであるため、一号として規定することとした。

その他の手続については、特許法六条二項三号及び四号並びに二項に規定するものと同内容である。なお、一項二号、三号及び二項中「審判」「再審」とは、実用新案登録無効審判(三七条一項)及びその確定審決に対する再審である。

(特許法の準用)

第二条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第七条から第九条まで、第十一条から第十六条まで及び第十八条の二から第二十四条までの規定は、手続に準用する。(改正、平八法律六八、平八法律一一〇)

3 特許法第二十五条の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条の規定は、実用新案登録に準用する。

(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正によって新たに設けられたものであり、従来の実用新案法における五五条において準用する特許法の規定の一部(総則部分)を本法の総則で準用することとしたものである。

一項は、従来の五五条一項に相当する規定であるが、同項で準用していた特許法四条は準用しないこととした。これは、平成五年の一部改正においては、実用新案登録異議の申立て、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判が廃止され、登録料に関しては、登録査定後三〇日以内ではなく出願時に一時に納めることとされたため(三二条一項)、異議申立書の補正期間(特五六条)、特許料の納付期限(特一〇八条)、拒絶査定不服審判請求期間の延長を定めた特許法四条は準用する必要がなくなったためである。

二項は、従来の五五条二項に相当する規定であるが、平成五年の一部改正において、二条の二(手続の補正)、二条の

三（手続の却下）及び二条の四（法人でない社団等の手続をする能力）を新たに規定したことにより、特許法六条及び一七条から一八条までは準用する必要がなくなつたこと、特許法一九四条（書類の提出等）は一〇章「雑則」中の規定であるため、従来どおり五五条三項において準用することとした。これに伴い、準用が必要となる条文を整理して規定したものである。また、平成八年の一部改正において、特許法に一八条の二（不適法な手続の却下）の規定を新設したことに伴い、同規定の準用を追加した。さらに、平成八年の民事訴訟法の改正に伴って特許法一〇条が削除されたことにより、準用条文について所要の改正を行った。

三項は、従来の五五条三項で準用していた特許法二五条（外国人の権利の享有）を準用したものである。

四項は、従来の五五条四項で準用していた特許法二六条（条約の効力）を準用したものである。なお、従来の五五条四項で同じく準用していた特許法一八六条（証明等の請求）は、本項ではなく、従来どおり五五条で準用することとした。

## 第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願

### (実用新案登録の要件)

第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。

- 一 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた考案（改正、平一一法律四一）
  - 二 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた考案（改正、平一一法律四一）
  - 三 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された考案又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた考案
- 2 実用新案登録出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

〔旧法との関係〕 一条及び三条

〔趣旨〕

本条は、実用新案登録の要件について規定したものである。旧法と異なり「之ニ類似スルモノ」という表現がないのは、実用新案登録の対象を考案に改めたことに関連する。すなわち、外部に表れた物品の型が類似するものは考案とし

ては同一のものと考えられるので、特に類似のものについて表現するまでもないからである。また、特許法二九条二項が「容易にすることができる」となっているのに対し、本条二項は「きわめて容易にすることができる」と規定しているが、これは特許法の場合より程度の低い考案でも実用新案登録をしてよいと考えたためである。その他の詳細については特許法二九条の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成一年の一部改正において、特許法における公知・公用の地理的基準を国内から世界へと拡大し、インターネット等に開示されている発明についても公知判断の資料として追加したことに伴い、同様の改正を行った。

### 〔参 考〕

〈実用新案登録の対象について〉 旧法は「物品ニ関シ形状、構造又ハ組合ハセニ係ル実用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ為シタル者ハ其ノ物品ノ型ニ付実用新案ノ登録ヲ受クルコトヲ得」（一条）と規定していた。「型」という用語はそれ以前の実用新案法においてはなく、旧法で初めて規定された用語である。こうした沿革から考えると、旧法は「型」を実用新案法の中核としていたようにみえる。

しかし、旧法は必ずしも「型」に徹底して構成されていたわけではなく、「左ニ掲クル実用新案ニ付テハ之ヲ登録セス」（二条）「同一又ハ類似ノ実用新案ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り登録ス」（四条）というように、具体的な物品の型の背後に潜む抽象的な考案を顧慮して規定したと思われる条文もあった。したがって、旧法の解釈上も、登録要件も型について判断すべきであり、作用効果を考慮する必要はないとする「型」の見地に徹底した説、たとえば「型」に著しい相違があってもその根底をなす考案が同一であれば実用新案登録をすべきでないという説等、様々な解釈があった。制度の根幹に触れる問題についてこうした解釈の不統一があるのは一般大衆及び考案者にとって不便極まりないので、制度の明確化が要望されたのであるが、「型」に重点を置くか、考案に重点を置くかということになると、産業の発達に寄与することを目的とする制度の目的からみて後者のほうがより適切であると考えられたのである。

したがって、実用新案登録の対象も考案であると規定したのである（三条）。

（同前）

第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行又は特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行若しくは出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（同法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案又は発明（その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同一の者である場合におけるその考案又は発明を除く。）と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。（改正、平五法律二六、平六法律一一六、平一四法律二四）

（本条追加、昭四五法律九二）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法二九条の二の〔趣旨〕を参照されたい。なお、本条は昭和四五年の一部改正において新設された規定であり、後願の出願後に出願公開等された先願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載されている考案（又は発明）と同

一の考案についての後願は拒絶される旨を定めたものである。また、本条は、平成五年の一部改正において出願公開及び出願公告制度が廃止され、実用新案公報（「実用新案掲載公報」と定義している。）が発行されることとされたことに伴う改正がなされ、さらに平成六年の一部改正では、特許法において外国語書面出願制度が導入され、出願公告制度が廃止されたことに伴う改正が行われた。

なお、平成一四年の一部改正において、実用新案法五条二項の「明細書」から「実用新案登録請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

（実用新案登録を受けることができない考案）

第四条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある考案については、第三条第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。（改正、昭四五法律九一）

〔旧法との関係〕 二条

〔趣旨〕

本条は、実用新案登録を受けることができない考案について規定したものである。旧法は「菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形状ヲ有スルモノ」も登録しないことにしていたが、このようなものは「きわめて容易に考案をすることができるもの」に該当し、三条二項によって拒絶されることになると考えられるので本条からは除外した。その他の点については特許法三二条の〔趣旨〕を参照されたい。

（仮通常実施権）

第四条の二 実用新案登録を受ける権利を有する者は、その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権について、その実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について実用新案権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その実用新案権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 特許法第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項から第六項まで及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項」とあるのは、「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、実用新案法第十条第一項」と、同条第九項中「第四十六条第二項」とあるのは「実用新案法第十条第二項」と読み替えるものとする。

(本条追加、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成二三年の一部改正により新たに創設された仮通常実施権について規定したものである。

一項及び二項の趣旨は特許法三四条の三の〔趣旨〕を参照されたい。

三項は、仮通常実施権に関する特許法の準用条文について規定したものであり、通常実施権と同様、仮通常実施権にも当然対抗制度を導入した。また、仮通常実施権者の実施の継続を確保するため、特許出願から実用新案登録出願への

変更（二〇条一項）、意匠登録出願から実用新案登録出願への変更（同条二項）について、元の出願に仮通常実施権者が存在する場合には、変更後の実用新案登録出願に設定行為で定めた範囲内で仮通常実施権が許諾されたものとみなすこととした。

（実用新案登録出願）

第五条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。（改正、平一〇法律五一）

一 実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所（改正、平八法律六八）

二 考案者の氏名及び住所又は居所（改正、平八法律六八、平一〇法律五一）

2 願書には、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書を添付しなければならない。（改正、平二法律三〇、平一四法律二四）

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。（改正、平二法律三〇、平一四法律二四）

一 考案の名称

二 図面の簡単な説明

三 考案の詳細な説明

4 前項第三号の考案の詳細な説明は、経済産業省令で定めるところにより、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。（改正、平二法律三〇、平六法律一一六、平一一法律一六〇）

5 第二項の実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに実用新案登録出願人が実用新案登

録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。(本項追加、平六法律二一六、改正、平一四法律二四)

6 第二項の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。(改正、昭五〇法律四六、昭六二法律二七、平二法律三〇、平六法律一一六、平一一法律一六〇)

一 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。

二 実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。

三 請求項ごとの記載が簡潔であること。

四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

7 第二項の要約書には、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。(本項追加、平二法律三〇、改正、平一一法律一六〇)

〔旧法との関係〕 実施規一条及び二条

〔趣旨〕

特許法三六条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、昭和六二年の一部改正により、特許法において多項制の改善が行われたことに伴い、特許法と類似の法体系をとる実用新案法においても同様の改善が行われた。また、平成二年の一部改正により、特許法において特許出願をする際に要約書を提出することを義務付けたことに伴い、実用新案法においても同様の改正が行われた。さらに、平成六年の一部改正により、特許法において明細書の記載要領の改正が行われたことに伴い、実用新案法においても同様の改正が行われた。

また、平成八年の一部改正では、一項一号中から「法人にあつては代表者の氏名」を削除し、改正前の一項二号「提出の年月日」を削除した。さらに、平成一〇年の一部改正では、改正前の一項二号「考案の名称」を削除した。平成一四年の一部改正では、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」を分離したことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

四項、六項四号及び七項の委任を受けて実用新案法施行規則三条、四条及び六条の規定が設けられている。

(同前)

第六条 二以上の考案については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより考案の単一性の要件を満たす一群の考案に該当するときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。(改正、昭六二法律二七)  
(改正、昭六二法律二七、平六法律一一六、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、考案の単一性の要件を示したものである。なお、平成一五年の一部改正により、特許法において発明の単一性の規定がPCTの規定と調和したものとするために改正されたことに伴い、実用新案法においても特許法と同様の改正が行われたものである。詳細は、特許法三七条の〔趣旨〕を参照されたい。

(補正命令)

第八条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に

添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。(改正、

平一四法律二四)

- 一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。
- 二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第六項第四号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。(改正、平六法律一一六)

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(本条追加、平五法律二六)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、平成五年の一部改正により新設されたものであり、登録に当たつての基礎的要件を欠く出願は特許庁長官による補正命令の対象となる旨を規定したものである。

平成五年の一部改正においては、早期権利保護の観点から実体的要件についての審査を行わずに登録を行うこととしたものであるが、他方、著作権等とは異なり、登録公示を権利付与の要件とする方式(登録)主義を採用しているため、登録を受けるに足る基礎的要件については、これを満たしている必要がある。

このため、二条の二第四項各号で規定する方式要件に加え、本条各号に規定する基礎的要件についても、これを満た

さないものは特許庁長官による補正命令の対象として、瑕疵が是正されない限り登録しないこととした。さらに、当該補正命令に対する指定期間内はその補正をしないときは、特許庁長官による出願却下処分の対象（二条の三）となる。

この補正命令の対象となるのは、考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでない、例えば方法の考案である場合（一号）、公序良俗に反する考案である場合（二号）、考案の単一性を満たさない場合（三号）、明細書又は図面の記載が著しく不明瞭な場合（四号）である。なお、明細書又は図面の記載が著しく不明瞭な場合（四号）とは、方式に違反しないものであっても、実質的に出願書類としての体裁をなしていない場合、例えば実用新案登録請求の範囲に技術的事項が記載されていない場合（実用新案登録請求の範囲に「関東全域」と記載されているような場合）である。

このように基礎的要件を満たさない出願を、審査官による拒絶理由通知の対象ではなく、特許庁長官による補正命令の対象としたのは、以下の理由に基づくものである。

(1) 基礎的要件の判断に際しては、技術的な専門知識が必要とされるものの、新規性及び進歩性といった登録性の判断に比べて裁量が働く余地は少なく、基礎的要件は、言わば方式審査に準ずるものと考えられること。

(2) 基礎的要件を満たさない出願について、審査官による拒絶理由を通知した場合には、通常的方式審査の不備に対しては特許庁長官による補正命令、基礎的要件の不備に対しては審査官による拒絶理由通知というように、一つの出願に対して、特許庁からの命令又は通知が別々に行われる事態も生じ得るため、手続が複雑化、錯綜すること。

なお、特許庁長官による出願却下処分については、行政不服審査法による出願審査の請求又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となる。

この結果、従来の実用新案法において拒絶査定不服審判及び審決取消訴訟で争われていた一号から四号までに規定する要件については、平成五年の一部改正後においては行政不服審査法及び行政事件訴訟法に定める出願審査の請求及び取消訴訟で争われることとなるが、出願人にとってみれば、行政庁の処分に対する不服申立ての途が開かれていること

に変わりはない。

また、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

(先願)

**第七条** 同一の考案について異なつた日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、最先の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。

2 同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、いずれも、その考案について実用新案登録を受けることができない。(改正、平五法律二六)

3 実用新案登録出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新案登録出願及び特許出願が異なつた日にされたものであるときは、実用新案登録出願人は、特許出願人より先に出願をした場合にのみその考案について実用新案登録を受けることができる。

4 実用新案登録出願又は特許出願が放棄され、取り下げられ、又は却下されたときは、その実用新案登録出願又は特許出願は、前三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。(改正、平八法律六八、平一〇法律五一)

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。(本項追加、平一〇法律五一)

6 特許法第三十九条第四項（同日出願の場合の協議）の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案登録出願人は、その考案について実用新案登録を受けることができない。（改正、平一〇法律五一）  
 （改正、昭五三法律三〇、平五法律二六、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 四条

〔趣旨〕

本条は、先願及び同日に二以上の出願があったときの取扱いについて規定したものである。

従来は、一考案一登録の原則から、同日出願であることが実体審査において認められた場合、特許庁長官が協議命令を行うことにより（一部改正前七条六項）、出願人の協議により定めた一の出願人のみが登録を受けるとともに、協議が整わない場合には、いずれも拒絶又は無効理由（一部改正前二一条及び三七条）が生じていた。

平成五年の一部改正においても、同様に一考案一登録の原則は維持したが、実体的要件についての審査を行わないこととしたため、協議命令を行うことは不可能であることから、協議命令の規定を廃止し（二部改正前六項及び七項）、協議命令を前提に、出願人の協議により定めた一の出願人のみが登録を受けるとを認めた規定を改め、登録を受けた実用新案は、ともに無効理由を有することとした（七条二項及び三七条）。ただし、一方又は他方の権利が訂正された場合には、遡及的に非同一の考案についての実用新案登録出願が行われたこととなるため（二四条の二第一項）、無効理由が解消することとなる。

なお、同一の考案又は発明について同日に二以上の特許出願及び実用新案登録出願があったときは、特許法三九条四項、六項及び七項の規定により、特許出願についての実体審査において協議命令を行い、協議不成立の場合、いずれも拒絶又は無効理由（三七条一項二号、特四九条二号、同一二三条一項二号）が生ずることとなる。

また、平成八年の一部改正において、四項中の「無効」を「却下」に改めたが、これは二条の三において「無効」を「却下」に改め、二条の五第二項で準用する特許法一八条の二に「却下」を新設したことに伴うものである。

さらに、平成一〇年の一部改正において、拒絶確定出願等の先願の地位の見直しが行われたことに伴い（特三九条の〔趣旨〕参照）、四項に出願が放棄された場合についても規定し、五項に、特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合に、特許出願は初めからなかったものとみなすこと、及び同一発明同日出願で協議不成立のため拒絶が確定した出願の、第三者による後の実用新案登録出願又は協議不成立となった同一人による実用新案登録出願が権利を取得することを防止するために、同一発明同日出願で協議不成立の場合に限り、先後願の判断において先願として取り扱う旨の規定を追加した。

また、平成二三年の一部改正において旧六項を削除し、特許法と同様に、冒認出願について先願の地位を認めることとした（特三九条の〔参考〕参照）。

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

**第八条** 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。（改正、平六法律

一一六、平一四法律二四、平二〇法律一六、平二三法律六三）

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。）（改正、平二六法律三六、令三法律四二）。

二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合（改正、平五法律二六、平一四法律二四、平一六法律七九）

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合（改正、平五法律二六、平八法律六八）

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合（本号追加、平五法律二二）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案（当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項〔特許出願等に基づく優先権主張〕の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項（パリ条約による優先権主張の手続）、第四十三条の二第一項（同法第四十

三条の三第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項(パリ条約の例による優先権主張)(これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文(実用新案登録の要件)、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項及び第二項(発明の新規性の喪失の例外)、第十七条(他人の登録実用新案等との関係)、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号(特許権の効力が及ばない範囲)、同法第七十九条(先使用による通常実施権)、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)並びに同法第三十九条第三項及び第四項(先願)並びに第七十二条(他人の特許発明等との関係)、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六条(他人の登録意匠等との関係)、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条(他人の特許権等との関係)並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項(特許権等の存続期間満了後の商標の使用する権利)(これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。(改正、昭六二法律二七、平五法律二六、平六法律一一六、平一〇法律五一、平三三法律六三、平二六法律三六)

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあっては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が第一項

若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二本文（実用新案登録の要件）又は同法第二十九条の二本文（特許の要件）の規定を適用する。（改正、平五法律二二六、平六法律一一六、平一四法律二四、平二六法律三二六）

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。（改正、平二六法律三二六）

（本条追加、昭六〇法律四一）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法四一条の〔趣旨〕を参照されたい。

本条は、平成五年の一部改正において、それまで七条の二に規定されていたものが移動したものである。

平成六年の一部改正では、先の出願が外国語書面出願である場合に、外国語書面に基づき優先権の主張の効果が発生する旨を規定するとともに、先の出願がパリ条約の例による優先権（特四三条の二（平成二六年一部改正後の四三条の三）、

実一一條）の主張を伴う場合には、パリ条約による優先権の主張を伴う場合と同等に取り扱うための改正等を行った。

平成八年の一部改正においては、一項三号中の「無効」を「却下」に改めたが、これは前条四項の改正と同趣旨のものである。

平成一四年の一部改正においては、実用新案法五条二項の「明細書」から「実用新案登録請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

平成一六年の一部改正においては、分割出願及び変更出願と同様に、実用新案登録に基づく特許出願は優先権の主張の基礎出願とすることはできないことが規定された。

平成二〇年の一部改正においては、特許法四一条一項の規定による優先権の主張と同様に（特四一条一項（趣旨）参照）、本条一項の規定による優先権の主張についても、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、当該仮専用実施権者等の承諾を要することが規定された。

また、平成二三年の一部改正前は、登録した仮通常実施権者の承諾を必要としていたが、同改正において仮通常実施権の登録制度を廃止したことに伴い、仮通常実施権者の承諾を不要とし、四条の二第三項において、承諾に代わる措置を設けることとした。

平成二六年の一部改正においては、特許法四一条と同趣旨の改正を行った。すなわち、一項一号では括弧書を追加し、四項では「実用新案登録出願と同時」とあったのを「経済産業省令で定める期間内」とした。特許法条約（以下「PLT」という。）一三条(2)は、優先権の主張を伴う特許出願をすべき期間内に、当該特許出願をすることができなかつた場合であっても、所定の要件（PLTは、締約国に対し、手続期間を徒過した場合の救済を認める条件として「Due Care（いわゆる『相当の注意』）を払っていた」、又は「Unintentional（いわゆる『故意でない』）であった」のいずれかを選択すること（いわゆる『相当の注意』）を満たすときは、その優先権の主張をすることができるといふ救済について規定している。

他方、改正前の八条一項一号の規定により、同項の規定による優先権（以下「国内優先権」という。）の主張を伴う実

用新案登録出願が、国内優先権の主張の基礎となる出願（以下「先の出願」という。）の日から一年以内になされたものではない場合は、その国内優先権の主張をすることができなかった。平成二六年の改正において、PLTの規定に倣い、先の出願の日から一年以内に実用新案登録出願をすることができなかった場合であっても、それについて「正当な理由」（平成二三年に整備した救済規定（特三六条の二第四項等）に倣い、救済の要件を、PLTの「Due Careを払った」に相当するものとして「正当な理由がある」とした。）があり、かつ、当該出願が一定期間内にされた場合には、国内優先権の主張をすることができ旨を、本号を改正して新たに規定した。当該期間は、PLTに基づく規則（以下「PLT規則」という。）一四規則(4)において規定されているところ、条約の当該下位規則で定められていた事項は、従来、省令で規定してきた（国際出願法施行規則二七条の二及び二七条の三等）ことに鑑み、本件についても、「経済産業省令に定める期間」として規定することとした。

さらに、令和三年の一部改正においては、一項一号括弧書に規定する優先権の主張をすることができるという救済の要件を、「正当な理由」からPLT二三条(2)の「Unintentional」に相当する「故意でない」に転換し、五四条別表において救済の申請に必要な手数料を規定した。詳細については、特許法三六条の二の「趣旨」を参照されたい。

なお、当該救済規定は、国際実用新案登録出願についても適用される（四八条の一〇第一項）。

四項は一項の優先権の主張の手續を規定している。優先権の主張は、その旨のほか、主張の基礎とする出願を特定するための当該出願の表示（出願日及び出願番号）を記載した書面を特許庁長官に提出することにより行うこととした。PLT二三条(1)は、締約国は、PLT規則一四規則(3)に規定する期間内に限り、優先権の主張の補正及び追加を認める旨を規定しなければならないと規定している。この規定に倣い、実用新案登録出願の後も一定期間内に限って、国内優先権の主張を可能とするため、本項を改正し、国内優先権の主張をしようとする者（当該国内優先権の主張を伴う出願についての特許を受ける権利の承継人を含む。）は、同項に規定する書面（優先権主張書面）を、経済産業省令で定める期間内に

提出しなければならぬ旨を規定することとした（当該期間を経済産業省令で定めることとしたのは、特一七条の四と同じ理由による）。なお、優先日の変更することによって、手続期限も再計算されることに注意が必要である。

ただし、四項の手続が国際出願に適用されないのは、改正後も同様である（四八条の一〇第一項）。

（先の出願の取下げ等）

第九条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取下げられたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取下げられている場合には、この限りでない。（改正、平五法律二六、平八法律六八、平二六法律三六）

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。（改正、平二六法律三六）

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取下げられたものとみなす。（改正、平二六法律三六）

（本条追加、昭六〇法律四一）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法四二条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、本条は平成五年の一部改正において、それまで七条の三に規定され

ていたものが移動したものである。また、平成八年の一部改正において、一項中の「無効」を「却下」に改めたが、これは七条四項の改正と同趣旨のものである。平成二六年の一部改正において、特許法四二条と同趣旨の改正を行った。すなわち、PLT規定に倣って国内優先権の主張を一定期間内に限り可能としたが（特四二条四項）、当該期間は、同条約の下位規則において定められていることから、「経済産業省令で定める期間」として規定することとした。これと併せて、本条各項に規定する期間についても、「経済産業省令で定める期間」とした。

#### （出願の変更）

第一〇条 特許出願人は、その特許出願（特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものと同みなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の日から三月を経過した後又はその特許出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。（改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平一六法律七九、平二〇法律一六、平二六法律三六）

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願（意匠法第十三条第六項において準用する同法第十条の二第二項の規定により特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものと同みなされる意匠登録出願（意匠法第十条の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものと同みなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。（改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平一六法律七九、平二〇法律一六）

- 3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二（実用新案登録の要件）に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二（特許の要件）に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び次条第一項において準用する同法第三十条第三項（発明の新規性の喪失の例外）の規定の適用については、この限りでない。（改正、昭四五法律九一、昭六〇法律四一、平五法律二六、平六法律一一六、平一〇法律五一、平二三法律六三、平二六法律三六）
- 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願の日から三月のいづれか遅い日まで」とする。（本項追加、平一〇法律五一、改正、平二六法律三六）
- 5 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。
- 6 第一項ただし書に規定する三月の期間は、特許法第四条（期間の延長）の規定により同法第二百一十一条第一項〔拒絶査定不服審判〕に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。（改正、昭四五法律九一、平六法律一一六、平二〇法律一六）
- 7 第二項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定により意匠法第四十六条第一項〔拒絶査定不服審判〕に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限

り、延長されたものとみなす。(改正、昭四五法律九一、昭六〇法律四一、平六法律一一六、平二〇法律一六)

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八条第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を次条第一項において準用する同法第四十三条の第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。(本項追加、平一一法律四一、改正、平二三法律六三、平二六法律三六)

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。(本項追加、平二〇法律一六、改正、平二三法律六三)

10 第八項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。(本項追加、平一一法律四一、改正、平二〇法律一六)

〔旧法との関係〕 五条

〔趣旨〕

特許法四六条の〔趣旨〕を参照されたい。

本条は、平成五年の一部改正において、それまで八条に規定されていたものが移動したものである。

なお、昭和四五年の一部改正で出願審査請求制度等を採用したことに伴い、出願の変更ができる時期の制限及び出願日の遡及効について例外を規定する趣旨の改正を行つており、昭和六〇年の一部改正で実用新案登録出願等に基づく優先権制度を採用したことに伴い、特許法四一条一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願を実用新案登録出願に変

更する場合について、遡及効の例外について規定を追加した（特四四条二項（趣旨）参照）。

平成五年の一部改正において、従来は出願審査請求期間（出願の日から四年）の経過後は、拒絶査定がなされた場合を除き、特許出願から実用新案登録出願への変更は認められないとされていたが、出願審査請求制度が廃止されたことから、その特許出願又は意匠登録出願の日から九年六月を経過しないものに限り、出願変更を認める旨を規定した（二項及び二項）。なお、実用新案権の存続期間（出願の日から一〇年）の満了までではなく、出願の日から九年六月までと規定したのは、実用新案登録出願に変更された出願が登録されるまでには一定の期間を要するので、出願の日から九年六月を経過した以降の出願変更を認めても、変更された出願が登録されたときには、すぐに存続期間が満了することとなり、これを認める実益がないためである。なお、平成五年の一部改正後は、実用新案権の存続期間が出願の日から六年とされていたが、平成一六年の一部改正により実用新案権の存続期間が出願の日から一〇年とされたことに伴い、実用新案登録出願への変更可能期間について「出願の日から五年六月」とされていたものが「出願の日から九年六月」に延長されている。

平成六年の一部改正においては、パリ条約の例による優先権の主張（二一条一項において準用する特四三条の二（平成二六年改正後の四三条の三））が認められるようになったことに伴う改正、平成一一年の一部改正において、分割・変更出願における手続の簡素化が図られたことに伴う改正が行われた。

さらに、平成一六年の一部改正により実用新案登録に基づく特許出願制度が導入されたことに伴い、実用新案登録に基づく特許出願の実用新案登録出願への変更が認められない旨が規定された。実用新案登録に基づく特許出願についても通常の特許出願とできるだけ同等の取扱いとすることが出願人にとって望ましいことを考慮すると、実用新案登録に基づく特許出願から実用新案登録出願への変更を可能とすることも考えられる。

しかしながら、変更を認めた場合には、実用新案登録出願の状態に戻ることが可能となり、補正・分割を行い得るこ

ととなる。これは、実用新案登録に基づく特許出願を行わずに実用新案権をそのまま存続していた場合には不可能なことである。このような利点を狙って実用新案登録に基づく特許出願が利用されることは、制度導入の趣旨に合致するものではない。また、出願人は一度取得した実用新案権を放棄してまで特許権による保護を選択したのであるから、同一内容の出願で再度の実用新案権の取得を認める必要はないと考えられることも可能である。したがって、実用新案登録に基づく特許出願から実用新案登録出願への変更は禁止することとしたものである。

また、同様の理由により、実用新案登録に基づく特許出願の分割出願についても、実用新案登録出願への変更は禁止されている。

さらに、実用新案登録に基づく特許出願を意匠登録出願経由で実用新案登録出願に変更することを禁止するために、実用新案登録に基づく特許出願から変更された意匠登録出願についても、実用新案登録出願への変更が禁止されている。

平成二〇年の一部改正においては、拒絶査定不服審判の請求期間が「三〇日」から「三月」に拡大されたことに伴い、出願の変更をすることができる期間についても同様に「三月」とする改正が行われた（一項、二項、六項及び七項）。

また、特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、特許出願の放棄又は取下げと同様に、その特許出願から実用新案登録出願への変更についても、当該仮専用実施権者及び登録した仮通常実施権者の承諾を得ることを要件とすることが規定された（特三八条の五（趣旨）参照）。しかしながら、平成二三年の一部改正において、仮通常実施権の登録制度を廃止したことに伴い、仮通常実施権者については承諾を不要とし、四条の二第三項において、承諾に代わる措置を設けることとした（九項）。

平成二六年の一部改正においては、特許法四四条二項から四項までの規定の改正と同趣旨の改正を行った。すなわち、同法四一条四項及び四三条一項を改正し、経済産業省令で定める期間内は優先権の主張が可能となることから、本

条三項を改正し、新たな実用新案登録出願について、これらの規定の適用除外は行わないこととした。

〔参 考〕

〔実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされるもの〕分割・変更された出願は元の出願の時にしたものとみなされると規定されていること（特四四条二項及び意一〇条の二第二項等）に鑑みると、実用新案登録に基づく特許出願から分割・変更された出願は、複数回分割・変更が行われたものであっても実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる。したがって、一項における「特許法四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法四十四条二項（同法四十六条五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。）」は、実用新案登録に基づく特許出願及び実用新案登録に基づく特許出願から分割・変更を経由した特許出願全てを意味している。また、二項における「意匠法十三条六項において準用する同法十条の二第二項の規定により特許法四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願（意匠法十条の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。）」は、実用新案登録に基づく特許出願から分割・変更を経由した意匠登録出願全てを意味している。このように規定したのは、実用新案登録に基づく特許出願から実用新案登録出願への変更を禁止する場合、実用新案登録に基づく特許出願から分割・変更された出願についても実用新案登録出願への変更を禁止する必要があるが、また、分割・変更は複数回行うことが可能であるため、複数回行われた場合も禁止できるようにする必要があるからである。

（特許法の準用）

第一条 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十八条（共同出願）、第四十三条から第四十四条まで（パリ条約による優先権主張の手続等及び特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。（改正、

昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平五法律二六、平六法律一一六)

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。(改正、平二〇法律一六、平二三法律六三)

3 特許法第三十五条(仮専用実施権に係る部分を除く。)(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。(改正、平二〇法律一六)

〔旧法との関係〕 一二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用条文に関して規定したものであり、平成五年の一部改正において、それまで九条に規定されていたものが移動したものである。本条で特許法を準用した結果、旧法と異なる点は次のとおりである。

その一は、新規性の喪失の例外を大幅に広げたことである。旧法では博覧会出品により公知になった場合だけに限定していたのを、この法律では特許法における場合と同じく実用新案登録を受ける者の意に反して公知になった場合、又は実用新案登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知になった場合には、一定期間内に出版すれば考案は新規性を失わないものとした。その二は、共同出版及び要旨変更の規定を特許法に新設したことに伴い実用新案法にも準用したことである。その三は、実用新案登録出願についても出願分割を認めたことである。なお、昭和四五年の一部改正によって実用新案登録出願の分割についても、特許における場合と同じく分割することができる時期についての制限及び出願日の遡及効の例外の追加を行っている(特四四条〔趣旨〕参照)。

さらに、平成五年の一部改正において、特許法四〇条及び四一条(明細書の補正と要旨変更)が廃止されたこと及び実体的要件についての審査が廃止されたため、同法四二条(出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果)を準用する必要が

なくなったことに伴い、引用箇所を削除した。

また、平成六年の一部改正において、パリ条約の例による優先権の主張を認めるため、特許法四三条の二（平成二六年改正後の四三条の三）を準用する改正を行った。

さらに、平成二三年の一部改正において、仮通常実施権（四条の二）を導入したことに伴い、特許法三三条を準用することとした。

## 第三章 実用新案技術評価（改正、平五法律二六）

## （実用新案技術評価の請求）

- 第一二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二（実用新案登録の要件）並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項（先願）の規定に係るもの（以下「実用新案技術評価」という。）を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。（改正、平一〇法律五一、平一三法律六三）
- 2 前項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。（改正、平一五法律四七、平一六法律七九）
- 3 前二項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求は、その実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願がされた後は、することができない。（本項追加、平一六法律七九）
- 4 特許庁長官は、第一項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用新案技術評価書」という。）を作成させなければならない。（本項追加、平一六法律七九）
- 5 特許法第四十七条第二項の規定は、実用新案技術評価書の作成に準用する。（改正、平一六法律七九）
- 6 第一項の規定による請求は、取り下げることができない。（改正、平一六法律七九）

7 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から第一項の規定による請求があつた後に、その請求に係る実用新案登録（実用新案登録出願について同項の規定による請求があつた場合におけるその実用新案登録出願に係る実用新案登録を含む。）に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願がされたときは、その請求は、されなかつたものとみなす。この場合において、特許庁長官は、その旨を請求人に通知しなければならぬ。（本項追加、平一六法律七九）

（改正、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、基礎的要件の審査のみで早期に登録を行う制度の下において、権利の有効性に関する客観的な判断材料を提供するという観点から、新たに実用新案技術評価書を導入することについて規定したものである。

実用新案技術評価書を導入した趣旨は、実体的要件についての審査を行わずに権利を付与する場合、登録された権利が実体的要件を満たしているか否かは、原則として当事者間の判断に委ねられることとなるが、権利の有効性をめぐる判断には、技術性や専門性が要求され、当事者間の判断が困難な場合も想定されるため、当事者間に権利の有効性に関する客観的な判断材料を提示することが望ましいと考えられたためであり、実用新案技術評価の請求は、何人も出願時以降いつでもその請求を可能とした。

この実用新案技術評価は、文献等公知（三条一項三号）、公知文献から見た進歩性（三条二項）、拡大先願（三条の二）、先願（七条）の要件、すなわち先行技術文献及びその先行技術文献からみた考案の有効性に関する評価を行うものである

るが、他方、権利の効力を左右するものではなく、その法的性格は鑑定に近いものと考えられる。

なお、実用新案権は請求項ごとに行使用することが可能であり、実用新案技術評価の報告書は、権利行使の際にその提示が求められるものである（二九条の二）ことから、実用新案登録無効審判の請求（三七条一項）と同様に、実用新案技術評価の請求は請求項ごとに行えることとした（五〇条の二）。

また、平成一〇年及び平成二三年の一部改正において、七条の改正に伴う所要の改正を行った。

二項は、実用新案権が消滅した場合でも、損害賠償請求権、不当利得返還請求権等は、消滅時効（民一六七条及び七二四条）が完成しない限りは行使し得ることから、その権利行使の際に必要な実用新案技術評価書についても実用新案登録が無効とされない限り、その請求を認める旨を規定したものである。

三項は、実用新案登録に基づく特許出願の基礎とした実用新案登録に対する評価の請求の制限を規定している。実用新案登録に基づく特許出願がされた場合には、出願人の意思として実用新案権の保護を断念し、特許権を選択したといえること、過去の侵害に対しては実用新案権を維持することで対応すべきこと及び二重の審査（同一の技術について特許審査及び実用新案技術評価書の作成が行われること）による特許審査の遅延を防止する必要があることに鑑み、基礎とした実用新案登録については、その後に評価の請求はできないこととしたものである。なお、平成一五年の一部改正において、三七条一項の審判を実用新案登録無効審判と規定する修正を行った。詳細については三七条（趣旨）を参照されたい。

四項は、実用新案技術評価書においては、先行技術文献及びその先行技術文献からみた権利の有効性に関する評価について、正確かつ客観的に示す必要があることから、請求があった場合は審査官がこれを作成する旨を規定したものである。

五項は、審査官の資格は、政令で定める旨を規定した特許法四七条二項を、実用新案技術評価書を作成する審査官に

についても適用する旨を規定したものである。

六項は、実用新案技術評価の請求がなされた後は、従来における出願審査の請求の場合（平成五年の一部改正前の実一〇条の第三第二項で準用する特四八条の第三第三項）と同様に、その請求を取り下げることができない旨を規定したものである。これは、実用新案技術評価の請求は、その事実が公報に掲載され（二三条、かつ、何人も行うことができることから、例えば第三者が行った請求の結果、作成された実用新案技術評価書を基に権利を行使しようとする権利者等の期待を保護する必要があるからである。

七項は、実用新案技術評価の請求がなされた後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合、二重の審査を防止するため、その実用新案技術評価の請求は初めからされなかつたものとみなし、その旨を請求人に通知することを規定したものである。

#### 〔参 考〕

〔基礎とされた実用新案登録に対する無効審判請求〕基礎とされた実用新案登録については、実用新案登録に基づく特許出願の出願時にその実用新案権は放棄され、かつ、評価の請求はできない状態であるから、無効にする利益は存在しないと考えられなくもない。しかしながら、放棄は将来に向けて効果を発生し、実用新案権が遡って存在しなかつたものとみなされるわけではないことから、実用新案権の存在していた時期があるため、実用新案登録を無効にする利益は存在すると考えられる（例えば二九条の三の損害賠償を請求する場合や、実用新案登録が無効になったときに実施料を返還する旨の契約をしていた場合等）。したがって、実用新案登録を無効にする利益を保護するため、実用新案登録に基づく特許出願の基礎とされた実用新案登録に対する無効審判の請求は制限されていない。

（同前）

第三條 特許庁長官は、実用新案掲載公報の発行前に実用新案技術評価の請求があつたときは当該実用新案掲載

公報の発行の際又はその後遅滞なく、実用新案掲載公報の発行後に実用新案技術評価の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があつたときは、その旨を実用新案登録出願人又は実用新案権者に通知しなければならない。(本項追加、平一六法律七九)

3 特許庁長官は、実用新案技術評価書の作成がされたときは、その謄本を、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者であるときは請求人に、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者でないときは請求人及び実用新案登録出願人又は実用新案権者に送達しなければならない。(本項追加、平一六法律七九)

(削除、平五法律二六、本条追加、平五法律二二八)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

一項は、実用新案技術評価書が権利の有効性についての客観的な判断材料を提示するものであることに鑑みて、利害関係人等がその事実を知ることができるよう、実用新案技術評価の請求があつた場合はその旨を公報に掲載することを規定したものである。この場合において、実用新案技術評価の請求が、設定登録後に発行される実用新案掲載公報の発行前になされたときは、まだ出願があつたこと自体が公表されていないのであるから、実用新案掲載公報発行まで待つてそれと同時に公表ができない場合は、その後遅滞なく請求があつた旨を公表することとし、当該実用新案掲載公報発行後に請求があつたときは、遅滞なくその旨を公表することを定めたものであり、出願審査の請求に関する公報掲載を定めた特許法四八条の五第一項と同趣旨の規定である。

二項は、他人から実用新案技術評価の請求があった場合、その旨を出願人又は実用新案権者本人に通知することを規定する。他人からの実用新案技術評価の請求後における実用新案登録に基づく特許出願の可能期間については、特許法四六条の二第一項三号を参照されたい。

三項は、実用新案技術評価書の謄本の送達について規定する。最初に実用新案技術評価書を取得した後の実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の可能期間については、一四条の二第一項一号を参照されたい。

なお、新たな実用新案技術評価の請求がなされた場合、以前のものとは異なる評価がなされる可能性があり、新たな実用新案技術評価書は出願人又は実用新案権者にとって重要な意味を持つ。したがって、二項においては、実用新案登録に基づく特許出願の可能期間との関係がない場合を含め、請求人が出願人又は実用新案権者でない場合においても、他人から実用新案技術評価の請求があった旨が出願人又は実用新案権者に通知されるように規定されている。同様に、三項においては、訂正の可能期間との関係がない場合を含め、請求人が出願人又は実用新案権者でない場合においても、実用新案技術評価書の謄本を出願人又は実用新案権者に送達されるように規定されている。

## 第四章 実用新案権

### 第一節 実用新案権

#### (実用新案権の設定の登録)

第一四条 実用新案権は、設定の登録により発生する。

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は却下された場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。(改正、平五法律二六、平八法律六八)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

- 一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 実用新案登録出願の番号及び年月日
- 三 考案者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容(改正、平一四法律二四、平一六法律七九)
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 登録番号及び設定の登録の年月日
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(改正、平五法律二六)

4 特許法第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。(改正、平五法律二六、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 六条一項

〔趣旨〕

特許法六六条の〔趣旨〕を参照されたい。

本条は、実用新案権の設定の登録について規定したものである。

一項は、特許法六六条一項と同様、実用新案権発生の要件及び時期について規定したものである。

二項は、平成五年の一部改正において新たに規定されたものであり、実用新案権の設定の登録の手続について規定したものである。なお、平成八年の一部改正において、「無効」を「却下」に改めたが、これは七条四項の改正と同趣旨のものである。

平成五年の一部改正前は、実体的要件についての審査を経た後に登録料の納付を待って、設定の登録を行う旨を規定していたが、平成五年の一部改正においては、実体的要件における審査を行うことなく登録を行うことよって早期権利保護を図ることを目的としているため、実用新案登録出願があった場合には、基礎的要件についてのみを審査し、出願の瑕疵が補正命令(六条の二)によっても治癒されず、出願が却下(二条の三及び二条の五第二項において準用する特一条の二第一項又は四八条の五第三項において準用する特一八四条の五第三項)される場合及び出願が放棄され、又は取り下げられている場合を除いて、早期に登録する旨を規定したものである。

三項は、実用新案権が登録された場合に発行する公報に掲載する事項について規定したものである。

平成一四年の一部改正において、実用新案法五条二項の「明細書」から「実用新案登録請求の範囲」が分離されたことに伴い、本項にも同様の修正が加えられた。

また、平成一六年の一部改正により、一定の範囲で明細書の考案の詳細な説明に対する訂正が行えるようになったことから、明細書の考案の詳細な説明における訂正の箇所を判別することができるよう、明細書の実用新案公報への掲載が要部掲載から全文掲載に変更された。

四項は、要約書に不備がある場合には、特許庁長官は自ら作成した事項を公報に掲載できる旨を規定した特許法六四条三項の規定を準用したものである。

〔字句の解釈〕

1 〈登録料〉三二条一項参照

2 〈登録料の免除又は猶予〉三二条の二参照

3 〈実用新案公報〉五三条参照

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正) (見出し改正、平一四法律二四)

第一四条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。

一 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。

二 実用新案登録無効審判について、第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

(本項追加、平一六法律七九)

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明（改正、平二三法律六三）
- 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。こと。（本号追加、平二三法律六三）
- 3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。（本項追加、平一六法律七九）
- 4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。
- 5 特許法第四条の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。（本項追加、平一六法律七九）
- 6 第一項の訂正をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号に規定する期間を経過するまでにその訂正をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその訂正をすることができる。（本項追加、平一六法律七九）
- 7 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするもの限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつ

た後)は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。(改正、平一四法律二四、平一五法律四七、平一六法律七九、平二三法律六三)

8 第一項及び前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。(改正、平一五法律四七)

9 第一項又は第七項の訂正をするには、訂正書を提出しなければならない。(本項追加、平一六法律七九)

10 第一項の訂正をするときは、訂正書に訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を添付しなければならない。(本項追加、平一六法律七九)

11 第一項又は第七項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。(改正、平一四法律二四、平一六法律七九)

12 第一項及び第七項の訂正があつたときは、第一項の訂正にあつては訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、第七項の訂正にあつてはその旨を、実用新案公報に掲載しなければならぬ。(改正、平一六法律七九)

13 特許法第二百二十七条及び第三百三十二条第三項の規定は、第一項及び第七項の場合に準用する。(改正、平一六法律七九)  
(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、実用新案権の設定の登録がなされた後の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正の範囲及び時期等

について規定したものである。

本条は、平成五年の一部改正で設けられたが、平成一六年の一部改正前は、自己責任原則に基づく無審査登録主義の趣旨及び第三者の監視負担増への懸念といった観点から、訂正は請求項の削除を目的とするものに限り認められていた。

特許制度においては、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正が可能となっているため、第三者からの攻撃（実用新案登録無効審判の請求や情報提供等）に対して無効理由に該当する瑕疵を取り除くことにより防御することができる。一方、実用新案制度においては、請求項の削除を目的とする訂正のみが認められているため、第三者からの攻撃に対して防御する余地がない。また、実用新案制度は早期無審査登録制度を採用しており、補正の機会もほとんどないことから、実質的な訂正が認められないことは権利者に酷であり、訂正の許容範囲を拡大すべきとの要請、特に実用新案技術評価書を取得した後及び実用新案登録無効審判の際に実質的な訂正をできるようにすべきとの要請があった。

他方、何ら制限を設けずに実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認めた場合、出願当初の実用新案登録請求の範囲に不当に広い権利範囲の請求項（例えばスマートフォンのフレームを改良した考案であっても、単なる「スマートフォン」という請求項を記載した場合。）を記載しておき、その後、評価書又は実用新案登録無効審判で提示された先行技術を参考にしながら、第三者の製品を含み、かつ、無効理由のない請求項に訂正することが可能となる。そのため、整備された権利範囲を出願時に設定する意欲が低下し、不当に広い権利範囲を有する実用新案権が増大することが考えられる。このようなことが起こった場合、第三者は当初の不当に広い権利範囲のうちのどの範囲について實際上権利が有効であるかということを予測しなければならなくなり、過大な調査負担を強いられることになる。

そこで、平成一六年の一部改正において、第三者の負担が過大とならないよう、一定の制限を加えつつ訂正の許容範囲が拡大された。

また、平成二三年の一部改正において、特許法一二六条及び一三四条の二第一項ただし書四号の規定を新設したことに伴い、実用新案法における訂正の範囲を、特許制度と同様に規定することとした（本条二項四号）。

一項は、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の時期と回数について規定する。実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正が無制限に認められると、整備された権利範囲が出願時に設定されない可能性が生ずる。

また、無審査主義で登録を認める制度であることを考慮すると、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を無制限に許容することは、第三者の監視負担の著しい増大を招く。したがって、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正については、時期及び回数が限定される旨が規定されている。具体的には、実用新案技術評価書を取得した後及び実用新案登録無効審判の際に訂正したいという要望に配慮し、実用新案権の設定登録後、最初の評価書の謄本の送達があった日から二月を経過するまで、又は実用新案登録無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまでに制限し、かつ、全期間を通じて一回のみ認めることとされた。一号又は二号に掲げるいずれか早いほうの期間を経過した後は、訂正を一回も行っていない場合であっても、訂正をすることができないことに留意する必要がある。

なお、一項の規定は請求項ごとに実用新案登録又は実用新案権があるものとみなされるものではないから（五〇条の二）、一部又は全部の請求項を評価した場合であっても、何ら取扱いに差違はない（実用新案登録無効審判の請求も同様）。つまり、評価されていない請求項がある場合についても、実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から二月を経過するまでが、評価されていない請求項を含めた明細書等に対する訂正可能期間となる。

二項から四項までは、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の範囲について規定する。訂正により権利範囲が拡大することが第三者の予測可能性を害することを踏まえ、訂正の範囲は特許制度と同様、実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正及び明瞭でない記載の釈明、他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記

載を引用しないものとする（請求項間の引用関係の解消）を目的とするものに限られている。また、新規事項の追加及び実用新案登録請求の範囲の実質的な拡張・変更も禁止されている。

五項及び六項は、一項一号に規定された法定期間（二月）の延長規定及びその期間を徒過した場合の追完規定である。

七項は、請求項の削除を目的とする訂正について規定する。請求項の削除を目的とする訂正については、第三者の負担を軽減するものであるから、回数制限なしに、原則としていつでも可能である。ただし、実用新案登録無効審判が係属している間は、審判の迅速な処理の観点から審理終結通知（四一条において準用する特一五六条一項）の後は訂正を行うことができない。審理終結通知後に審理が再開された場合（四一条において準用する特一五六条三項）には、その後、更に審理終結が通知されるまでは訂正が可能となる。なお、平成一六年の一部改正は実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の規定が追加されたが、請求項の削除を目的とする訂正についての規定は実質的に変更されていない。

八項は、実用新案登録無効審判が実用新案権の消滅後においても請求できる（三七条三項）ことから、実用新案権の消滅後であっても権利が無効とされた場合を除き、訂正を行うことを認める旨を規定する。

九項は、訂正をする際には訂正書を提出しなければならない旨を規定する。また、一〇項は、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正をする際には、訂正した明細書等を添付しなければならない旨を規定する。

一一項は、訂正の効果について、特許法一二八条と同様に遡及効が認められる旨を規定したものである。

一二項は、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正があったときは、訂正した明細書等を実用新案公報に掲載し、請求項の削除を目的とする訂正があったときは、訂正がなされた旨を実用新案公報に掲載する旨を規定したものである。

一三項は、特許法一二七条（訂正を請求するに当たつての実施権者の承諾）、権利の共有者全員による請求を規定した同

一三二条三項（共同審判）を準用したものである。なお、特許法一三四条の二第九項（特許無効審判における訂正の請求）と異なり、特許法一三二条四項（審判手続の中断又は中止の効果）を準用していないが、その理由は、実用新案法における訂正は、その適否について実体的な審理を行わないため、手続の中断という事態がそもそも生じないからである。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

また、平成一五年の一部改正において、三七条一項の審判を実用新案登録無効審判と規定する改正を行った。詳細については三七条の「趣旨」を参照されたい。

#### 〔字句の解釈〕

〈訂正をすることができる〉特許法一三四条の二第一項のように「訂正を請求することができる」と規定せずに、「訂正をすることができる」と規定したのは、特許法においては、審判官により訂正の可否についての実体的な審理がなされるが、実用新案法においては、実体的な審理を行うことなく、訂正を行うことを認めているからである。

#### 〔参 考〕

1 〈独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならないとする要件が規定されていない理由〉特許権は実体審査を通過したもの、つまり特許を受けることができるものに付与されている。このため、特許の訂正要件として、独立して特許を受けることができるものでなければならないとする要件を規定している（特二六条七項）。一方、実用新案権は実体審査を経ずに付与されており、実用新案登録を受けることができるものでなくとも実用新案権は付与されている。したがって、実用新案登録の訂正要件として、独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならないとの要件は規定していない。

2 〈訂正と実用新案技術評価書との関係〉訂正により登録実用新案が変更された場合、訂正後の登録実用新案に係る

実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、訂正後の実用新案権を行使することができないことは、実用新案技術評価書制度の趣旨に鑑みれば当然である（二九条の二参照）。

3 〈実用新案技術評価書の取得後に訂正を行った場合の留意点〉実用新案技術評価書の取得後に訂正書が提出された場合であっても、特許制度における拒絶理由通知後の意見書・補正書の提出と異なり、新たな評価の請求がない限り、訂正後の登録実用新案に係る実用新案技術評価書が作成されることはない。したがって、実用新案技術評価書の取得後に訂正を行った場合において、訂正後の登録実用新案に係る実用新案技術評価書を取得するためには、再度、評価の請求を行う必要がある。

4 〈訂正における特許制度と実用新案制度の相違〉特許制度においては、訂正の要件を満たしていない場合、訂正が認められることのないように審判において訂正が審理される。他方、実用新案制度においては、基礎的要件を満たしている限り訂正は認められることとなっており、仮に訂正の要件を満たさない訂正がされた場合であっても、その訂正は認められることとなる。訂正の要件を満たさない訂正がされた実用新案登録に対しては実用新案登録無効審判を請求することが可能であり、その結果、その実用新案登録は無効となる。

（訂正に係る補正命令）

第一四条の三 特許庁長官は、訂正書（前条第一項の訂正に係るものに限る。）の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に就いて補正をすべきことを命ずることができる。

一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品

の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が第五条第六項第四号又は第六条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(本条追加、平一六法律七九)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の一部改正により新設されたものであり、訂正した明細書等が基礎的要件を欠く場合は特許庁長官による補正命令の対象となる旨を規定したものである。

実用新案制度においては、いわゆる基礎的要件を満たしているものを登録すべきこととされている(六条の二)。一方、平成一六年の一部改正で導入された実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正がその要件を満たしているも、「考案」であるか否か等の基礎的要件を満たしていない場合(自然法則を利用していない手段(例えば人間の精神的活動)が付加される場合等。)が考えられる。特に不当に広い権利範囲の請求項が設定されていた場合、訂正を経て考案の単一性を満たさない複数の考案が記載される場合(例えば請求項1に「自動車」、請求項2に「自動車のハンドル」と記載されていた場合において、「自動車」が公知であると判明した後に請求項1を「自動車のハンドル」と訂正された場合。)が考えられ、

その場合、出願人間の不公平が生じ、評価書の作成負担が数倍になる可能性がある。そこで、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正後の考案又は明細書等に対して、基礎的要件を満たしているか否かの判断を行うこととしたものである。

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。(改正、平五法律二六、平

一六法律七九)

〔旧法との関係〕 一〇条

〔趣旨〕

本条は、実用新案権の存続期間について規定したものである。

従来は、出願公告から一〇年、ただし、出願日から一五年を超えないものと規定されていた。平成五年の一部改正においては、早期に実施され、ライフサイクルも短い技術について早期権利保護を図ることを目的として、実用新案権の存続期間は、出願の日から六年をもつて終了することとされた。平成一六年の一部改正においては、存続期間の見直しが行われ、実用新案権の存続期間が短過ぎるとの出願人等の意見及び国際的調和の観点から、出願の日から一〇年をもつて終了することとされた。

なお、平成五年の一部改正において、新規事項を追加する補正が無効理由とされた(三七条一項一号)ことから、要旨を変更する補正により出願日が繰り下がった場合の存続期間について規定した従来の二項は廃止された。

(実用新案権の効力)

第一六条 実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(旧法との関係) 六条二項

(趣旨)

特許法六八条の〔趣旨〕を参照されたい。

(他人の登録実用新案等との関係)

第一七条 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその実用新案権がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権若しくは商標権と抵触するときは、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。

(改正、平八法律六八)

(旧法との関係) 六条三項

(趣旨)

特許法七二条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成八年の一部改正では、商標法において立体商標制度を導入したことに伴い、実用新案権と商標権とが抵触する場合もあり得ることとなったので、特許法の改正と同様に、抵触関係の対象として新たに商標権を追加した。

（実用新案権の移転の特例）

第一七条の二 実用新案登録が第三十七条第一項第二号に規定する要件に該当するとき（その実用新案登録が第十条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は第三十七条第一項第五号に規定する要件に該当するときは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その実用新案権者に対し、当該実用新案権の移転を請求することができる。

2 前項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、その実用新案権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

3 共有に係る実用新案権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第二十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

（本条追加、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法七四条の〔趣旨〕を参照されたい。

(専用実施権)

- 第一八条 実用新案権者は、その実用新案権について専用実施権を設定することができる。
- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を専有する。
- 3 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

〔旧法との関係〕 二二六条において特四四一条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法七十七条の〔趣旨〕を参照されたい。

(通常実施権)

- 第一九条 実用新案権者は、その実用新案権について他人に通常実施権を許諾することができる。
- 2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を有する。
- 3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（通常実施権の対抗力）の規定は、通常実施権に準用する。（改正、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 二二六条において特四八条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法七八条の「趣旨」を参照されたい。なお、平成二三年の一部改正により、特許法と同様、通常実施権に当然対抗制度を導入した。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第二〇条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第二百三十三条第一項（特許の無効審判）の特許無効審判（以下この項において単に「特許無効審判」という。）の請求の登録前に、特許が同条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。（改正、平二三法律六三）

一 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者（改正、平五法律二六）

二 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者（改正、平五法律二六）

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者（改正、平五法律二六、平二三法律六三）

(改正、昭五三法律三〇、平五法律二六、平六法律一一六、平一六法律七九)

2 当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

〔旧法との関係〕 八条

〔趣旨〕

特許法八〇条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、一項は、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査を経ることなく登録がなされることになったため、実用新案登録が無効理由を有することを知らずに当該考案を実施していたとしても、無効理由を有していた実用新案権の権利者（一部改正前一号及び三号）、専用実施権者、登録した通常実施権者（一部改正前五号）に対しては、中用権（通常実施権）を認めないこととした。

また、特許権を無効とされた原特許権者等が中用権（通常実施権）を有するのは、その特許を無効にした場合に残された有効な実用新案権又はその専用実施権に対してである旨を明らかにするため、該当箇所を改正した。

さらに、平成二三年の一部改正において、登録なしに通常実施権者は対抗力を備えることとした（一九条）ことに伴い、登録の有無にかかわらず通常実施権者に中用権（通常実施権）を認めることとした。

（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

第二一条 登録実用新案の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めるところができる。ただし、その登録実用新案に係る実用新案登録出願の日から四年を経過していないときは、この限

りでない。(改正、昭四〇法律八一、昭四六法律九六)

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、前項の裁定に準用する。(改正、昭三七法律一六一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

旧特許法四一条はパリ条約五条の規定に基づき不実施の場合の措置について規定していたが、旧実用新案法には何らの規定もなかった。しかしながら、条約五条A(5)には「(1)から(4)までの規定は、実用新案に準用する」という規定があり、また、現行法では実用新案登録の対象を発明と同性質の考案であるとしたことに伴い本条を設けることにしたのである。

詳細は特許法八三条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定〕

第二二条 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案が第十七条(他人の登録実用新案等との関係)に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録実用新案の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。(改正、昭四六法律九六)

2 前項の協議を求められた第十七条の他人は、その協議を求めた実用新案権者又は専用実施権者に対し、これら

の者がその協議により通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受けて実施をしようとする登録実用新案の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。(追加、昭五〇法律四六)

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。(改正、昭五〇法律四六)

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第十七条の他人は、第七項において準用する特許法第八十四条〔答弁書の提出〕の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を請求することができる。(追加、昭五〇法律四六)

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第十七条の他人又は実用新案権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。(改正、昭五〇法律四六)

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。(追加、昭五〇法律四六)

7 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで(裁定の手續等)の規定は、第三項又は第四項の裁定に準用する。(改正、昭三七法律一六一、昭五〇法律四六、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕

一一條

〔趣旨〕

本条は、旧法二一条に規定する内容を規定したものである。旧法は特許権を重視する観点から、特許発明と登録実用新案とが利用関係にある場合であっても特許権者のみに実施許諾審判の請求を認めていた。しかし、現行法では特許権の対象も実用新案権の対象もともに技術的思想であると改められたのであるから、特に特許権（及び特許発明）を優遇する必要はない。本条が特許発明を利用する場合に実用新案権者も裁定の請求をすることができるとしたのは、このような理由に基づく。詳細は特許法九二条の〔趣旨〕を参照されたい。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

**第二三条** 登録実用新案の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。（改正、昭四六法律九六）

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。（改正、平一一法律一六〇）

3 特許法第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。（改正、昭三七法律一六一、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 二二六条において特四〇条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法九三条の〔趣旨〕を参照されたい。

## (通常実施権の移転等)

- 第二四条 通常実施権は、第二十一条第二項〔不実施の場合の通常実施権の設定の裁定〕、第二十二条第三項若しくは第四項〔自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定〕若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項〔自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定〕又は意匠法第三十三条第三項〔通常実施権の設定の裁定〕の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、実用新案権者〔専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者〕の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。(改正、昭四〇法律八一、昭五〇法律四六、平六法律一一六)
- 2 通常実施権者は、第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者〔専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者〕の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。(改正、昭四〇法律八一、昭五〇法律四六、平六法律一一六)
- 3 第二十一条第二項又は前条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができる。(追加、昭四〇法律八一、改正、平六法律一一六)
- 4 第二十二条第三項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。(改正、昭四〇法律八一、昭五〇法律四六、平六法律一一六)
- 5 第二十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つ

て移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。(本項追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 二二六条において特五一一条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法九四条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔質権〕

第二五条 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録実用新案の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

(改正、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法九五条の〔趣旨〕を参照されたい。

## (特許法の準用)

第二二六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十一条の二まで（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九条（先使用による通常実施権）、第七十九条の二（特許権の移転の登録前の実施による通常実施権）、第八十一条、第八十二条（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。（改正、昭五〇法律四六、平一一法律四二、平二三法律一六三）

〔旧法との関係〕 二二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用についての規定である。特許法第四章第一節の「特許権」の規定は六六条から九九条までであり、本条の準用から除外されているのは、この法律に特許法と対応する別の規定があるか（例えば一七条は特七二条の対応規定）、本条とは別の条文中で準用されているか（例えば特八四条は二二条三項で準用している）、又は特許の対象にはなるが実用新案の対象になり得ないものに関する規定（例えば特六九条三項は「二以上の医薬を混合することにより製造されるべき医薬の発明」及び「二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明」に関する規定）である。なお、平成一一年の一部改正において、新設された特許法七一条の二（鑑定嘱託）の規定が新たに準用されることとなった。

また、平成二三年の一部改正において、新設された特許法七九条の二（特許権の移転の登録前の実施による通常実施権）の規定が新たに準用されることとなった。

第二節 権利侵害

〔差止請求権〕

第二十七条 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者（以下「侵害者等」という。）に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。（改正、平五法律二六）

2 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（プログラム等（特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。（改正、平一四法律二四）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇〇条の「趣旨」を参照されたい。なお、平成一四年の一部改正において、特許法二条において、「物（プログラム等を含む。以下同じ。）」と定義することにより、特許法上の「物」に「プログラム等」が含まれることが明確化された。

実用新案法の保護対象である「物品」は有体物であり、無体物である「プログラム等」は含まれないが、二八条の間接侵害規定における「登録実用新案に係る物品の製造に用いる物」には、侵害物品を製造するために用いられる工作機

の制御プログラム等が含まれ得る。また、間接侵害の対象となる「物」に「プログラム等」が含まれるとした場合、二項に規定される差止請求の対象である「侵害の行為を組成した物」にも「プログラム等」が含まれることになる。この点を明確にするため、実用新案法の条文中に先に出てくる本条において、実用新案法の「物」に「プログラム等」が含まれることとされた。

（侵害とみなす行為）

第二八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。（改正、平六法律一一六）

一 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為（本号追加、平一八法律五五）

（改正、平一四法律二四）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇一条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法一〇一条の改正に合わせ、主観的要件と客観的要件の両面から規定する欧米型の規定が追加されるとともに、プログラム等の電気通信回線を通じた提供が間接侵害行為に含まれることとされた。また、特許法の表現に合わせ間接侵害の対象物である「物」に対する行為については、「製造」に代えて「生産」の語を用いることとされた。これは「物品」は「製造」、「物」は「生産」という文言上の整理に基づく改正であり、実質的な内容の変更ではない。

また、平成一八年の一部改正において、実用新案権の侵害とみなす行為として第三号が追加された。詳細については特許法一〇一条〔趣旨〕を参照されたい。

（損害の額の推定等）

第二九条 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。

- 一 実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額に、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物品の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該実用新案権者又は専用実施権者

が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施対応数量を超える数量又は特定数量がある場合（実用新案権者又は専用実施権者が、当該実用新案権者の実用新案権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該実用新案権又は専用実施権に係る登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

（本項追加、平一〇法律五一、改正、令元法律三）

2 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。（改正、平一〇法律五一）

3 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。（改正、平一〇法律五一）

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録実用新案の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、実用新案権者又は専用実施権者が、自己の実用新案権又は専用実施権に係る登録実用新案の実施の対価について、当該実用新案権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該実用新案権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすることを前提として当該実用新案権又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。（本項追加、令元法律三）

5 第三項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるにいて、これを参酌することができる。(改正、平一〇法律五一、令元法律三)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一〇二条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔実用新案技術評価書の提示〕

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、実用新案権が実体的要件についての審査を経ずに付与される権利とされたことから、権利の濫用を防止するとともに第三者に不測の不利益を与えることを回避するため、権利者は、権利の有効性に関する客観的な判断材料である実用新案技術評価書(二二条)を提示した後でなければ権利行使を認めない旨を規定したものである。これによって、権利者による権利行使が適切かつ慎重なものとなるた

め、瑕疵ある権利の濫用を防止することが可能となる。

この規定に反し、実用新案技術評価書を提示せずに行つた警告は有効なものとは認められず、その状態で侵害訴訟を提起しても、直ちに訴えが却下されるわけではないが、評価書が提示されない状態のままでは、権利者の差止請求、損害賠償請求等は認容されないものと解される。

#### (実用新案権者等の責任)

第二九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。（改正、平一〇法律五一、平二三法律六三）

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について第十四条の二第一項又は第七項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。（改正、平一四法律二四、平一六法律七九）

〔本条追加、平五法律二六〕

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、実用新案権者及び専用実施権者とその権利を行使した場合の責任について規定したものである。

平成五年の一部改正により、実体的要件についての審査を行うことなく権利が付与された場合、権利者（専用実施権者を含む。以下同じ。）は、瑕疵ある権利を濫用することのないよう、より慎重な判断の下に権利を行使（警告を含む。以下同じ。）することが求められる。すなわち、実体的要件についての審査を行うことなく権利が付与される場合の権利者は、権利行使に当たって、より高度な注意義務を有することとなる。

一項は、行使した権利が無効であった場合には、権利者が注意義務に違反したものととして、立証責任の転換を図り、権利者が相当の注意をもって権利を行使したことを立証しない限り、損害賠償責任を負う旨を規定したものであり、第三者が不測の損害を被ることのないようにしたものである。

このように、無効な権利を行使した権利者に対する過失の立証責任の転換を図ることとした場合、権利者が免責されるためには、相当の注意をもって権利を行使したことを立証する必要がある。そのような立証を行うには、権利者は、実用新案技術評価書（以下単に「評価書」という。）の請求、自己調査、鑑定等により自ら権利の有効性を確保する必要がある。ただし、権利者は、評価書を権利の有効性を判断するための有力な手段として活用することができるというのが評価書制度の立法趣旨であることから、例えば評価書における評価（登録性も否定する旨の評価を除く。）に基づき権利を行使した後に評価書の調査の範囲内において新たな証拠が示され、権利が無効とされたような場合、当該証拠が示さ

れる以前の行為については、原則として過失は問われないものと考えることが妥当である。しかしながら、権利者が当該無効理由となった公知文献をそれ以前から知っていた等の特段の事情がある場合については、たとえ評価書の評価が登録性を否定するものでなく、そのような評価に基づく権利行使であっても、権利者は免責されないと考える。

また、評価書の調査の対象外の文献、公知、公用の技術等によりその権利が無効とされた場合については、権利者が相当の注意を尽くしたか否かは、当該文献、公知、公用技術等について必要と認められる範囲の調査、これらに関連する当事者双方の鑑定の利用の有無等も含めて具体的に判断されることが妥当であると考ええる。

以上の趣旨を明確にするため、権利者が評価（登録性を否定する旨の評価を除く。）に基づき権利を行使したとき、その他相当の注意をもって権利を行使したときは、損害賠償責任を免れる旨を規定することとした。

なお、平成一〇年及び平成二三年の一部改正では、七条の改正に伴う形式的改正が行われた。

二項は、旧特許法五二条四項（仮保護の権利を行使した場合の権利者の責任）後段に相当する規定で、権利を行使した後の訂正により権利範囲が変更された結果、その行使の対象となった相手方の実施していた行為が、設定登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載されている考案の技術的範囲に含まれなかった場合についても、前項に規定する損害賠償責任を負う旨を規定したものである。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本項にも同様の修正が加えられた。また、平成一六年の一部改正では、一四条の二の改正に伴う形式的改正が行われた。

#### 〔字句の解釈〕

〈損害を賠償する責めに任ずる〉単に権利行使について過失があったものと推定する旨の規定を設けることも考えられしたが、民法七〇九条（不法行為）の解釈上、不法行為の成立要件は、「違法性（権利侵害）」「損害の発生」「責任（故意、

過失」とされており、単に権利行使について過失があったものと推定するのみでは、そもそも違法性を欠くとして不法行為が成立せず、瑕疵ある権利の行使を受けた第三者の保護が十分に図られないおそれがある。このため、無効な権利に基づく訴訟の提起が違法であることを明確にする必要があることから、無過失であることの立証がない限り、権利者が損害賠償責任を負う旨を規定することとした。

(特許法の準用)

第三〇条 特許法第百四条の二から第百五条まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、主張の制限及び書類の提出等）及び第百五条の二の十一から第百六条まで（第三者の意見、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止及び信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同法第百四条の四中「次に掲げる決定又は審決が確定した」とあるのは、「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該決定又は審決が確定した」とあるのは、「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の決定又は審決」とあるのは、「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

(改正、平五法律二二六、平一一法律四一、平一六法律一一〇、平二三法律六三、平二六法律三六、令元法律三、令三法律四二)

(旧法との関係) 該当条文なし

(趣旨)

本条は、権利侵害について特許法の条文を準用したものである。実用新案登録は方法の考案について与えられることがないため、特許法一〇四条は準用されない。

また、従来は、特許法一〇三条を準用することにより、他人の権利を侵害した場合、侵害者には過失が推定されていた。これは、権利の内容については、実体審査を経たもののみが公報等によって公示されているものであること、侵害となるのは事業者のみであることから、当業者であれば公報等を調査すべき注意義務があることを前提としたものである。しかしながら、平成五年の一部改正においては、登録前に実的要件についての審査を行わないことから、当業者に出願され、登録された権利の全てについて有効性まで含めて自ら調査すべき義務を負わせるのは妥当ではないことから、特許法一〇三条を準用しないこととした。この結果、権利者が侵害者に対して損害賠償を請求する際には、民法七〇九条に基づき、相手方の故意又は過失を立証する必要がある。

平成一一年の一部改正において、新設された特許法一〇四条の二（具体的態様の明示義務）、旧一〇五条の二（損害計算のための鑑定）、一〇五条の三（相当な損害額の認定）の規定が新たに準用されることになった。

平成一六年の裁判所法等の一部改正において、新設された特許法一〇四条の三（特許権者等の権利行使の制限）及び一〇五条の四から一〇五条の七（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）の規定が新たに準用されることになった。

平成二三年の一部改正において、新設された特許法一〇四条の四（主張の制限）の規定が新たに準用されることとなり、併せて必要な読替規定を整備した。さらに、平成二六年の一部改正において、特許異議申立制度が創設されたことに伴い、該当箇所を改正した。

令和元年の一部改正において、査証制度が創設され、特許法一〇五条の二から一〇五条の一〇まで（査証人に対する査証の命令、査証人の指定等、忌避、査証、査証を受ける当事者が工場等への立入りを拒む場合等の効果、査証報告書の写しの送

達等、査証報告書の閲覧等、査証人の証言拒絶権、査証人の旅費等及び最高裁判所規則への委任）の規定が新設されたことに伴い、査証制度が準用されないよう形式的な改正を行った。

令和三年の一部改正において、新設された特許法一〇五条の二の一一（第三者の意見）の規定が新たに準用されることになった。

### 第三節 登録料

#### （登録料）

**第三十一条** 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条〔存続期間〕に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、一万八千円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき九百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。

（改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律三三、昭六二法律二七、平五法律二六、平一〇法律五一、平一一法律四一、平一六法律七九、令三法律四二）

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。（改正、平一一法律三〇、平一五法律四七）

3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がそ

の額を納付しなければならない。(本項追加、平一一法律三二〇、改正、平一五法律四七)

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二〇条

〔趣旨〕

本条は登録料の上限額を定めたものであり、特許法一〇七条の〔趣旨〕参照(なお、昭和四五年、昭和五〇年、昭和五三年、昭和五六年、昭和五九年、昭和六二年、平成五年、平成一一年及び平成一六年の各種手数料の改定に伴う一部改正によってそれぞれ料金改定が行われている)。

なお、一項は、実用新案権者が納付すべき登録料の上限額について規定したものであるが、登録料は、権利の取得がもたらす経済的利益の蓋然性に着目して徴収しているものであるから、登録料の起算日は実際に権利が発生する設定登録の日とし、登録料の納付については、設定登録の日から起算した各年であつて、存続期間が満了する日までの各年について納付すべき旨を規定したものである。

三項には、実用新案登録料についても、三二条の二において資力に乏しい考案者等に対して、また、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律において、TLOに対して減免措置が定められていることに鑑み、特許法一〇七条三項と同様の規定が設けられている。

平成一一年の一部改正において、特許料の場合と同様に一請求項ごとの料金を引き下げる改正を行った。

平成一六年の一部改正では、実用新案権の存続期間が延長されたことに伴い、第七年から第一〇年までの登録料が新設された。また、この新設する登録料による収入増を考慮した収支均衡の観点、出願時の負担を軽減すべきとの要請、及び実用新案登録出願を行うおうとする意欲を高める観点を踏まえて、第一年から第三年まで及び第四年から第六年までの登録料が引き下げられた。

令和三年の一部改正において、特許料の場合と同様に、年限の区分けごとに料金の金額を定めていた表を削除し、上限額のみを法定した上で、具体的な金額を政令（実用新案法施行令）で定めることとする改正を行った。

（登録料の納付期限）

**第三二条** 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に（第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に）一時に納付しなければならない。（改正、昭六二法律二七、平五法律二六）

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。（改正、昭六二法律二七、平五法律二六）

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。（改正、平五法律二六）

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により前項の規定により延長された期間内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十

四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。（追加、平二六法律三六）

〔旧法との関係〕 実施規六条

〔趣旨〕

特許法一〇八条の「趣旨」を参照されたい。なお、一項は、従来は、実体的要件についての審査を経た後、登録査定等の謄本を出願人に送達し、送達日から三〇日以内になされる第一年分から第三年分までの登録料の納付を待つて設定登録を行っていたが、平成五年の一部改正において、出願後、早期に登録を行うこととしているため、基礎的要件の審査を行った後にあらためて出願人による登録料の納付を待つていたのでは登録が遅れることとなることから、第一年から第三年までの各年分の登録料は出願時に一時に納付しなければならない旨を規定することとした。

また、本項中の括弧書は、出願の変更や出願の分割がなされた場合の登録料の納付期限は遡及する先の出願日ではなく、実際の出願が行われた日である旨を規定したものである。

なお、本項により出願時に登録料を納付した後に出願が却下された場合等には、三四条一項二号の規定により登録料の返還を認めることとした。

また、平成五年の一部改正において、出願公告制度が廃止されたことに伴い、二項及び三項中、出願公告から設定登録までに三年以上を要した場合の登録料の納付について規定した箇所を削除した。

四項は、平成二六年の一部改正において追加された。一項は実用新案権の設定登録のための登録料の納付期間について規定したものであるところ、特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、本項を新設し、三項の規定により延長された期間について救済規定を整備した。

なお、救済の対象とする期間を「前項の規定により延長された期間」としたのは、実用新案権の設定登録のための登録料は実用新案登録出願と同時に納付しなければならないこと（一項）を考慮したものである。

（登録料の減免又は猶予）

第三二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定により登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

（本条追加、平一一法律四一、令三法律四二）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、登録料の免除又は猶予について規定したものであり、平成十一年の一部改正において新たに設けられたものである。平成十一年の一部改正前には、登録料の免除又は猶予について、三六条において特許法一〇九条を準用していた。

しかしながら、平成十一年の特許法の一部改正において、特許法一〇九条の規定が改正され、対象者に使用者等が追加されたが、実用新案の場合、登録料の免除又は猶予の対象者は考案者又はその相続人のみであるので、実用新案法で特許法一〇九条を準用することはできなくなったことに伴い、登録料の免除又は猶予について新たに規定したものである。

実用新案の場合、使用者等が対象とならない理由は、実用新案は元来、創造性の低い小発明を保護することを目的としており、実用新案関係料金は特許関係料金の六〇七割と低廉に設定されていることによる。

また、令和三年の一部改正前は、二（三年も経過すれば多くの考案は利用についての目安もつき、登録料を納付することができるであろうという理由に基づき、考案者又は相続人が軽減、免除又は猶予を受けることができるのは第一年から第三年までの登録料に限られていたが、令和三年の一部改正において、三一条一項が改正されたことに伴い、減免期間を政令に委任することとした。

なお、減免の手續については、政令で定めている（実施令三條）。

#### （登録料の追納）

**第三三條** 実用新案権者は、第三十二條第二項に規定する期間又は前條の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。（改正、平五法律二六、平一一法律四一）

2 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十一條第一項（登録料）の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該実用新案権者がその責めに帰することができない理由により第三十二條第二項に規定する期間又は前條の規定による納付の猶予後の期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。（改正、令三法律四二）

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。（本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇）

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一條第一項の規定による第

四年以後の各年分の登録料及び第二項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。(改正、昭五九法律二四、昭六二法律二七、平五法律二六、平一一法律四一、令三法律四二)

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に前条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。(改正、昭五九法律二四、平五法律二六、平一一法律四一、令三法律四二)

〔旧法との関係〕 二二六条において特六九条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一一二条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、三二条二項ただし書が削除されたこと及び従来三四条が三六条へ移動したことに伴い、該当箇所を改正した。また、平成八年の一部改正では、三項に規定する割増登録料の納付方法についても、登録料の場合(三一条)と同様に、特許印紙による納付に加えて現金による納付を可能とした。

なお、平成一年の一部改正において、特許法一〇九条の規定に相当する条文を新たに設けた(三二条の二)ことに伴い、一項及び五項中、特許法一〇九条の準用を削除した。

また、令和三年の一部改正により、特許法と同様に、実用新案権者の責めに帰することができない理由により納付期間内に登録料を納付することができなかつた場合は、割増登録料の納付を免除する旨の規定を整備した。

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めか

ら存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになった日から二月以内で同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。(改正、平二三法律六三、令三法律四二)

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項〔登録料の納付期限〕に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

(本条追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の二の〔趣旨〕を参照されたい。

(回復した実用新案権の効力の制限)

第三三条の三 前条第二項の規定により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

(改正、平一四法律二四)

三 当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為(本号追加、平一八法律五五)

(本条追加、平六法律二一六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の三の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一四年の一部改正において、回復した実用新案権の効力の及ばない範囲が間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう、「のみ」要件の削除等、所要の改正が行われた。

また、平成一八年の一部改正では、特許法と同様に権利の消滅から回復登録までの所定期間内において回復後の実用新案権の効力が及ばない行為として、当該実用新案に係る物品の第三者による「譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為」を追加した。

(既納の登録料の返還)

第三四条 既納の登録料は、次に掲げるもの限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の登録料

二 実用新案登録出願を却下すべき旨の処分が確定した場合の登録料

三 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

四 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

(改正、平八法律六八)

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処分又は審決が確定した日から六月、同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。(追加、平二六法律三六)

(本条追加、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 二二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、既納の登録料の返還について規定したものであり、平成五年の一部改正において新たに設けられたものである。一項は、既に納付済みの登録料の返還が認められる場合を規定したものであり、従来は、既納の登録料の返還につ

る。

て、三四条において特許法一一一条の規定を準用していたが、平成五年の一部改正において第一年から第三年までの各年分の登録料は、出願時に納付しなければならないと規定された(三三条一項)ことに伴い、その後に出願を却下すべき処分が確定した場合、出願は結局登録されなかったのであるから、納付済みの登録料の返還請求を認める旨を新たに規定した(本条一項二号)ものである。

さらに、出願から登録までに長期間を要した結果、登録後に残されている権利期間を超えて既に出願時に登録料が納付されている場合も生じ得るため、既納の登録料のうち超過して支払われていた分についても返還請求を認めることとした(同項四号)。

また、過誤納の登録料(同項一号)、無効審決が確定した場合の登録料(三号)については、従来の特許法を準用していた内容と変わりが無い。

なお、平成八年の一部改正において同項二号中の「無効」を「却下」に改めたが、これは七条四項の改正と同趣旨のものである。

二項は、登録料の返還請求が認められる期間について規定したものである。

過誤納の登録料(本条一項二号)及び無効審決確定後の登録料(二項三号)についての返還請求の期限は、従来の三四条において準用していた特許法一一一条二項の規定と同様とした。また、出願却下後の登録料(一項二号)については、三号と同様に処分の確定の日から六月を返還請求の期限とした。さらに、一項四号に規定されている超過して納付された登録料については、超過して納付されたことが分かる時点が設定登録の日であることから、その日から一年間は返還請求を認めることとした。

三項は、平成二六年の一部改正において追加された。特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、本項を新設し、二項に規定する期間について救済規定を整備した。

第三五条 削除（削除、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 二五条

〔参 考〕

本条は、拒絶査定に対する審判について規定していたが、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査を行うことなく早期に登録を行う制度が導入されたことに伴って拒絶査定に対する審判が廃止されたため、削除された。

（特許法の準用）

第三六条 特許法第百十条（特許料を納付すべき者以外の者による特許料の納付）の規定は、登録料について準用する。（改正、昭六二法律二七、平五法律二六、平一一法律四一、平二七法律五五）

〔旧法との関係〕 二六条において特許法を準用

〔趣 旨〕

本条は、平成五年の一部改正において、従来規定されていた補正の却下の決定に対する審判が廃止されたことに伴い、従来の三四条が移動したものであり、登録料について特許法の条文を準用したものである。なお、平成五年の一部改正において、特許法一一一条の規定に相当する条文（実三四条）を、平成一一年の一部改正において、特許法一〇九条の規定に相当する条文（実三二条の二）をそれぞれ新たに設けたことに伴い、同条の準用を削除した。

また、平成二十七年の一部改正において、括弧書中の「利害関係人」を「特許料を納付すべき者以外の者」に改めた  
が、これは特許法一一〇条の改正と同趣旨のものである。

## 第五章 審判

(実用新案登録無効審判) (見出し改正、平一五法律四七)

第三七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。(改正、昭六二法律二七、平一五法律四七)

一 その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき。(本号追加、平五法律二六)

二 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第六項又は第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき(その実用新案登録が同項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあっては、第十七条の二第一項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く)。(改正、昭四五法律九一、昭六二法律二七、平五法律二六、平一〇法律五一、平二三法律六三、令元法律三)

三 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。(改正、平五法律二六)

四 その実用新案登録が第五条第四項又は第六項(第四号を除く)に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。(改正、昭六二法律二七、平二法律三〇、平五法律二六、平六法律二一六)

- 五 その実用新案登録がその考案について実用新案登録を受ける権利を有しない者の実用新案登録出願に対してされたとき（第十七条の二第一項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）。（改正、平五法律二六、平二三法律六三）
- 六 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。（改正、平五法律二六）
- 七 その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が第十四条の二第二項から第四項までの規定に違反してされたとき。（本号追加、平二六法律七九）
- 2 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第二号に該当すること（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第五号に該当することを理由とするものは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。（本項追加、平一五法律四七、改正、平二三法律六三）
- 3 実用新案登録無効審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。（改正、平一五法律四七）
- 4 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。（改正、平一五法律四七）

〔旧法との関係〕 一六条一項及び三項

〔趣旨〕

特許法一二三条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、昭和四五年の一部改正により新設された三条の二の規定を無効理

由に追加することとした。

一項のうち、一号は、平成五年の一部改正において登録前になされた補正が新規事項を追加するものであった（二条の二第二項）場合を実用新案登録の無効理由とする旨を規定し、従来の各号を一号ずつ移動した。さらに、平成五年の一部改正において、準用箇所が改正されたことに伴い、該当箇所を改正（二号及び六号）、平成六年の一部改正において、五条の改正に伴う所要の改正（四号）、平成一〇年及び平成二三年の一部改正において、七条の改正に伴う所要の改正（二号）を行った。さらに、平成一六年の一部改正により実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正が可能となったことから、要件を満たさない訂正が行われることを考慮し、特許制度と同様に、訂正の要件違反を無効理由とすることが規定された（七号）。また、二号及び五号の括弧書は、平成二三年の一部改正において、実用新案権の移転の特例（一七条の二）が規定されたことに伴い設けられたものである。詳細については特許法一二三条の〔趣旨〕を参照されたい。

二項は、平成一五年の一部改正により追加された規定であり、実用新案法に基づき付与される権利も特許法と同様に対世的効力を有するものであることから、冒認及び共同出願違反以外の無効理由について、特許法と同様に請求人適格を拡大し、何人も請求可能であることを明記した。さらに、平成二三年の一部改正において、冒認及び共同出願違反の無効理由についての請求人適格を、真の権利者に限定することとした。これらの詳細については特許法一二三条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一五年の一部改正において、個々の審判を独立した名称で規定した。例えば実用新案法三七条一項の審判は、単に無効審判の名称を使用することが定着していることから、他の法律における審判との区別を付け、審判名称を分かりやすいものとするため、法律全般にわたり「第三七条第一項の審判」を「実用新案登録無効審判」と規定した。

(審判請求の方式)

第三八条 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審判事件の表示

三 請求の趣旨及びその理由

(改正、平八法律六八)

2 前項第三号に掲げる請求の理由は、実用新案登録を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。(本項追加、平一五法律四七)

(改正、平五法律二六)

(旧法との関係) 二六条において特許法を準用

(趣旨)

本条は、平成五年の一部改正により新たに規定されたものであり、実用新案登録無効審判の請求書の記載事項について規定したものである。

一項は、従来の四一条において準用していた特許法一三一条一項の規定と同趣旨の規定である。なお、平成八年の一部改正では、特許法(一三一条一項)と同様に、一号中から「法人にあつては代表者の氏名」を削除した。

二項は、平成一五年の一部改正において新たに導入された規定であり、特許法と同様、実用新案登録無効審判における審判請求書の請求の理由の記載要件として、請求の根拠となる事実を具体的に特定すること、及びいかなる証拠で

個々の事実を立証しようとするのかについての記載を要求することとした。詳細については特許法一三二条の〔趣旨〕を参照されたい。

(審判請求書の補正)

第三八条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

ただし、次項の規定による審判長の許可があつたときは、この限りでない。

2 審判長は、前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもつて、当該補正を許可することができる。

一 第十四条の二第一項の訂正があり、その訂正により請求の理由を補正する必要が生じたこと。

二 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。

(改正、平一六法律七九)

3 前項の補正の許可は、その補正に係る手続補正書が次条第一項の規定による請求書の副本の送達の前に提出されたときは、これを行うことができない。

4 第二項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。(改正、平二六法律六九)  
(本条追加、平一五法律四七)

〔趣旨〕

本条は、平成一五年の一部改正において、実用新案登録無効審判における審判請求書の補正について、例外的に要旨を変更する補正を容認する規定の導入に当たり新設されたものである。

実用新案登録無効審判の審判請求書の補正については、平成五年の一部改正において、特許法に先立って要旨変更にわたる補正が禁止されていた。その理由は、実用新案権の存続期間が六年（当時）と短いこと（改正前一五条）、実用新案登録無効審判の係属している間は、侵害訴訟が原則として中止されること（四〇条の二、現在は廃止）、請求項の削除を目的とする訂正しか認められないこと（当時、一四条の二第一項及び三九条二項）から、実用新案登録無効審判の審理の迅速性をより確保するため、請求の趣旨のみではなく、理由についても、その要旨を変更する補正は認めないこととしていた。

当該改正により、審理の迅速化の目的は達成されたものの、新しい無効理由が存在する場合には、別途の実用新案登録無効審判を請求する必要があり、その中には、実用新案権者のクレーム解釈が新たになされた場合や、証拠の取得が著しく困難であった場合など、請求時に当該無効理由を申し立てることができなかったことについて合理的理由が存在するように、特許無効審判と同様の課題を内在するものであった。

したがって、特許無効審判と同様に実用新案登録無効審判においても、請求書の請求の理由の補正について、例外的に要旨を変更する補正を容認する規定を導入し、補正許可の要件として、一般的には、不当に審理を遅延させないこと、合理的理由があること、実用新案権者の同意があることの三つの要件を課することとした（二項一号）。二項一号は、平成一六年の一部改正により、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正が可能となったことに伴い、実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正が行われた場合には、要旨を変更するものであっても、特許法と同様に、請求の理由の補正を可能とする旨を規定したものである。詳細については、特許法一三一条の二の〔趣旨〕を参照されたい。

## (答弁書の提出等)

第二九条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、前条第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。(本項追加、平一五法律四七)

3 審判長は、第一項若しくは前項本文の答弁書を受理したとき、又は実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項若しくは第七項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。(改正、平一五法律四七、平一六法律七九)

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。(改正、平六法律一一六)

5 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があつた場合において、その請求後にその実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願がされたときは、その旨を請求人及び参加人に通知しなければならない。(本項追加、平一六法律七九)

(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 二二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において、従来は規定されていた訂正の審判が廃止されたことに伴い、新たに実用新案登録無効審判の請求がなされた場合の答弁書の提出等について規定したものである。従来は、四一条において特許法一三四条の規定を準用していたが、平成五年の一部改正において、特許法における審判手続の迅速化、効率化を図る観点から、実用新案登録無効審判の手続における訂正（特一三四条二項）が規定されたことに伴い、本条において新たに規定することとしたものである。

ただし、実用新案権の訂正の時期については、一四条の二第一項において規定されているため、ここでは、実用新案登録無効審判が係属している場合に訂正がなされたときは、その副本を被請求人に送達する旨のみを規定することとした。

二項は、平成一五年の一部改正において新たに規定されたものであり、三八条の二第二項の規定により、審判請求の理由について、新しい無効理由が追加されるなどの要旨変更にわたる補正が許可された場合に、手続補正書の副本を被請求人に送達し、新たに答弁書を提出する機会を付与する旨を規定したものである。しかし、補正後においても答弁をさせるまでもなく実用新案登録無効審判の請求に理由がないと認められるなど、被請求人の防御の機会という観点から答弁機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、答弁の機会を与える必要がないとした（同項ただし書）。

三項は、答弁書を受理したとき又は訂正がなされたときに、その副本を請求人に送達する旨を規定したものである。実用新案権の訂正の時期については、一四条の二第一項において規定されているため、ここでは実用新案登録無効審判が係属している際に訂正がなされる場合を規定している。

四項は、審理をするに当たって審判長が当事者等を審尋する必要がある場合のことを考えて規定したものである。平成六年の一部改正において、特許法一三四条四項と同様に、「尋問」を「審尋」に改正した。

五項は、実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録に基づく特許出願がされた場合、その旨を実用新案登録無効審判の請求人等に通知する旨を規定する。実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われる場合は、実用新案権が放棄されることになるから（特四六条の二第一項）、請求人及び参加人の実用新案登録を無効にする利益が大きく減少することとなる。そこで、実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は、請求人及び参加人にその旨を通知することとしたものである。

（審判の請求の取下げ）

第三九条の二 審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる。

2 審判の請求は、前条第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

3 審判の請求人が前条第五項の規定による通知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その通知を受けた日から三十日以内に限り、その審判の請求を取り下げることができる。

4 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

5 審判の請求人がその責めに帰することができない理由により第三項に規定する期間内にその請求を取り下げることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求を取り下げることができる。

6 二以上の請求項に係る実用新案登録の二以上の請求項について実用新案登録無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の一部改正において、従来は四一条で準用されていた特許法一五五条に相当する規定を新たに書き下したものであり、実質的には、三項から五項までが新たに追加された規定である。

実用新案登録に基づく特許出願がされる場合、実用新案権が放棄されることになるから(特四六条の二第一項)、請求人の実用新案登録を無効にする利益が大きく減少することとなる。このため、実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から三〇日以内における審判請求の取下げについては、答弁書の提出後であっても相手方の承諾なしにできることとしたものである。

なお、四項及び五項は、三項に規定された期間(三〇日)について、遠隔又は交通不便の地にある者のために期間を延長可能とする規定及びその期間を徒過した場合の追完を定めたものである。

(訴訟との関係)

第四〇条 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。(改正、平五法律二六)

3 裁判所は、実用新案権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。(本項追加、平一一法律四一)

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その実用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。(本項追加、平一一法律四二)

5 裁判所は、前項の規定によりその実用新案権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第三十条において準用する特許法第百四条の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。(本項追加、平一六法律一一〇)

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。(本項追加、平一六法律一一〇)

〔旧法との関係〕 二二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において、従来規定されていた訂正の無効の審判が廃止されたことに伴い、新たに訴訟との関係について規定したものである。

一項は、従来の四一条において準用していた特許法一六八条一項の規定と同趣旨の規定である。

二項は、従来の四一条において準用していた特許法一六八条二項の規定と同趣旨の規定であるが、訴訟手続の中には保全命令手続が含まれることを明確にするとともに、民事保全法の制定に伴い用語を統一したものである。なお、本項の訴訟には、侵害訴訟のみならず、審決取消訴訟等も含まれる。

三項及び四項は、平成十一年の一部改正により追加された特許法一六八条三項及び四項と同趣旨の規定である。

五項及び六項は、平成一六年の裁判所法等の一部改正により追加された。詳細については特許法一六八条五項及び六項〔趣旨〕を参照されたい。

第四〇条の二 削除（削除、平一六法律七九）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔参 考〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに規定されたものであり、審判と訴訟との関係について規定した前条の特則として、無効審判との関係調整のための侵害訴訟手続の中止に関して定めたものである。

平成一六年の裁判所法等の一部改正により、三〇条の準用規定に特許法一〇四条の三が加わり、侵害訴訟において実用新案登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、実用新案権に基づく差止請求権・損害賠償請求権等の行使は許されないことになったため、本条は不要となり削除された。なお、この改正に伴い、実用新案法四十五条一項後段において読み替える条項から、四〇条の二を削除する改正が行われた。

（特許法の準用）

第四一条 特許法第二百二十五条、第三百二十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第五百五十六条第一項、第三項及び第四項、第五百五十七条、第六十七條、第六十七條の二、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第五百五十六條第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは、「事件が」と読み替えるものとする。

(改正、昭六三法律二七、平五法律二六、平六法律一一六、平八法律六八、平一六法律七九、平二三法律六三)

〔旧法との関係〕 二二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、特許法の審判の章の規定(二二一条から一七〇条まで)のうち、必要な規定を審判に準用したものである。

昭和四五年の一部改正により実用新案法についても審査前置制度が採用されたが、この趣旨は本条において特許法一六一条の二から四までを準用することによって規定されていた。

また、昭和六二年の一部改正により実用新案法についても多項制の改善がなされたことに伴い、一五五条三項「審判の請求は、請求項ごとに取り下げることができる」旨の規定も準用されることとなった。

平成五年の一部改正においては、特許法一二七条(訂正についての実施権者の承諾)、一二八条(訂正の遡及効)、一三一条(審判請求の方式)、一三四条(答弁書の提出等)及び一六八条(訴訟との関係)の準用は、それぞれこの法律の一四条の二第三項(現一一項)及び五項(現一三項)、三八条、三九条、四〇条に新たな規定が設けられたため、削除された。

また、特許法一三〇条(訂正が無効とされたときの効果)及び一五八条から一六六条まで及び一六九条三項(拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判及び訂正審判における特則等)については、平成五年の一部改正において、これらの審判が廃止されたことに伴い、削除された。

さらに、平成八年の一部改正において、特許法に一三三条の二(不適法な手続の却下)の規定を新設したことに伴い、同規定の準用を追加した。

また、平成一六年の一部改正においては、特許法一五五条(審判の請求の取下げ)の準用は、三九条の二に新たな規定が設けられたため、削除された。

なお、平成二三年の一部改正において、特許法一六七条の二（審決の確定範囲）の規定を新設したことに伴い、同規定の準用を追加した。さらに、特許法一五六条（審理の終結の通知）については、特許法一五六条の項の移動等に対応する修正を行ったが、実用新案登録無効審判では「審決の予告」の制度（特一六四条の二を参照）を導入しておらず、審決をするのに熟したときは審理の終結を通知して審決をすることになるので、特許法一五六条二項ではなく、一項を読み替えて準用することとした。

## 第六章 再審及び訴訟（改正、昭三七法律一六一）

### （再審の請求）

- 第四二条 確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。（改正、平八法律一一〇）
- 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九条（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。（改正、平八法律一一〇）

〔旧法との関係〕 二二六条において特一二二条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一七一条の〔趣旨〕を参照されたい。

### （同前）

- 第四三条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。
- 2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

〔旧法との関係〕 二二六条において特一二八条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一七二条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔再審により回復した実用新案権の効力の制限〕

第四四条 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審

決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録  
実用新案に係る物品には、及ばない。

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確  
定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の善意の実施

二 善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をし  
た行為（改正、平一四法律二四）

三 善意に、当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為（改正、平一八法律五  
五）

（改正、平五法律二六、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 二二六条において特一二五条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一七五条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査が廃止

されたことに伴い、拒絶査定不服審判も廃止されたため、本条中の拒絶査定不服審判の審決に対する再審により回復した実用新案権についての部分が削除された。

また、平成一四年の一部改正において、回復した実用新案権の効力の及ばない範囲が間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう、「のみ」要件の削除等、所要の改正が行われた。

平成一八年の一部改正では、再審により回復した実用新案権の効力の制限として、善意に、当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為が追加された。

(特許法の準用)

**第四五条** 特許法第七十三条（再審の請求期間）、第七十四条第三項及び第五項（審判の規定等の準用）並びに第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四条第三項中「第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、「第三百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第六十八条まで」とあるのは「第六十八条の二、同法第四十条」と読み替えるものとする。（改正、平五法律二六、平六法律一一六、平一五法律四七、平一六法律一二〇、平三三法律六三、平二六法律三六）

2 特許法第四条（期間の延長等）の規定は、前項において準用する同法第七十三条第一項に規定する期間に準用する。（本項追加、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕

二二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、再審の手続等に関して特許法の条文を準用したものである。特許法一七五条はこの法律に同趣旨の規定（四四条）があるので準用の必要がない。

なお、従来、審判に関する規定の再審への準用を定めた特許法一七四条の規定が準用されていたが、平成五年の一部改正においては、審判が実用新案登録無効審判及び外国語実用新案登録出願固有の無効審判（四八条の一）に限られることから、実用新案登録無効審判に対する再審に関する特許法一七四条三項（現二項）及び民事訴訟法三四八条一項（審理の範囲）を準用した特許法一七四条五項（現四項）のみを準用することとした（なお、外国語実用新案登録出願固有の無効審判は、平成六年の一部改正により廃止されている）。

また、平成一五年の一部改正において、特許法一七四条三項及び五項が同条二項及び四項に移動したこと、並びに同条二項の規定が改正されたことに伴い、読替規定を改正した。

さらに、平成一六年の裁判所法等の一部改正において、実用新案法四〇条の二の規定が削除されたことに伴い、一段落において読み替える条項から、同条を削除する所要の整備が行われた。

平成二六年の一部改正において、特許法一七四条一項が新設されたことに伴い、該当箇所を改正した。

二項は、平成六年の一部改正において新設された規定であり、特許法において再審の請求期間（特一七三条一項）が請求により又は職権で延長できることとされた（特四条）ことに伴い、実用新案法においても同様に再審の請求期間を延長できる旨を規定したものである。

第四六条 削除（削除、昭三七法律一六一）

〔参 考〕

訴願に関する規定であったが削除した。特許法一七七条の〔趣旨〕を参照されたい。

（審決等に対する訴え）

第四七条 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。（改正、平五法律二六）

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第百七十九条から第百八十二条の二まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し、裁判の正本等の送付及び合議体の構成）の規定は、前項の訴えに準用する。（改正、平五法律二六、平一五法律四七、平一五法律一〇八、平二三法律六三）

〔旧法との関係〕 二二六条において特一二八条ノ二の規定を準用

〔趣 旨〕

特許法一七八条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査が廃止されたため、特許法五三条一項（補正却下の決定）の規定を準用することの必要がなくなったことに伴い、該当箇所が削除された。

また、平成一五年の一部改正において、特許法が改正されたことに伴い準用関係を整理した。

なお、実用新案法においては、いわゆる「キヤッチボール」現象による弊害（特一二六条を参照）がないため、差戻し規定に係る特許法一八一条二項から四項の規定は準用していなかったが、平成二三年の一部改正において、二項から四

項が削除され、一部改正前五項が二項に繰り上がったため、同法一八一条の規定をそのまま準用することとした。

〔対価の額についての訴え〕

第四八条 第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項又は第二十三条第二項〔通常実施権の設定の裁定〕の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。（改正、昭五〇法律四六）

2 特許法第八十三条第二項（出訴期間）及び第八十四条（被告適格）の規定は、前項の訴えに準用する。（改正、昭三七法律一四〇、昭五〇法律四六）

〔旧法との関係〕 二二六条において特一一八条ノ七の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一八三条の〔趣旨〕を参照されたい。

第四八条の二 削除（削除、平二六法律六九）

〔参 考〕

本条は、特許法一八四条の二の準用を規定したものであったが、同条の削除に伴い、本条も削除された。

第七章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（本章追加、昭五三法律三〇、改正、平五法律二六）

（国際出願による実用新案登録出願）

第四八条の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下この章において「条約」という。）第十一条(1)若しくは(2)(b)〔国際出願日及び国際出願の効果〕又は第十四条(2)〔国際出願の欠陥〕の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四条(1)(ii)〔願書〕の指定国に日本国を含むもの（実用新案登録出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなす。

2 特許法第百八十四条の三第二項（国際出願による特許出願）の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願（以下「国際実用新案登録出願」という。）に準用する。

（本条追加、昭五三法律三〇）

〔趣旨〕

特許法一八四条の三の〔趣旨〕を参照されたい。

（外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文）

第四八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願（以下「外国語実用新案登録出願」という。）の出願人は、条約第二条(xi)の優先日（以下「優先日」という。）から二年六月（以下「国内書面提出期間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)「国際出願」に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。以下この条において同じ。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。（改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平二法律三〇、平一四法律二四、平二三法律六三）

2 前項の場合において、外国語実用新案登録出願の出願人が条約第十九条(1)「国際事務局に提出する請求の範囲の補正」の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。（本項追加、平六法律一一六）

3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文（以下「明細書等翻訳文」という。）の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。（改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平六法律一一六、平一四法律二四、平二三法律六三）

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、当該明細書等翻訳文を提出することができるようになった日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出する

ことができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。(本項追加、平二三法律六三、改正、令三法律四二)

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。(本項追加、平二三法律六三)

6 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時(国内書面提出期間内に出願人が条約第二十三条(2)〔国内手続の繰延べ〕又は第四十条(2)〔国内審査及び他の処理の繰延べ〕の規定による請求(以下「国内処理の請求」という。)をするときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。)の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。(改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平二法律三〇、平五法律二六、平六法律一一六、平二三法律六三)

7 特許法第八十四条の七第三項本文〔日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正〕の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。(本項追加、平六法律一一六、平二三法律六三)  
(本条追加、昭五三法律三〇)

### 〔趣旨〕

特許法一八四条の四の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査が廃止されたことに伴い、出願審査請求制度も廃止されたため、出願審査の請求に代えて、新たに条約に規定されている国内処理の請求を認めることとした。

すなわち、特許協力条約(PCT)においては、出願人が翻訳文等を提出する期間として定められた期間(優先日から

三〇月（PCT二二条(2)及び三九条(2)。一項ではこの期間を「国内書面提出期間」と規定している。）が満了するまでは、出願人の明示の請求がない限り（PCT二三条(2)及び四〇条(2)、国内における出願の処理はできないこととされている（PCT二三条(1)及び四〇条(1)）。このため、従来は、出願審査の請求を条約上の明示の請求とみなして、出願審査請求時をもって国内書面提出期間の終了（国内処理基準時）と規定し（旧四項）、その後国内の審査処理を進めることとしていた。

平成五年の一部改正においては、出願審査の請求が廃止されるため、国内書面提出期間が経過するまでは国内処理が一切できないこととなるが、早期登録を目的とする制度においてこのような事態は望ましくないため、国内処理の請求を新たに規定し、この請求がなされた後に国内での処理を可能とすることとした。

なお、平成一三年九月のPCT同盟総会においてPCT二二条に規定する国内移行期間の二〇月を三〇月とする改正が採択されたことに伴い、平成一四年の一部改正において、国際実用新案登録出願の翻訳文の提出期限を国際予備審査の請求の有無にかかわらず一律に優先日から二年六月とした。また同時に、国内移行手続である四八条の五第一項に規定する国内書面の提出から二月以内に翻訳文を提出できることとした。

また、平成二三年の一部改正において、外国語特許出願における翻訳文提出をPLT二二条（権利の回復）に整合した救済手続を導入することに合わせて、外国語実用新案登録出願についても同様の救済手続を導入することとした。救済を認める要件を「正当な理由」とし、救済を認める期間を「その理由がなくなつた日から二月以内で期間の経過後一年以内」とした。

さらに、令和三年の一部改正においては、この救済を認める要件を、PLT二二条(1)の「Unintentional」に相当する「故意でない」に転換し、五四条別表において提出の際に必要な手数料を規定した。詳細については、特許法三六条の二の〔趣旨〕を参照されたい。

(書面の提出及び補正命令等)

第四八条の五 国際実用新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 考案者の氏名及び住所又は居所

三 国際出願番号その他の経済産業省令で定める事項

(改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一四法律二四)

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

(改正、昭五九法律三三、昭六二法律二七、平一二法律三〇、平五法律二六、平一二法律一六〇)

一 前項の規定により提出すべき書面を、国内書面提出期間内に提出しないとき。(改正、昭六二法律二七)

二 前項の規定による手続が第二条の五第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項(未成年者、成年被後見人等の手続能力)まで又は第九条(代理権の範囲)の規定に違反しているとき。

三 前項の規定による手続が経済産業省令で定める方式に違反しているとき。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間(前条第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間)内に提出しないとき。(改正、平一四法律二四)

五 第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を国内書面提出期間内に納付しないとき。(本号追加、平五

法律二六)

六 第五十四条第二項(手数料)の規定により納付すべき手数料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

3 特許法第八十四条の五第三項の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。(改正、平五法律二六、平六法律一六)

4 国際実用新案登録出願の出願人は、日本語でされた国際実用新案登録出願(以下「日本語実用新案登録出願」という。)にあつては第一項、外国語実用新案登録出願にあつては同項及び前条第一項の規定による手続をし、かつ、第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければ、国内処理の請求をすることができない。(本項追加、平五法律二六)

(本条追加、昭五三法律三〇、改正、平五法律二六)

〔趣旨〕

特許法一八四条の五の〔趣旨〕及び〔字句の解釈〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、二項の正命令の対象に実用新案法四八条の一(平成六年の一部改正において四八条の二へ移動)において規定する登録料の納付が国内書面提出期間内でない場合(本条二項五号)を新たに規定するとともに、従来の四八条の一〇(出願審査の請求の時期の制限)に相当する規定(四項)を新たに設け、前条において規定した国内処理の請求をするには、その前提として我が国において翻訳文の提出、手数料、登録料の納付等がなされ、手続的に確定して登録に向けた処理が進められる状態となっている必要があるため、これらの手続が確定した後でなければ国内処理の請求はできない旨を規定した。

また、平成八年の一部改正では、特許法(一八四条の五)と同様に、本条一項一号中から「法人にあつては代表者の氏名」を削除し、改正前の二号「提出の年月日」を削除した。さらに、平成一〇年の一部改正では、旧二号「考案の名称」を削除するとともに、改正前四号を「国際出願番号その他の通商産業省令で定める事項」とし、三号とした(改正理由は特一八四条の五の〔趣旨〕を参照されたい)。

なお、平成一四年の一部改正において、四八条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、四八条の四第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては要約の翻訳文についても、翻訳文提出特例期間内に提出ができることとした。

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第四八条の六 国際実用新案登録出願に係る国際出願日における願書は、第五条第一項〔実用新案登録出願の願書〕の規定により提出した願書とみなす。(改正、昭六〇法律四一)

2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書の翻訳文は第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面並びに外国語実用新案登録出願に係る国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。)及び図面の中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。(改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七、平二法律三〇、平五法律二六、平六法律二一六、平一四法律二四)

3 第四十八条の四第二項又は第六項(条約第十九条に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文の提出)の規定により条約第十九条(一)〔国際事務局に提出する請求の範囲の補正書〕の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲とみなす。(本項追加、平六法律一一六、改正、平一四法律二四、平二三法律六三)

(本条追加、昭五三法律三〇)

〔趣旨〕

特許法一八四条の六の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

〔図面の提出〕

第四八条の七 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、国内処理基準時の属する日までに、図面を特許庁長官に提出しなければならない。(改正、昭六二法律二七)

2 特許庁長官は、国内処理基準時の属する日までに前項の規定による図面の提出がないときは、国際実用新案登録出願の出願人に対し、相当の期間を指定して、図面の提出をすべきことを命ずることができる。(改正、昭六〇法律四一、昭六二法律二七)

3 特許庁長官は、前項の規定により図面の提出をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその提出をしないときは、当該国際実用新案登録出願を却下することができる。(改正、平八法律六八)

4 第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づいてされた図面の提出(図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出したときは、当該図面及び当該説明の提出)は、第二条の二第二項(手続の補正)の規定による手続の補正とみなす。この場合において、同項ただし書の規定は、適用しない。(改正、平五法律二二)

〔趣旨〕

特許協力条約に基づく国際出願については条約上、図面の提出が必須要件としては義務付けられていないが（PCT 三条(2)、七条(1)、(2)(i)、指定官庁は、図面が発明の理解に必要な場合であっても発明の性質上、図面によって説明することができるときは、出願人に対して所定の期間内に図面の提出を要求することができることとなっている（PCT 七条(2)(ii)）。一方、我が国においては、国際出願により保護を求めることができる実用新案登録出願については図面の提出が必須要件として義務付けられている（五条二項は図面の添付を義務付けている。）ことから、国際出願日が認められた国際出願であつて、指定国に日本国を含むもの（実用新案登録出願に係るものに限る。）であつて、国際出願日において図面を含んでいないものについては、PCT七条(2)(ii)の規定により一律に図面の提出を求める旨を規定したものである。

一項は、出願人は国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、国内処理基準時（昭和六二年の一部改正については特一八四条の四の〔趣旨〕を参照）の属する日までに特許庁長官に図面を提出しなければならない旨を規定している。これは図面を含んでいない国際出願の出願人に対して一般的提出義務を課したものである。

二項は、一項に該当する場合において、出願人から国内処理基準時の属する日までに図面の提出がないときは、特許庁長官は出願人に対し、相当の期間を指定して図面を提出すべきことを命ずることができる旨を規定している。なお、昭和六〇年の一部改正により、図面の翻訳文の内容を図面の中の説明に限定した（四八条の四第一項）ことに伴い、国際出願日において図面を含んでいる場合、図面の中の説明の翻訳文の提出が国内処理基準時の属する日までになくとも、図面（図面の中の説明を除く。）については既に国際出願日に提出されているので、特許庁長官による図面の提出は命じ

ないこととした。

三項は、二項の規定により図面の提出を命じた者が指定した期間内にその提出をしないとときは、特許庁長官はその国際出願自体を却下することができる旨を規定している。なお、平成八年の一部改正において、「無効」を「却下」に改めたが、これは特許法一八条の改正と同趣旨のものである。

四項は、一項の規定により又は二項の規定による命令に基づいてされた図面の提出は、二条の二第一項の規定による手続の補正とみなす旨を規定している。したがって、このように提出された図面は、国際出願日において提出されていたものとは扱われず、このような図面が新規事項を追加する補正である場合にあっては、三七条一項一号に規定する無効理由の対象となる。

なお、このように図面を提出する際には、図面の理解を容易にするため、当該図面の簡単な説明を併せて提出する場合同様が通例であるが、国際出願の場合は明細書中に図面の簡単な説明の記載を義務付けていないため、その提出は任意である。したがって、図面の簡単な説明が併せて提出された場合には、その提出についても手続の補正とみなすこととした。

なお、従来は、五五条二項において特許法一七条一項の規定を準用していたが、平成五年の一部改正において、特許法一七条に相当する規定（二条の二）を新たに設けたことに伴い、該当箇所を改正した。

（補正の特例）

第四八条の八 第四十八条の十五第一項において準用する特許法第百八十四条の七第二項（日本語特許出願に係る条約十九条に基づく補正）及び第百八十四条の八第二項（条約三十四条に基づく補正）の規定により第二条の二第一項の規定によるものとみなされた補正については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 国際実用新案登録出願についてする条約第二十八条(1)〔指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正〕又は第四十一条(1)〔選択官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正〕の規定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 外国語実用新案登録出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第二条の二第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。(改正、平一四法律二四)

4 特許法第八十四条の十二第一項(補正の特例)の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十一条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第八十四条の十二第一項中「第九十五条第二項」とあるのは「実用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第二項」と、「納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

(本条追加、平六法律一一六)

### 〔趣旨〕

本条二項及び四項は、平成五年の一部改正において、また、一項及び三項は平成六年の一部改正において新たに設けられたものであり、国際実用新案登録出願についての補正の特例について規定したものである。なお、本条は平成六年の一部改正において、従来の四八条の一〇が移動したものである。

一項は、四八条の一五において準用する特許法一八四条の七第二項及び一八四条の八第二項の規定により、二条の二

第一項の規定によりされたものとみなされる補正については、同項ただし書に規定する出願の日から経済産業省令で定める期間（二月）を経過した後であってもすることができ旨を規定したものである。

二項は、国際実用新案登録出願について、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の補正ができる時期を定めたものである。PCT二八条（国際予備審査が優先日から九月以内に請求された場合にあつてはPCT四一条）は、指定官庁（選択官庁）に対し、出願人は所定の期間、補正の機会が与えられる旨を規定しており、その補正の時期はそれぞれPCT規則52.1(a)及び78.1(a)に規定されている（従来の出願審査請求制度を有する制度の下では52.1(b)及び78.1(b)の適用を受けていた）。このため、平成五年の一部改正において、PCT規則52.1(a)及び78.1(a)に適合する補正期間、すなわち、PCT二二条に規定する翻訳文及び手数料の納付の完了から一月の期間（特別なケースにおいては四月）の補正期間を担保する必要が生ずるが、これを満たすために本項では条約を直接適用するとともに、条約に規定する補正がなされた場合には、二条の二第一項ただし書に規定する出願の日から経済産業省令で定める期間（二月）にかかわらず、補正を認めることとしたものである。

三項は、従来の二項において特許法一八四条の一一第三項を準用することにより規定されていた、外国語実用新案登録出願の明細書等について補正ができる範囲について規定したものであり、その趣旨については、特許法一八四条の一二第二項の「趣旨」を参照されたい。なお、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本項にも同様の修正が加えられた。

四項は、平成五年の一部改正において、手続の補正について特許法一七条に相当する二条の二を新たに設けたことに伴い、従来の四八条の一三四項において準用していた特許法一八四条の一一（平成六年の一部改正において、一八四条の一二へ移動）のうち、一項及び三項を準用し、平成六年の一部改正において、外国語実用新案登録出願の明細書等の補正については二項において規定することとしたことから一項のみを準用することとしたものである。このうち、特許法

一八四条の一二第一項に規定する補正の時期的制限については、出願料に相当する手数料に加え、登録料を納付した後  
に補正を行うべき旨の読替えを行うとともに、前項に規定する条約上の補正との整合性を図るため国内処理基準時の経  
過前であっても補正ができる旨の読替えを行ったものである。

〔参 考〕

〈条約を直接適用する理由について〉①出願人に認められる補正は、条約ではなく規則において規定されており、この  
内容を法文上規定しようとする、規則が改正されることに我が国としては法改正を行う必要があること、②PCT  
規則52.1(a)、PCT規則78.1(a)に規定された補正期間は、「条約第二二条の規定に基づく要件を満たした時から一月」と  
いう不確定な補正の起算日を規定しており、また、PCT規則78.1(a)のただし書の補正期間は、国際予備審査機関から  
出願人、国際事務局への送付（PCT三六条(1)）という日本国特許庁が関与しない条件を規定しているため、これを  
法文上規定することは困難であること、③実用新案法においては、(i)条約において各国に選択的な適用を委ねる規定  
についてその採否を定める規定（例えばPCT二二条(3)と不採用を定めた四八条の四第一項、PCT七条(2)(ii)の採用を規定し  
た四八条の七）、(ii)条約と国内法との整合を図る上で必要な規定（例えば旧四八条の六及び四八条の八の二）、(iii)条約に定  
めない規定（例えば旧四八条の四第三項及び四八条の一二）について、その採否等を規定するものであり、優先権の主  
張手続（PCT八条）のように条約上の規定がある場合はそれを直接適用しているためである。

（実用新案登録要件の特例）

第四八条の九 第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百

八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三条の二の規定の適用については、同条中「他の実用  
新案登録出願又は特許出願であつて」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願（第四十八条の四第三項

又は特許法第八十四条の四第三項〔翻訳文未提出による取下げ〕の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。〕であつて」と、「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は同法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

〔本条追加、平六法律二一六、改正、平一四法律二四〕

〔趣旨〕

特許法一八四条の一三の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

〔実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例〕

第四八条の一〇 国際実用新案登録出願については、第八条第一項ただし書及び第四項並びに第九条第二項の規定は、適用しない。（改正、平五法律二六、平二〇法律一六）

2 日本語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「実用新案掲載公報の発行

が」とあるのは、「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。(改正、平五法律二二六)

3 外国語実用新案登録出願についての第八条第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。(本項追加、平二法律三〇、改正、平五法律二六、平六法律一一六、平一四法律二四)

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは「第四十八条の四第六項若しくは特許法第八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とする。(改正、昭六二法律二七、平五法律二二六、平一四法

律二四、平二三法律六三、平二六法律三六)

(本条追加、昭六〇法律四一、改正、平六法律二一六)

〔趣旨〕

特許法一八四条の一五の〔趣旨〕を参照されたい。

本条には、平成五年の一部改正において、従来は四八条の八の二に規定されていた実用新案登録出願等に基づく優先権の主張の特例が四八条の一〇へ移動し、さらに平成六年の一部改正において本条に移動したものである。

従来は、日本語以外の言語で国際公開された外国語実用新案登録出願の翻訳文の国内公表の時期及びその方法等について規定していたが、平成五年の一部改正において出願公開制度が廃止されることに伴い、それに相当する国内公表についてはこれを行わないこととしたため、従来の規定を廃止した。ただし、従来は六項において準用していた特許法一八四条の九第六項については、同法一八六条(証明等の請求)を読み替えて国際特許出願の明細書等の秘密保持を規定していたものであるので、実用新案法四八条の一五第三項において準用されている。

また、平成五年の一部改正において出願公開制度が廃止され、実用新案掲載公報が発行されること等に伴い、該当箇所を改正した。

さらに、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、三項及び四項にも同様の修正が加えられた。

平成二六年の一部改正においては、九条一項中の「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改めたことと併せて、同項の規定の読替え部分について、特許法一八四条の一五第四項と同趣旨の改正を行った(四項)。

## 〔出願の変更の特例〕

第四八条の一 特許法第八十四条の三第一項〔国際出願による特許出願〕又は第八十四条の二十四第四項〔決定により特許出願とみなされる国際出願〕の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第八十四条の六第二項〔国際出願に係る願書、明細書等の効力等〕の日本語特許出願にあつては同法第八十四条の五第一項〔書面の提出〕、同法第八十四条の四第一項〔外国語特許出願の翻訳文提出〕の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第九十五条第二項〔手数料〕の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。（改正、昭五九法律三三、昭六二法律二七、平二三法律六三）

（本条追加、昭五三法律三〇、改正、平六法律一一六）

## 〔趣旨〕

特許法一八四条の一六の〔趣旨〕を参照されたい。

## 〔登録料の納付期限の特例〕

第四八条の二 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）」とする。（改正、平二

三法律六三)

(改正、平五法律二六、平六法律一一六)

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられたものであり、登録料の納付期限の特例について規定したものである。

従来は、拒絶理由の特例について規定されていたが、平成五年の一部改正において、登録を行う前に実体的要件についての審査が行われないこととされたため削除された。

平成五年の一部改正においては、第一年分から第三年分までの登録料を出願と同時に納付しなければならないこととされているが(三二条一項)、他方、国際実用新案登録出願については、出願料自体も国内書面提出期間内に納付すればよいこととされているため(四八条の五第二項六号)、第一年分から第三年分までの登録料についても出願料と同様に国内書面提出期間内に納付すればよい旨を規定したものである。

なお、平成二三年の一部改正において、従来の四八条の四第四項において定義されていた「国内処理の請求」が四八条の四第六項で定義されることとなったことに伴う形式的改正が行われた。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四八条の一三 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」

とあるのは、「第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

(本条追加、平五法律二六、改正、平三三法律六三)

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において新たに設けられた四八条の一一の二が平成六年の一部改正において条文移動したものであり、国際実用新案登録出願の実用新案技術評価の請求の时期的制限について規定したものである。

一二条一項においては、実用新案技術評価の請求は、同条三項ただし書に規定する場合を除き、何人もいつでも請求することができることとされているが、国際実用新案登録出願について、実用新案技術評価の請求を認めるためには、その請求の対象となる国際実用新案登録出願が国内段階に移行していること、すなわち、国内処理基準時を経過し、我が国において翻訳文の提出や手数料及び登録料の納付等がなされ、手続的に確定し、登録に向けた処理が進められる状態となっている必要がある。このため、本条において、国内処理基準時を経過した後でなければ実用新案技術評価書の請求はできないこととするための読替えを行ったものである。なお、平成二三年の一部改正において、従来の四八条の四第四項において定義されていた「国内処理の請求」が四八条の四第六項で定義されることとなったことに伴う形式的改正が行われた。

(訂正の特例)

第四八条の二三の二 外国語実用新案登録出願に係る第十四条の二第一項の規定による訂正については、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の一部改正により訂正の許容範囲が拡大されたことに伴って新設されたものであり、国際出願に対する誤記の訂正を目的とする訂正においては、新規事項の基準明細書を国際出願日における明細書等とする特例を規定したものである。

(無効理由の特例)

第四八条の一四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録無効審判については、第三十七条第一項第一号中

「その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないとき」とする。(改正、平一四法律二四、平一五法律四七)

(本条追加、平六法律一一六)

〔趣旨〕

特許法一八四条の一八の〔趣旨〕を参照されたい。

本条は、外国語実用新案登録出願の無効理由の特例について規定したものであり、その趣旨は、外国語特許出願の無効理由の特例と同様である。なお、本条を平成六年の一部改正時に新設したことに伴い、外国語実用新案登録出願固有

の理由に基づく実用新案登録の無効審判（一部改正前四八条の二二）は廃止された。

平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、本条にも同様の修正が加えられた。

また、平成一五年の一部改正においては、三七条一項の審判を実用新案登録無効審判と規定する修正が加えられた。趣旨については三七条を参照されたい。

（特許法の準用）

第四八条の一五 特許法第八十四条の七（日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正）及び第八十四条の八第一項から第三項まで（条約第三十四条に基づく補正）の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。この場合において、同法第八十四条の七第二項及び第八十四条の八第二項中「第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。（改正、平六法律一一六）

2 特許法第八十四条の十一（在外者の特許管理人の特例）の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。（本項追加、昭六〇法律四一、改正、平五法律二六、平六法律一一六）

3 特許法第八十四条の九第六項及び第八十四条の十四の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。（本項追加、昭六〇法律四一、改正、平五法律二六、平六法律一一六）

（本条追加、昭五三法律三〇、改正、平五法律二六）

〔趣旨〕

本条は、国際実用新案登録出願についての特許法の準用規定である。

なお、平成五年の一部改正において、出願公開の制度が廃止されたことに伴い、国際公開及び国内公表がなされた場合に  
出願公開と同等の保護を与える旨を規定した特許法一八四条の一〇の準用（二部改正前二項）及び四八条の一〇（平成六年の一部改正において、四八条の八へ移動）において補正の特例を新たに規定したことに伴い、特許法一八四条の一（平成六年の一部改正において、一八四条の一二へ移動）の準用（二部改正前四項）が不要となったため、これらの規定を削除した。

さらに、平成五年の一部改正においては、従来の四八条の八（国内公表等）は廃止されたが、同条六項において準用していた特許法一八四条の九第六項については、同法一八六条（証明等の請求）において読替えを行うことにより、国際特許出願の明細書等の秘密保持を規定していたため、あらためて準用することとした（三項）。

さらに、平成六年の一部改正において、特許法一八四条の七及び一八四条の八が改正されたことに伴い、一項を改正して必要な読替えを規定した。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願）

第四八条の一六 条約第二条(vii)の国際出願の出願人は、条約第四条(1)(ii)（願書）の指定国に日本国を含む国際出願（実用新案登録出願に係るものに限る。）につき条約第二条(xv)の受理官庁により条約第二十五条(1)(a)（指定官庁による検査）に規定する拒否若しくは同条(1)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第二条(xv)の国際事務局により条約第二十五条(1)(a)に規定する認定がされたときは、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができる。（改正、平一一法律一六〇）

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、明細書、請求の範囲、図面（図面の中の

説明に限る。)、要約その他の経済産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。(改正、昭六〇法律四一、平二法律三〇、平一法律一六〇)

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた実用新案登録出願とみなす。

5 第四十八条の六第一項及び第二項(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)、第四十八条の七(図面の提出)、第四十八条の八第三項(補正の特例)、第四十八条の九(実用新案登録要件の特例)、第四十八条の十第一項、第三項及び第四項(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)、第四十八条の十二から第四十八条の十四まで(登録料の納付期限の特例、実用新案技術評価の請求の時期の制限、無効理由の特例)並びに特許法第八十四条の三第二項(国際特許出願についての四三条不適用)、第八十四条の九第六項(証明等の請求)、第八十四条の十二第一項(補正の特例)及び第八十四条の十四(発明の新規性の喪失の例外の特例)の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。(改正、昭六〇法律四一、平五法律二六、平六法律一一六、平二六法律三六)

(本条追加、昭五三法律三〇)

特許法一八四条の二〇の〔趣旨〕及び〔字句の解釈〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、明細書又は図面について補正ができる期間を二条の二第一項ただし書において規定したことに伴い、みなし国際出願の場合には、「実用新案登録出願の日」から政令で定める期間（一月）を読み替えて、我が国において正規の出願と認められる「第四八条の一六第四項に規定する決定の日」から起算することとしていた（一部改正前五項）。

また、五項（一部改正前六項）は、四項の規定により「みなし国際出願」となった後の国内における手続等について、国際実用新案登録出願に適用される規定の一部を準用することとしたものである。みなし国際出願は、国内においては通常の出願として取り扱われるが、①最初の手続は特許協力条約に従いなされていること（優先権の主張、図面や登録料は国際出願時には未提出）、②元の出願が外国語出願の場合は、前記出願日に提出された原文明細書と三項の規定により提出された翻訳文明細書という二つの明細書が存在することから、国際出願に関する四八条の三以降の規定を準用することとしている。

ただし、正規の国際出願と比べ、①その出願日は国際出願日ではなく、「国際出願日となつたものと認められる日」（四項）であること、②通常の国内出願であるから国際公開はされないこと、③国際出願について適用される国内処理基準時や国内書面提出期間は存在しないことという点で異なっているため、準用するに当たつて必要となる読替えを政令で定めている。（実施令二条）

平成二六年の一部改正において、実用新案法二条の二第一項ただし書の規定を改正し、八条四項等に規定する優先権主張書面の補正可能期間を新たに規定することと併せて、実用新案登録出願の願書に添付された明細書等の補正可能期間もその起算日も含めて経済産業省令に委任することとしたが、この改正後の規定は、四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の願書に添付された明細書等の補正についてもそのまま適用することが可能（補正の時期を経済産業省令に委任することが可能）であることから、従来の五項を削り、従来の六項を新五項とする改正が行われた。

## 第八章 雑 則

### (実用新案原簿への登録)

第四九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

- 一 実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限(改正、平六法律二一六、平二〇法律一六)
  - 二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限(改正、平二三法律六三)
  - 三 実用新案権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限(改正、平二三法律六三)
- 2 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。(追加、昭三九法律一四八)
  - 3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。(改正、昭三九法律一四八)

(旧法との関係) 一七条

(趣旨)

特許法二七条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成二三年の一部改正により、特許法と同様、通常実施権に当然対抗制度を導入したことに伴い、通常実施権に関する事項を実用新案原簿の登録事項から削除し、通常実施権の登録制度を廃止した。

〔実用新案登録証の交付〕

第五〇条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録、第十四条の二第一項の訂正又は第十七条の二第一項の規定に

よる請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

（改正、平五法律二六、平一六法律七九、平二三法律六三）

2 実用新案登録証の再交付については、経済産業省令で定める。（改正、平一一法律一六〇）

〔旧法との関係〕 一八条

〔趣旨〕

特許法二八条の「趣旨」を参照されたい。

なお、平成五年の一部改正において、訂正審判が廃止されたことに伴い、該当箇所を削除した。

また、平成一六年の一部改正において、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正があつた場合にも、実用新案登録証を発行することとした。

（二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則）

第五〇条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第二項、第十四条の二第八

項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項

第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第二百五条、第四十一条において、若しくは第

四十五条第一項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第三百三十二条第一

項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第九十三条第二項第五号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(本条追加、昭六二法律二七、改正、平五法律二六、平六法律一一六、平一五法律四七、平一六法律七九、平二六法律三六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、昭和六二年の一部改正により、多項制の改善が行われ、実用新案法五条及び六条が改正されたことに伴い、新設された規定であり、特許法一八五条に対応する規定であるため、特許法一八五条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成五年の一部改正において、出願公告制度や訂正無効審判を廃止し、中用権を認めないこととしたこと等に伴い、該当箇所を削除した。また、平成一五年の一部改正において、三七条二項が同条三項に、特許法一七四条三項が同条二項(平成二六年改正後は三項)に移動したことに伴い、読替規定を改正した。さらに、平成一六年の一部改正において、一二条及び一四条の二の項の位置が変更されたことに伴い、必要な改正を行った。平成二六年の一部改正において、形式的な改正が行われた。

(実用新案登録表示)

第五十一条 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、登録実用新案に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録実用新案に係る旨の表示(以下「実用新案登録表示」という。)

を附するように努めなければならない。(改正、平一法律一六〇)

〔旧法との関係〕 二六条において特六四条の規定を準用

〔趣旨〕

特許法一八七条の〔趣旨〕を参照されたい。

(虚偽表示の禁止)

第五二条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録実用新案に係る物品以外の物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
- 二 登録実用新案に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為
- 三 登録実用新案に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録実用新案に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一八八条の〔趣旨〕を参照されたい。

(実用新案公報)

第五三条 特許庁は、実用新案公報を発行する。

2 特許法第九十三條第二項(特許公報)(第五号から第七号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。)の規定は、実用新案公報に準用する。(改正、平五法律二六、平六法律一一六、平二六法律三六)

〔旧法との関係〕 一九九条

〔趣旨〕

特許法一九三条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査が廃止されたことに伴い、特許法一九三条二項に規定する公報掲載事項のうち、出願公開、出願公告及び審査に関連する事項については準用しないこととし、特許法一九三条二項七号においては、訂正審決とともに訂正した明細書及び図面の内容を公開することとしているが、平成五年の一部改正において、訂正は請求項の削除(一四條の二第一項)のみに限られ、訂正明細書及び図面を提出させることとはしていないため、訂正明細書及び図面の公開以外を準用することとした。なお、訂正がなされた場合は、その旨が公報に掲載される(一四條の二第二項)。

さらに、平成六年の一部改正において、従来の特許法一九三条二項七号に規定されていた確定審決と訂正後の明細書がそれぞれ同項六号(平成二六年改正後の七号)及び七号(平成二六年改正後の八号)に規定され、従来の二項中の読替えが不要となったことに伴い、該当部分が削除された。

平成二六年の一部改正において、形式的な改正が行われた。

(手数料)

第五四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項〔期間の延長等〕の規定、第三十二条第三項の規定若しくは第十四条の二第五項、第三十九条の二第四項、第四十五条第二項若しくは次条第五項において準用する同法第四条〔期間の延長等〕の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者（改正、平六法律二一六、平一六法律七九）

二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

三 実用新案登録証の再交付を請求する者

四 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者（改正、平一六法律七九）

五 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者（改正、平一六法律七九）

六 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者（改正、平一六法律七九）

七 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者（改正、平一六法律七九）

（本項追加、昭五九法律二三、改正、平五法律二六、平一〇法律五一）

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付

しなければならない。(改正、昭五九法律三三)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。(改正、昭五九法律三三、昭六二法律二七、平五法律二六、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(実用新案技術評価の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七、平二六法律三三)

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第八項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一五法律四七、改正、平二六法律七九)

6 前二項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一六法律七九)

7 第一項及び第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない

ない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六、平八法律六八、平一一法律一六〇、平一一法律二二〇)

8 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。(本項追加、昭四五法律九一、改正、昭五九法律二三、昭五九法律二四、昭六二法律二七、平五法律二六、平一一法律四一、平一一法律二二〇、平一六法律七九)

〔旧法との関係〕 一二五条において特三一条の規定を準用

〔趣旨〕

本条は手数料を定めたものであり、特許法一九五条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成五年の一部改正において、一項中、従来の九条を一一条へ、従来の五五条を二条の五へ移動させたこと及び従来の五五条において準用していた特許法四条を二条の五において準用しないこととしたことに伴い、該当箇所を改正した。また、出願審査請求制度が廃止されることに伴い、従来の三項及び八項を削除した。

さらに、平成六年の一部改正において、再審の請求期間の延長の請求が可能となったこと(四五条二項において準用する特四条)に伴い、延長の請求をする者は所定の手数料を納付しなければならぬ旨を規定した。

五項は、八項において資力が乏しい者及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する

る法律におけるTLOに対する手数料の減免措置が定められていることに鑑み、特許法一九五条六項と同様の規定が設けられている。

八項は、実用新案技術評価の請求の手数料の減免について規定したものであり、平成十一年の一部改正前には、特許法一九五条の二を準用していた。しかしながら、平成十一年の特許法の一部改正において、特許法一九五条の二の規定が改正され、対象者に使用者等が追加されたが、実用新案の場合、実用新案技術評価の請求の手数料の減免の対象者は考案者又はその相続人のみであるので、実用新案法で特許法一九五条の二を準用することはできなくなったことに伴い、実用新案技術評価の請求の手数料の減免について新たに規定したものである。実用新案は元來、創造性の低い小発明を保護することを目的としており、実用新案関係料金は特許関係料金の六〇七割と低廉に設定されているため、使用者等が対象とはならない。

要件は次のとおりである。

(1) 自己の実用新案登録出願について実用新案技術評価の請求をする者であること。いわゆる第三者の実用新案技術評価の請求の場合は実用新案技術評価の請求人はその考案を実施したいと考えている場合であるから、減免するのは適当ではない。

(2) 考案者又は相続人であること。他人の考案を譲り受けた者は含まれない。したがって法人は含まれない。

(3) 貧困により請求料を納付する資力がなくないこと。

なお、減免の手続については、政令で定めている（特許法等関係手数料令二条の二）。

また、平成一四年の一部改正において、特許法三六条二項の「明細書」から「特許請求の範囲」が分離されたことに伴い、別表にも同様の修正が加えられた。

さらに、平成一六年の一部改正において、特許法四条を準用する規定（実三九条の二第四項、五四条の二第五項及び一四

条の二第五項）が追加されたことに伴い、期間延長等の請求の手数料についての規定である本条一項一号にそれらの規定が追加された。また、五四条の二（手数料の返還）が新設されたことから、過誤納の手数料返還に関する規定（二部改正前八項及び一部改正前九項）は五四条の二（一〇項及び一一項）に移動した。

（手数料の返還）

第五四条の二 実用新案技術評価の請求があつた後に第十二条第七項の規定によりその請求がされなかつたものとみなされたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した実用新案技術評価の請求の手数料は、その者に返還する。

2 第三十九条の二第三項又は第五項に規定する期間（同条第三項に規定する期間が同条第四項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間）内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した審判の請求の手数料は、その者の請求により返還する。

3 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

4 実用新案登録無効審判の参加人が第三十九条第五項の規定による通知を受けた日から三十日以内にその参加の申請を取り下げたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手数料は、その者の請求により返還する。

5 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

- 6 実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により第四項に規定する期間内にその参加の申請を取り下げることができない場合において、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその申請を取り下げたときは、同項の規定にかかわらず、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手数料は、その者の請求により返還する。
- 7 第四項及び前項の規定による手数料の返還は、参加の申請が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。
- 8 実用新案登録無効審判の参加人がその参加の申請を取り下げていない場合において、第四項又は第六項に規定する期間（第四項に規定する期間が第五項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間）内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。ただし、第四十一条において準用する同法第四百四十八条第二項の規定により審判手続を続行したときは、この限りでない。
- 9 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から一年を経過した後は、請求することができない。
- 10 過誤納の手料は、納付した者の請求により返還する。
- 11 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。
- 12 第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰ることができない理由により、第三項、第七項、第九項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。（本項追加、平二六法律三二六）

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、手数料の返還規定をまとめたものとして、平成一六年の一部改正によって新設された。本条一項から九項までは、実用新案登録に基づく特許出願後における手数料の返還規定である。一〇項及び一一項は、一部改正前五四条八項及び九項に規定されていた過誤納の手数料の返還規定の場所を移動したものである。

一項は、実用新案技術評価の請求に係る手数料の返還について規定する。実用新案登録に基づく特許出願により評価の請求がされなかったものとみなされたことは、請求人でない権利者の行為(実用新案登録に基づく特許出願)に起因するものであるため、評価の請求手数料は請求人に返還することとしたものである。評価の請求がされなかったものとみなされた場合は全て評価の請求手数料を返還するため、返還請求は要しない。

二項及び三項は、実用新案登録無効審判の請求に係る手数料の返還について規定する。実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合、その実用新案登録無効審判は権利行使できない消滅した実用新案権に係る実用新案登録に対するものとなる。他方、同一技術の特許出願が新たに係属することから、請求人の実用新案登録を無効にする利益は大きく減少することとなる。したがって、実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は、請求人にその旨を通知し、通知を受けた日から三〇日以内(延長される場合(三九条の二第四項)又は追完される場合(同条五項)がある。)にその請求が取り下げられたときは、実用新案登録無効審判の請求手数料を請求により返還することとしたものである。この実用新案登録無効審判の請求手数料の返還請求可能期間は、審判請求の取下げの日から六月である。

四項から七項までは、実用新案登録無効審判に対する参加の申請に係る手数料の返還について規定する。二項及び三

項の実用新案登録無効審判の請求手数料の返還と同様に、実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は、参加人による旨を通知し（三九条五項）、通知を受けた日から三〇日以内にその参加の申請が取り下げられたときは、参加申請手数料を請求により返還することとしたものである。この参加申請手数料の返還請求可能期間は、参加申請の取下げの日から六月である。なお、五項及び六項は、四項に規定された期間（三〇日）の延長及びその期間を徒過した場合の追完について規定したものである。

八項及び九項は、参加申請の取下げ前に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた場合の参加申請手数料の返還について規定したものである。二項に規定するように、実用新案登録無効審判の請求後に実用新案登録に基づく特許出願が行われた場合は、参加人による旨を通知し、通知を受けた日から三〇日（又は延長期間若しくは追完期間）以内に参加申請の取下げを行ったときは、参加申請手数料が返還される。しかし、参加申請の取下げ前に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた場合、参加申請の取下げの機会が奪われてしまったため、参加申請を取り下げることによる参加申請手数料の返還の機会が奪われてしまう。そこで、そのような不都合を回避するため、実用新案登録に基づく特許出願後の参加申請取下げによる参加申請手数料の返還が可能となる時期において、参加申請の取下げ前に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられ、参加申請を取り下げることができなくなった場合であっても、参加人が審判手続を続行しない限り、参加申請手数料を請求により返還可能とすることとしたものである。参加申請手数料の返還請求可能期間は、実用新案登録無効審判の請求の取下げの日から一年である。

一二項は、平成二六年の一部改正において追加された。特許法三〇条新設四項の規定と同趣旨により、本項を新設し、三項、七項、九項又は一一項に規定する期間について救済規定を整備した。

〔参 考〕

〔手数料の返還請求が可能な期間〕特許法・実用新案法の規定は、返還事由の発生時から六月又は一年に二分される。

このうち、例えば特許出願の取下げは、通常、出願人の自発的行為であることから、それに伴う出願審査の請求手数料の返還請求の期間は、出願を取り下げた日から六月とされている。他方、過誤納の登録料及び手数料の返還請求については、納付者自身が気付かない場合が多いことを考慮し、その返還請求期間は、納付した日から一年とされている。本条においても、納付者の自発的行為である実用新案登録無効審判の請求の取下げによる実用新案登録無効審判の手数料の返還請求及び参加申請の取下げによる参加申請手数料の返還請求については、返還請求可能期間を六月とし、納付者自身の行為でない実用新案登録無効審判の請求の取下げによる参加申請手数料の返還請求については、返還請求可能期間を一年としている。

(特許法の準用)

第五五条 特許法第八十六条（証明等の請求）の規定は、実用新案登録に準用する。（改正、平五法律二六、平二

〇法律一六、平二三法律六三）

2 特許法第八十九条から第九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。（改正、平五法律二六）

3 特許法第九十四条の規定は、手続に準用する。この場合において、同条第二項中「審査」とあるのは、「実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価」と読み替えるものとする。（本項追加、平五法律二六）

4 特許法第九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。（本項追加、平五法律八九）

5 特許法第九十五条の四（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）の規定は、この法律の規定による審決及び審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこ

ととされている処分又はこれらの不作為に準用する。(本項追加、昭三七法律一六一、改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平五法律八九、平二六法律六九)

〔旧法との関係〕 一二六条において特許法を準用

〔趣旨〕

本条は、特許法の準用を規定したものである。

なお、平成五年の一部改正において、①従来は一項及び二項において準用していた特許法の規定のうち、総則に規定されているものを二条の五において準用すること、②三項において、従来の一、二項の規定のうち、審査に必要な調査の依頼等について規定する特許法一九四条(書類の提出等)を実用新案技術評価に準用するように読み替えること、③四項において、実体的要件についての審査が廃止されたため、補正の却下の決定及び査定文言を削除したことの改正を行った。

また、平成二〇年の一部改正において、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報について証明等を制限する特許法一八六条三項が追加されたことに伴い、同規定を準用することとした。この時、実用新案法では仮通常実施権を導入しなため、必要な読替規定を一項に追加したが、平成二三年の一部改正において、特許法一八六条三項が削除されたことに伴い、当該読替規定も削除した。

## 第九章 罰 則

### (侵害の罪)

第五六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又は

これを併科する。(改正、平一八法律五五)

(改正、平五法律二六、平一〇法律五一)

〔旧法との関係〕 二七条

〔趣旨〕

特許法一九六条の〔趣旨〕を参照されたい。なお、平成五年の一部改正において、特許法と同様の理由から、罰金額の引上げがなされ(五七条から六〇条まで及び六二条から六四条までも同様)、さらに、平成一八年の一部改正において、懲役刑の上限が五年、罰金額の上限が五〇〇万円に引き上げられるとともに、懲役刑と罰金刑の併科が導入された。

なお、平成五年の一部改正において、出願公告制度が廃止されたことに伴い、仮保護の権利の侵害罪を規定した従来(二項)が削除され、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様に旧二項が削除され、本条の罪は非親告罪となった。

(詐欺の行為の罪)

第五七条 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二二六)

〔旧法との関係〕 二八条一号

〔趣旨〕

特許法一九七条の〔趣旨〕を参照されたい。

(虚偽表示の罪)

第五八条 第五十二条〔虚偽表示の禁止〕の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(改正、平五法律二二六)

〔旧法との関係〕 二八条二号から四号まで

〔趣旨〕

特許法一九八条の〔趣旨〕を参照されたい。

(偽証等の罪)

第五九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕

し、又は免除することができる。(改正、平五法律二六、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 三〇条

〔趣旨〕

特許法一九九条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔秘密を漏らした罪〕

第六〇条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三一条

〔趣旨〕

特許法二〇〇条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔秘密保持命令違反の罪〕

第六〇条之二 第三十条において準用する特許法第一百五條の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平一七法律七五)

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。(本項追加、平一七法律七五)

(本条追加、平一六法律二二〇)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の裁判所法等の一部改正により新設された規定であり、秘密保持命令による営業秘密の保護の実効性を確保する観点から、秘密保持命令違反の罪を定めるものである。詳細については特許法二〇〇条の二〔趣旨〕を参照されたい。

(両罰規定)

第六一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。(改正、平五法律二六)

一 第五十六条又は前条第一項三億円以下の罰金刑(本号追加、平一七法律七五、改正、平一八法律五五)

二 第五十七条又は第五十八条三千万円以下の罰金刑(改正、平一一法律四一、平一七法律七五、平一八法律五五)

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。(本項追加、平一六法律二二〇)

3 第一項の規定により第五十六条又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時

効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。(本項追加、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法二〇一条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様の理由から、侵害の罪(五六条)について法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限は一億円とされた。さらに、平成一八年の一部改正において、罰金額の上限は三億円に引き上げられた。

また、平成一一年の一部改正において、特許法と同様の理由から、詐欺の行為の罪(五七条)、虚偽表示の罪(五八条)について法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限が三〇〇〇万円とされた。

平成一六年の裁判所法等の一部改正においては、特許法と同様の理由により、秘密保持命令違反の罪(六〇条の二)について法人重課を導入し、法人に対する罰金額の上限を一億円とした。また、平成一七年の不正競争防止法等の改正に伴って罰金額の上限を引き上げ、法人に対する罰金額の上限を一億五〇〇〇万円とし、さらに、平成一八年の一部改正において罰金額の上限を三億円とした。

(過料)

第六二条 第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条において、又は第四十五条

第一項において準用する同法第百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項(当事者本人の尋問)の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判

所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。(改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平六法律一、二六、平八法律二一〇、平一一法律四一、平一五法律四七、平二六法律三二六)

〔旧法との関係〕 三一条ノ二

〔趣旨〕

特許法二〇二条の〔趣旨〕を参照されたい。

なお、平成五年の一部改正において、従来の一三条（審査に関する特許法の準用）の削除、四一条（審判に関する特許法の準用）における特許法一六一条の三の準用の削除、四五条（再審に関する特許法の準用）における特許法一七四条一項、三項及び四項の準用の削除に伴い、引用箇所を改正した。

また、平成六年の一部改正において、四五条及び特許法一七四条が改正されたことに伴い、該当箇所を改正した。  
平成一一年の一部改正においては、二六条及び特許法七一条三項が改正されたことに伴い、該当箇所を改正した。  
平成一五年の一部改正においては、特許法一七四条三項が同条二項に移動したことに伴い、該当箇所を改正した。  
平成二六年の一部改正において、一七四条二項が同条三項に移動したことに伴い、該当箇所を改正した。

（同前）

**第六三条** この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕

三二二条

〔趣旨〕

特許法二〇三条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔同前〕

第六四条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕

三二二条ノ二

〔趣旨〕

特許法二〇四条の〔趣旨〕を参照されたい。

## 附 則

附 則（昭和三十四年法律第一二三号）

この法律の施行期日は、別に法律で定める。（昭和三四法律二二四により昭和三五年四月一日から施行）

### 〔趣 旨〕

特許法の附則（昭和三四法律二二二）一条を参照されたい。

附 則（昭和三十七年法律第一四〇号抄）

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴

訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段〔取消訴訟が高等裁判所に係属しているときの準用〕及び第二十一条第二項から第五項まで〔決定についての準用・意見の聴取・即時抗告・不服申立の禁止〕の規定を準用する。

附 則（昭和三十七年法律第一六一号抄）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定

その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十九年法律第一四八号抄）

この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。（昭和三十九政令

三二三により昭和四〇年一月一日から施行)

附 則 (昭和四〇年法律第八一号抄)

この法律は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約〔昭和四〇条約九〕への加入の効力発生の日〔昭和四〇年八月二一日〕から施行する。

附 則 (昭和四五年法律第九一号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

〔趣 旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律(昭四五法律九二)の施行期日について規定したものである。

第二条から第五条まで 省略

〔趣旨〕

特許法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第六条 附則第二条から前条までの規定は、第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に関して準用する。

〔趣旨〕

本条は、特許法の改正に伴う附則二条から五条までの経過措置規定を実用新案法の改正に関しても準用するための規定である。その内容については特許法の項を参照されたい。

第七条から第九条まで 省略

〔趣旨〕

特許法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（昭和四十六年法律第九六号抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年法律第四六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（特許法の一部改正）の規定中特許法第一百七十七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定、第二条〔実用新案法の一部改正〕の規定中実用新案法第三十一条第一項の改正規定及び同法別表の改正規定、第三条〔意匠法の一部改正〕の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第四条（商標法の一部改正）の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項、附則第三条第二項及び第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定中特許法第十七条第一項ただし書の改正規定（「及び第六十四条」を「、第十七条の三及び第六十四条」に改める部分を除く。）、第二条の規定中実用新案法第十三条の二第一項の改正規定、第四条の規定中商標法第四条第一項第二号及び第九条第一項の改正規定並びに第五条（不正競争防止法の一部改正）の規定 千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十條(2)(c)の規定による同条約第一条から第十二条までの規定の効力の発生の日

〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（昭和五〇法律四六）の施行期日について規定したものである。

〔特許法の改正に伴う経過措置〕

- 第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、改正後の特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。
- 2 前条ただし書第一号に定める日前に既に納付し、又は納付すべきであつた特許料については、改正後の特許法第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

特許法の項の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔実用新案法の改正に伴う経過措置〕

- 第三条 前条第一項の規定はこの法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第三項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。
- 2 前条第二項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付し、又は納付すべきであつた登録料に準用する。

〔趣旨〕

本条は、特許法の改正に伴う前条の経過措置規定を実用新案法の改正に関して準用するための規定である。その内容については特許法の項を参照されたい。

第四条及び第五条 省略

〔趣旨〕

意匠法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則 (昭和五三年法律第二七号抄)

〔施行期日〕

1 この法律は、公布の日〔昭和五三年四月二四日〕から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第一百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

〔経過措置〕

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

四 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた登録料

附 則（昭和五三年法律第三〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、条約（千九百七十年六月一九日にワシントンで作成された特許協力条約）が日本国について効力を生ずる日（昭和五三年一〇月一日）から施行する。

附 則（昭和五六年法律第四五号抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条の改正規定、第二条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第一百七十七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十九条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

四 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた登録料

附 則（昭和五九年法律第二三号抄）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二十四条から第二十七条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和五十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。
- 3 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた登録料

附 則 (昭和五十九年法律第二四号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年法律第四一号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔昭和六〇政令二八六により同年十一月一日〕から施行する。ただし、第五条〔特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正〕の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日〔昭和六〇政令二五三により同年一

○月一日〕から施行する。

〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六〇法律四二）の施行期日について規定したものである。

第二条から第五条まで 省略

〔趣旨〕

特許法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（昭和六二年法律第二七号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（前略）第三条〔実用新案法の一部改正〕、（中略）附則第四条、（中略）第十一条の規定 昭和六十二年六月一日

二（前略）第四条の規定中実用新案法第四十八条の四第一項から第四項までの改正規定、同法第四十八条の五第一項並びに第二項第一号及び第四号の改正規定、同法第四十八条の六第二項の改正規定、同法第四十八条の七第一項及び第二項の改正規定、同法第四十八条の八第一項の改正規定、同法第四十八条の八の二第四項の改

正規定、同法第四十八条の九の改正規定、同法第四十八条の十の改正規定並びに同法第四十八条の十四第五項の改正規定 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第六十四条(6)(b)の規定による同条(2)(a)の宣言の撤回の効力の発生の日〔昭和六十二年二月八日〕

〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六二法律二七）の施行期日について規定したものである。

第二条及び第三条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則二条及び三条の〔趣旨〕を参照されたい。

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料であつて実用新案法第三十四条において準用する特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、第三条の規定による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした実用新案権に係る実用新案法第三十七条第一項の審判については、第三条の規定による改正前の実用新案法第三十八条の規定は、同日以後も、なおその効力を有

する。

〔趣旨〕

特許法の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

（第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の実用新案法（以下この条において「新実用新案法」という。）第五条第四項及び第五項、第六条、第十一条第三号、第三十七条第一項各号列記以外の部分及び第三号、第四十一条、第五十条の二並びに第五十四条第三項の規定は、この法律の施行後にした実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納付についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年九千三百円
第四年から第六年まで	毎年一万八千五百円
第七年から第十年まで	毎年三万七千円

(改正、平五法律二六、平一一法律四一)

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る手数料の納付についての新実用新案法第五十四条第二項の規定の適用については、別表第四号中「三万円に一請求項につき千円を加えた額」とあるのは「四万八千円」と、同表第九号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百円」とあるのは「五万五千元」とする。

第六条から第一〇条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び意匠法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

(政令への委任)

第一条 附則第二条から第六条まで及び第八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔趣旨〕

特許法の附則三条の〔趣旨〕を参照されたい。

附則(平成二年法律第三〇号抄)

## 〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二政令二五七より同年二月一日〕から施行する。ただし、第九条、第十四条、第十五条第二項、第十六条（第十五条第一項及び第三項の準用に係る部分を除く。）、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十九条まで、第三十条（第三号を除く。）、第三十二条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十九条（第二十三条、第三十条第三号、第三十一条及び第三十五条の準用に係る部分を除く。）、第四十一条、第四十二条、第四十四条第二号及び附則第九条の規定並びに附則第三条中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二政令二五七より同年二月一日〕から施行する。

## 〔趣旨〕

本条は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二法律三〇）の施行期日について規定したものである。本条本文は、実用新案法の一部改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。この政令は、平成二年九月七日に政令第二五七号として公布され、施行期日は、平成二年二月一日とされた。

第二条から第八条まで 省略

〔趣旨〕

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（政令への委任）

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔趣旨〕

本条は、この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他、この法律の施行に関して必要な経過措置について政令で定めることとしたものである。

本条の規定に基づく政令（平成二政令二五八）は、次のような事項を定めている。

- (1) 特許法の改正に伴う経過措置（特例法施行令附則二条）  
特許法の項の附則九条の〔趣旨〕を参照されたい。
- (2) 実用新案法の改正に伴う経過措置（特例法施行令附則三条）

平成二年の実用新案法の一部改正により、実用新案登録出願をする際に要約書を願書に添付して提出しなければならないこととなる等、要約書の導入に関して、特許法と類似の法体系をとる実用新案法においても同様の改正が行われた。

そして、実用新案法の改正に伴う経過措置に関して、特許法の改正に伴う経過措置の規定（特例法施行令附則二条）を準用することとした。特許法の項の附則九条の〔趣旨〕を参照されたい。

(3) 法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続（特例法施行令附則九条）

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の附則九条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成五年法律第二六号抄）

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成五政令三三二により平成六年一月一日）から施行する。ただし、第一条の規定中特許法第七十七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定（同表第六号中「（請求公告に係る異議の申立てを含む。）」を削る部分及び同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。）、第二条の規定、第四条の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第五条の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並びに附則第三条、第六条から第十条まで及び第十七条の規定は、平成五年七月一日から施行する。

〔趣 旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（平成五法律二六）の施行期日について規定したものである。

本条本文は、この法律の施行期日をこの法律の公布の日（平成五年四月二三日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とする旨を規定しており、特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成五政令三三二）が平成五年一〇月八日に公布され、施行日は平成六年一月一日とされた。

本条ただし書は、施行期日の特例を規定するものであり、特許料、登録料及び手数料のうち、制度改正に伴い生ずる

料金の改定を除く改正規定は、平成五年七月一日から施行する旨を規定しており、手数料の具体額を定める特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（平成五政令二〇三）が平成五年六月一八日に公布された。

第二条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則を参照されたい。

（第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条ただし書に規定する日前に第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料であつて同法第三十四条において準用する旧特許法第九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、第二条の規定による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、この法律の施行前に既に前納された実用新案登録料の取扱いについて規定したものであり、施行前に前納された特許料の取扱いについて規定した附則二条三項と同じ内容を規定したものである。

すなわち、この法律の施行前に、登録料を既に前納している場合は、値上げになつた分の登録料を追納する必要はな

く、また、施行前に納付を猶予されていた登録料をその猶予期間内に納付する場合は、改正前の登録料を納付すれば足りることとなる。

(第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（次条第一項に規定する旧実用新案登録出願を除く。）又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）、附則第十一条の規定による改正前の弁理士法（大正十年法律第百号）、附則第十二条の規定による改正前の輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条第一項	二 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。	二 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。 二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は 図面の訂正が第三十九条第一項ただし書、第二項若し
----------	----------------------------	---

<p>第三十九条第一項</p>	<p>第四十条第一項</p>	<p>第四十条第二項</p>
<p>次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。</p>	<p>願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることができる。</p>	<p>2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。</p>
<p>第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p>	<p>審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。</p>	<p>2 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第五十三條第二項の規定により指定された期間内に限り添付した、願書に明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明りようでない記載の釈明</p> <p>3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書</p>
<p>くは第三項（第四十条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。</p>		

	<p>第四十一条</p>	<p>第五十五条第二項</p>
<p>に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。          4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。          5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十一条、第三百十二条第三項及び第四項並びに第三百六十四条第一項の規定は、第二項の場合に準用する。</p>	<p>第三百三十条から第七十条まで</p>	<p>準用する。</p>
<p>準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する特許法第六十四条第一項の規定又は実用新案法第四十一条において準用する特許法第五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）」と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条第二項の訂正」と読み替へるものとする。</p>	<p>第三百三十一条から第三百三十三条まで、第三百三十五条から第三百六十三条まで、第三百六十四条第一項及び第三百六十六条から第七十条まで</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する特許法第六十四条第一項の規定又は実用新案法第四十一条において準用する特許法第五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）」と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条第二項の訂正」と読み替へるものとする。</p>

第五十六条第一項及び第二項	三十万円	三百万円
第五十七条及び第五十八条	十万円	百万円
第六十条	五万円	五十万円
別表第五号	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	登録異議の申立てをする者
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者

（改正、平一〇法律五一、平一一法律四一、平一五法律四七、平一六法律二二〇）

3 平成十五年改正法の施行前にされた平成十五年改正法附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十三条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）の決定が確定していない場合における平成十五年改正法の施行後に訂正をする実用新案登録に係る前項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十七条第一項の審判が」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定によ

る改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十三条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）又は第三十七条第一項の審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「同項の審判の審決に対する」とあるのは「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」という。）又は第三十七条第一項の審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判決」とあるのは「取消決定又は審決の取消しの判決」とする。（本項追加、平一一法律四一、改正、平一五法律四七）

4 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十条の十二第一項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、平成十五年改正法の施行の際現に裁判所に係属している場合において、平成十五年改正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間において訂正をする実用新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号）附則第九条第二項において準用する同法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又は第三十七条第一項若しくは第四十条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。（本項追加、平一五法律四七）

〔趣旨〕

一項は、この法律の三条の規定による改正前の実用新案法及び実用新案法に伴う改正が行われた各関連法について、改正前の各法律がなおその効力を有する旨を規定したものである。改正後の実用新案法は、実体的要件についての審査を経ずに登録を行う点や権利期間等において改正前の実用新案法とは異なるため、この法律の施行の際現に特許庁に係属中の実用新案登録出願及び施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判又は再審については、改正前の実用新案法及び今回改正される前の関連法がなおその効力を有することとした。

ただし、これには例外があり、附則五条一項に規定する届出により、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願のうち、改正後の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願となつたものは除かれる。それ以外のこの法律の施行前になされた実用新案登録出願については、全て改正前の実用新案法の下で審査及び審判等の手続が行われることとなる。

二項は、一項によりなおその効力を有するものとされた改正前の実用新案法の一部を読み替えることにより、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、特許法と同様の改正を行う旨を規定したものである。一項の規定により、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願等については、旧法及び関連する改正前の特許法等の関連法がなおその効力を有することとされているため、この法律の施行前になされた実用新案登録出願は従来どおりの実体審査を経て登録されることとなる。しかしながら、一旦登録により権利が設定され、特許庁に係属しなくなった後に新たに請求される明細書又は図面の訂正に関連する規定等については、改正後の特許法と同様の改善された審判手続によることが権利者及び審判請求人の要請にかなうと考えられたことから、本項において改正前の実用新案法の一部を読み替えたものである。なお、読み替えられた改正前の実用新案法において準用する特許法は、一項においてなおその効力を有するとされた改正前の特許法である。

また、一項によりなおその効力を有するとされた改正前の実用新案法による実用新案権等についてこの法律の施行後にした行為に対する罰則についても、この法律の施行後にした行為に対する罰則が、改正後の実用新案法による実用新案権についてのものか、改正前の実用新案法による実用新案権についてのものかにより大きく異なることは望ましくないので、罰金額を改正後の実用新案法と同じように引き上げるべく、読替えを行った。

本項により行った読替えの主な内容は次のとおりである。なお、本項による読替えに関連して必要となる技術的読替え及び読替えに伴う経過措置は、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令で規定されている。

(1) 三七条一項（実用新案登録の無効の審判）

改正後の特許法一二三条一項七号に相当する規定であり、明細書又は図面の訂正（三九条一項の訂正審判及び四〇条二項の訂正）が不適法であった場合を無効理由（二号の二）とするよう読み替えたものである。

(2) 三九条一項（訂正の審判）

改正後の特許法一二六条一項に相当する規定であり、四〇条二項における読替えにより無効審判（三七条一項）及び国際実用新案登録出願固有の無効審判（四八条の二第一項）の手続における訂正を認めたことに伴い、これらの無効審判が係属している間は独立して訂正審判の請求を認めないよう読み替えた。また、訂正審判による訂正は、新規事項を追加するものであってはならないこととした。

(3) 四〇条（答弁書の提出等）

三七条一項の読替えにより不適法な訂正を無効理由（二号の二）としたことに伴い、訂正無効審判を廃止するよう読み替えた。また、二項から五項までは、改正後の特許法一三四条二項から五項までに相当する規定であり、このうち二項は、無効審判及び国際実用新案登録出願固有の無効審判の手続（ただし、本条一項の答弁書提出期間内及び

四一条において準用する特一五三条二項の職権による無効理由通知に対する応答期間に限る。)において明細書又は図面の訂正を認めるよう読み替えたものである。なお、この場合の訂正も、三九条一項の訂正審判における訂正と同様、新規事項を追加するものであってはならない。

(4) 四一条(特許法の準用)

本条において準用される規定は、附則四一条一項でなおその効力を有することとされた改正前の特許法の規定であるが、今回の読替えに伴い準用する条文を改めるよう読み替えたもので、その内容は次のとおりである。

① 訂正無効審判を廃止したことに伴い、訂正無効審判の確定審決の効果を規定する改正前の特許法一三〇条は準用しないこととした。

② 四〇条において答弁書の提出等について新たに規定したことに伴い、改正後の特許法第一三四条は準用しないこととした。

③ 請求公告制度及び請求公告に対する異議申立制度を廃止したため、改正前の特許法一六四条二項及び一六五条は準用しないこととした。

(5) 五五条二項(特許法の準用)

本項において準用する改正前の特許法一七条一項ただし書においては、訂正明細書又は図面についての補正は、請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があった後はできないこととされていたが、四一条の読替えにより改正後の特許法と同様に請求公告制度を廃止したことに伴い、訂正明細書又は図面の補正ができる時期の規定を読み替える必要が生じたため、本項において準用する一七条一項ただし書の規定を新特許法と同様に読み替えることにより、次のような手当てを行った。

① 無効審判(三七条一項)においては、四〇条二項の規定により明細書又は図面について訂正ができる期間が経

過した後は、訂正が不適法である旨の理由の通知に対する応答期間内（同条五項において準用する特一六四条一項）又は職権による無効理由通知に対する応答期間内（四一条において準用する特一五三条二項）を除いては、訂正明細書又は図面の補正は認めないこととした。

② 訂正審判（三九条一項）においては、審理終結通知（四一条において準用する特一五六条一項）があつた後は、同条二項の審理の再開がされた場合を除き、訂正明細書又は図面の補正は認めないこととした。

(6) 五六条、五七条、五八条及び六〇条

この法律の施行後に、改正前の実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願、実用新案登録、実用新案権、審判等についてされた行為に対しては、改正後の実用新案法と同等に引き上げられた罰金額が適用できるように読み替えた。

(7) 別表五号

四一条において特許法一六五条の準用を削除し、請求公告に対する異議申立制度を廃止するように読み替えたことに伴い、本号においてもその手数料を削除するように読み替えた。

(8) 別表九号

四〇条二項により無効審判の手続における明細書又は図面の訂正を認めたことに伴い、本号においてその請求料を規定するように読み替えた。

さらに、今回の改正では、平成一二年改正法施行後における旧実用新案法に係る詐欺の行為及び虚偽表示の罪につき、法人重課を導入する改正が行われた（実六一一条二号改正関係）。これに伴い、詐欺の行為及び虚偽表示に対する抑止力を確保するために、旧実用新案法に係る詐欺の行為の罪及び虚偽表示の罪についても、法人重課を導入する改正を行った。

この改正については、平成五年法附則四條二項の表中、一部改正前実用新案法六一一条二号を改正し、詐欺行為の罪及

び虚偽表示の罪についての罰金額の上限を三〇〇〇万円に引き上げ、その他については従前のままとする方法により行った。

なお、平成五年法附則四条二項の改正により、平成一一年改正法施行前にされた行為についての罰則の適用について、読替え表が適用されないこととなってしまうため、改正前の附則四条二項が適用される旨の経過措置を平成一一年改正法附則一八条で規定した。

**第五条** 実用新案登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（その実用新案登録出願の日から五年六月を経過したものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの（以下「旧実用新案登録出願」という。）を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願（以下「新実用新案登録出願」という。）とすることができる。

2 前項の場合において、新実用新案登録出願は、旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。この場合において、新実用新案法第二条の二第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第五条第一項の規定による届出（以下「変更届出」という。）の日」と、新実用新案法第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時に」とあるのは「変更届出と同時に」とする。

3 第一項の規定による届出があつたときは、旧実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

4 旧実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る第一項の規定による届出については、旧実用新案法第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては旧実用新案法第四十八条の五第一項、旧実用新案法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録

- 出願にあつては同項及び旧実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、旧実用新案法第五十条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（旧実用新案法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。
- 5 特許出願人又は意匠登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は意匠登録出願（その特許出願又は意匠登録出願の日から五年六月を経過したものを除く。）であつて、新実用新案法の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たものを新実用新案法の規定の適用を受ける新実用新案登録出願に変更することができる。
- 6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

## 〔趣旨〕

第一項は、この法律の施行前に特許庁に係属している実用新案登録出願について改正後の実用新案法の遡及適用を受けるための届出を行うことを認めたことについて規定したものである。

改正後の実用新案法は、早期に実施され、ライフサイクルが短い技術の早期権利保護を図ることを目的としているが、このような技術はこの法律の施行前にされた実用新案登録出願の中にも含まれていると考えられるため、四条一項により改正前の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願であっても、出願人が選択により所定の届出をした場合は、改正後の実用新案法の適用が受けられることとする旨を規定したものである。

なお、改正後の実用新案法では、権利期間は出願の日から六年とされていること及び改正後の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願となった後登録されるまでに一定の期間を要することを考慮し、実用新案登録出願の日から五年六月を経過したものは本項の適用の対象から除外した。

一項に規定する届出は、従来の出願の変更と異なり、届出をした出願についての適用法規を改正前の実用新案法から改正後の実用新案法に変更するための手続であることから、届出に当たっては、既に改正前の実用新案登録出願において行った優先権の主張や出願料の納付は行う必要がない。ただし、届出の様式等については、通商産業省令（当時）において規定されているので、その規定に従って所定の書類等を提出する必要がある。

二項及び三項は、一項に規定する変更の届出がされた場合の効果等について規定したものである。

二項は、前項の届出により改正後の実用新案法の適用を受けることとなった出願の出願日が元の出願日であるとみなすとともに、改正後の実用新案法において規定されている補正のできる期間の基準日及び登録料の納付時期については元の出願日ではなく、実際にその変更の届出があった日とする旨の読替えを行ったものである。

三項は、変更の届出があったときは、元の実用新案登録出願は取り下げたものとみなす旨を規定したものである。

一項の規定によれば、既に出願公告されている出願や拒絶理由を通知されている出願であっても、一項の届出により改正後の実用新案法の適用を受け、実体審査を経ずに早期に登録を受けることが可能となるが、元の実用新案登録出願は、本項の規定により取り下げたものとみなされるため、届出前に仮保護の権利あるいは補償金請求権を行使していた場合には、改正前の一二条三項及び四項（一二条の三第四項において準用する場合を含む。）の適用を受けることとなるので、この点は注意を要する。

四項は、この法律の施行前になされた実用新案登録出願が特許協力条約による国際出願であった場合に、その国際出願が改正後の実用新案法の適用を受けるために行う変更の届出の特例について規定したものであり、特許法一八四条の一二（出願の変更の特例）と同趣旨の規定である。

すなわち、特許法一八四条の一二においては、国際実用新案登録出願から特許出願への変更を行う場合、当該出願が手続的に確定している必要があるため、所定の手続を完了させること（みなし国際出願については、既に手数料等が納付さ

れているため、みなし国際出願の申出に対する特許庁長官の決定があったこと。を出願変更を行う際の条件として規定しているが、改正前の実用新案法の下でなされた国際実用新案登録出願から新実用新案登録出願への変更の届出についても、同様に元の出願が手続的に確定している必要があることから、所定の手続を完了した後でなければ変更の届出を行うことができないこととする旨を規定した。

五項は、従来、特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更出願を認めていることを考慮し、一項においてこの法律の施行前になされた実用新案登録出願を改正法の適用を受ける実用新案登録出願とすることを認めたことと同様に、この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は意匠登録出願を改正後の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願に変更することを認める旨を規定したものである。

本項の届出は、一項と異なり改正後の一〇条と同様の規定とされているため、従来の出願の変更と同様に取り扱われることになる。したがって、特許出願から改正後の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願に変更する場合は、特許法における出願の変更に関する規定（例えば九条及び一四条）に従うほか、改正後の実用新案法の規定に従い別表第一号に規定する出願料を納付することが必要となる。なお、届出の様式等については、経済産業省令に規定されている。

六項は、前項の特許出願又は意匠登録出願から改正後の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願への変更について二項及び三項の規定を準用する旨を規定したものである。なお、四項を準用していないのは、前項において述べたように国際特許出願から改正後の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願への変更の際には、四八条の九が適用されるため、四項のような手当てを講ずる必要がないからである。

第六条から第一七条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び意匠法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成五年法律第八九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（平成六政令三〇二により同年一〇月一日から施行）

附 則（平成六年法律第一一六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の二第一項の改正規定（「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る。）、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第五十条の二の改正規定（「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十三条第二項第五号」を「第百九十三条第二項第四号」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第二

項の改正規定並びに同法第六十二条の改正規定（「第一百七十四条第二項」を「第一百七十四条第三項」に改める部分に限る。）、第四条中意匠法第十三条第三項、第十九条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条の規定 平成八年一月一日

三（略）

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

（パリ条約の例による優先権についての経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十三条の二（第三条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第十一条第一項、第四条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第五条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、発効日（平成七年一月一日）が平成七年七月一日後となったときは、発効日前にされた特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願については、適用しない。

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第三条から第八条まで 省略

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置）

第九条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下この条において「平成五年旧実用法」という。）及び平成五年改正法第一条の規定による改正前の特許法（次項において「平成五年旧特許法」という。）の規定にかかわらず出願公告はしないものとし、新々特許法第五十一条の規定を準用する。

2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとする。（改正、平一一法律四一、平一一五法律四七）

3 第一項に規定する実用新案登録出願に係る実用新案権の存続期間については、平成五年旧実用法第十五条第一項中「出願公告の日」とあるのは、「その設定の登録の日」とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に伴つて必要となる経過措置は、政令で定める。

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正による改正前の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願についても、特許後の異議申立制度の規定を準用すること等について規定したものである。

平成五年の一部改正により、実用新案法においては登録前に実体審査を行わない早期登録制度が導入されたが、その施行前にされた実用新案登録出願については、平成五年旧実用法がなおその効力を有することとされ（平成五年の一部改正法附則四条一項）、登録前に実体審査を行い、出願公告及び登録異議の申立てを経た後に設定登録が行われることになる。本条は、こうした実用新案登録出願についても、迅速な権利付与の観点から登録後の異議申立制度を導入したのである。

一項は、平成五年の一部改正による改正前の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願であって、改正法二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては出願公告を行わず、新々特許法五条の規定を準用する旨を規定したものである。

二項は、前項の規定により登録査定がされ、実用新案登録がされたものについては、従来の登録前の異議申立てではできず、改正後の特許法第五章の「特許異議の申立て」の規定を準用する旨を規定したものである。これにより、何人も実用新案登録に対し、登録後の公報発行の日から六月に限り登録異議の申立てができることになる。

三項は、一項の規定の適用を受ける実用新案登録出願に係る実用新案権の存続期間についての読替えを規定したものである。

四項は、一項及び二項の規定により特許後の異議申立制度を準用することに伴う必要な経過措置は、政令で定める旨

を規定したものである。

なお、本条四項及び一四条の規定に基づき、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（平成七政令二〇五）が平成七年五月八日に公布されている。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

- 第一〇条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る審判若しくは再審については、新実用新案法第四十五条第一項において準用する新特許法第百七十三条第二項並びに新実用新案法第四十五条第二項及び第五十四条第一項の規定を除き、なお従前の例による。
- 2 実用新案登録出願の日が、第二条及び前条第一項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があった出願公告のすべてが終了する日前である実用新案登録出願についての新実用新案法第三条の二の規定の適用については、同条中「発行又は」とあるのは「発行、」と、「出願公開」とあるのは「出願公開又は出願公告」とする。
- 3 新実用新案法第三十三条の二の規定は、旧実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したのも又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権には、適用しない。

〔趣旨〕

本条は、実用新案法の改正に伴う経過措置について規定したものである。

一項は、改正法施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願及び改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る審判若しくは再審については、なお従前の例による旨を規定するものであり、特許法の改正に伴う経過措置を規定した附則六条一項、二項及び七条一項に相当する規定である。

実用新案法においては、明細書の記載要件が改正されたことに加え、PCTに基づく外国語実用新案登録出願について誤訳の訂正を目的とした補正を認めること、外国語実用新案登録出願固有の理由に基づく無効審判を廃止すること、PCT規則の留保の撤回に伴い、請求の範囲の翻訳文の提出義務を緩和すること等の改正が行われた。本項では、こうした改正事項は、改正法の施行後にする実用新案登録出願から適用する旨を規定している。

二項については、特許法の項の附則八条二項の〔趣旨〕を参照されたい。

三項については、特許法の項の附則六条三項の〔趣旨〕を参照されたい。

第一条から第十七条まで 省略

〔趣旨〕

附 則（平成七年法律第九一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日（平成七年六月一日）から施行する。

附 則（平成八年法律第六八号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

ら施行する。

- 一 第一条中商標法第四条第一項第二号及び第五号〔商標登録を受けることができない商標〕の改正規定、同法第九条第一項〔出願時の特例〕の改正規定、同法第九条の二の前の見出しを付す改正規定、同法第九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第一項〔特許法の準用〕の改正規定並びに同法第五十三条の二の改正規定並びに第六条〔不正競争防止法の一部改正〕の規定 商標法条約が日本国について効力を生ずる日
- 二 第一条中商標法第四十条第四項〔登録料〕及び第七十六条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第二条中特許法第一百七十七条第三項〔特許料〕、第一百十二条第三項〔特許料の追納〕及び第九十五条第五項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第三条中実用新案法第三十一条第三項〔登録料〕、第三十三条第三項〔登録料の追納〕及び第五十四条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第四条中意匠法第四十二条第四項〔登録料〕、第四十四条第三項〔登録料の追納〕及び第六十七条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定、第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項〔手数料〕にただし書を加える改正規定並びに附則第二十七条〔特許特別会計法の一部改正〕の規定 平成八年十月一日
- 三 第一条中商標法附則に二十九条を加える改正規定（同法附則第二条第二項に係る部分を除く。） 平成十年四月一日

〔趣旨〕

商標法の附則一条の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条から第二二条まで 省略

〔趣旨〕

商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成八年法律第一一〇号抄）

この法律は、新民訴法の施行の日〔平成一〇年二月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十四条中商標法第四十三条の六第二項、第四十三条の八及び第四十三条の十三第一項の改正規定 平成九年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

二 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十二条中実用新案法第二条の五第二項の改正規定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項の改正規定 平成十年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

附 則（平成一〇年法律第五一号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特許法第一百七条〔特許料〕の改正規定（同条第一項の表の改正規定に限る。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項（指定調査機関の指定等）の改正規定並びに次条第二項及び附則第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一月を越えない範囲内において政令で定める日〔平成一〇政令一七七により同年六月一日〕

二 第一条中特許法第一百七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定を除く。）及び同法第九十五条〔手数料〕の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第二条中実用新案法第三十一条〔登録料〕の改正規定及び同法第五十四条〔手数料〕の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第四条の規定、第五条中商標法第四十条〔登録料〕、第四十一条の二第五項〔登録料の分割納付〕及び第六十五条の七第三項〔登録料〕の改正規定並びに同法第七十六条〔手数料〕の改正規定（同法第一項の改正規定を除く。）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条〔見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式〕の改正規定並びに次条第三項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第十八条の規定 平成十一年四月一日

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第二項及び第三項〔定義〕、第五条第五項〔電子情報処理組織による特定通知等〕、第十一条（ファイルに記録されている事項等の縦覧）、第十三条（磁気ディスクに

よる公報の発行)、第十四条第一項(見込額の予納)、第十八条第一号(欠格条項)、第二十六条(解任命令)、第三十九条(準用)並びに第四十一条第五項(特許法の準用等)の改正規定 平成十二年一月一日

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願については、別段の定めがある場合を除き、その実用新案登録出願について査定若しくは審決が確定するまで、又は設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料については、第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第三十一条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての登録異議の申立て又は無効の理由に

については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、改正法の施行後における改正後の実用新案法及び改正前の実用新案法の適用範囲を規定したものである。  
特許法の項の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

第四条から第二二条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、意匠法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成五年改正法の一部改正）

第二三条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は」を「特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号。以下「平成十年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により」を「前項の規定により」に改め、同項の表第四十一条の項中「第三百三十一条から第三百三十三条まで」を「第三百三十二条、第三百三十三条」に改め、「第六十六条から第七十条まで」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第一条の規定による改正後の特許法第三百三十一条」を加え、同表中

第六十条	五万円	五十万円	を	第六十条	五万円	五十万円	に	第五十六条第三項	前二項	前項	第五十六条第一項及び第二項	三十万円	三百万円	を	第五十六条第一項及び第二項	三十万円	三百万円
第六十一条	五万円	五十万円		を	第六十条	五万円		五十万円	に	第五十六条第三項	前二項	前項	第五十六条第一項及び第二項		三十万円	三百万円	を

法人の代理者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。  
一 第五十六条第一項一億円以下の罰金刑

法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

二 第五十六条第二項、第五十七条又は第五十八条各本条の罰金刑

に改める。

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正前の実用新案法の適用を受ける実用新案登録出願に係る無効審判における請求理由の補正を制限すること及び侵害罪の非親告罪化並びに法人重課を導入することについて規定したものである。

平成五年の一部改正後の実用新案法は、実体的要件についての審査を経ずに登録を行う等において改正前の実用新案法とは異なるため、施行の際現に特許庁に係属中の実用新案登録出願及び施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判又は再審については、改正前の実用新案法及び関連法がなおその効力を有することとされた（平成五年改正法附則四条一項）。

平成五年法附則四条二項では、なお効力を有するものとされた平成五年の一部改正前の実用新案法の一部を読み替えることにより、同改正法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及び罰則の適用については、平成五年の一部改正における特許法の改正内容と同様の改正を行う旨を規定している。

今回の改正において、無効審判のやり直しを防止して審理の促進を図るため、審判請求理由の補正の制限を行う改正が行われた。一方、平成五年改正法附則四条一項の規定によりなおその効力を有することとされた一部改正前実用新案法三七条一項の無効審判の請求の方式については、一部改正前実用新案法四一条において準用される一部改正前特許法一三一条の規定によることとされており、無効審判の請求理由の要旨を変更することが可能とされている。

しかしながら、一部改正前実用新案権は、平成二〇年までの間、大量に存在し、多数の無効審判が引き続き請求されることが予想されることから、一部改正前実用新案法三七条一項の無効審判についても、同様の改正を行うものである。

また、平成五年改正法附則四条二項においては、平成五年の一部改正後においても一部改正前実用新案法における審判が多数請求されるため、平成五年の一部改正において行った審判手続等の改善を一部改正前実用新案法にも適用することを目的として、平成五年法施行後に明細書又は図面の訂正が訂正された場合に一部改正前実用新案法を読み替える旨を規定している。一方、明細書又は図面の訂正は、訂正審判のみならず、無効審判においてもなされる手続であるために、読替規定では、無効審判において訂正される場合を想定して、無効審判の手続を読み替える内容となっていることから、実用新案権者が無効審判において訂正を請求しない場合であっても、同附則の表が適用されるよう、改正を行うものである。

これにより、以下のような取扱いがされることになる。

(1) 平成五年改正法附則四条二項における読替えが、明細書又は図面の訂正の有無に関わりなく、今回の改正法の施行後に請求される旧実用新案法三七条一項の全ての「無効審判」に適用される。

(2) 平成五年改正法附則四条二項で読み替えられた旧実用新案法四一条（審判に関する特許法の準用規定）において、旧特許法一三一条（審判請求の方式）を準用していたところを、今回の改正による改正後の特許法一三一条を準用するように改めることにより、無効審判の請求理由の補正が制限されることとなる。

さらに、今回の改正では、平成五年の一部改正後の出願に係る実用新案権の侵害罪につき、親告罪の非親告化及び法人重課が導入する改正が行われた（実五六条二項及び六一一条改正関係）。これに伴い、権利侵害行為に対する抑止力を確保するために、平成五年法の施行前に出願された実用新案権に係る侵害罪についても、同様に罰則の引上げ及び法人重課

を導入する改正を行った。

なお、平成五年の一部改正前の旧実用新案法において侵害罪とされているものは、同法の施行前に出願された旧実用新案権についての侵害罪（一部改正前五六条一項）及び一部改正前実用新案に係る仮保護の権利の侵害罪（一部改正前五六条二項）の二つである。このうち、一部改正前実用新案法五六条三項では、前述の二つの侵害罪について親告罪とする旨を規定している。

今回の改正においては、実用新案権の侵害罪についてのみを非親告化したことから、一部改正前実用新案法についても、一部改正前実用新案権の侵害罪のみを非親告罪化とする改正を行った。

前述の改正については、それぞれ以下の方法により行われている。

(1) 親告罪の非親告罪化

平成五年法附則四条二項の表に、一部改正前実用新案法五六条三項の読替規定を追加し、一部改正前実用新案法五六条三項中「前二項」とあるのを「前項」に読み替える。

(2) 法人重課の導入

平成五年法附則四条二項の表に、一部改正前実用新案法六一条の読替規定を追加し、侵害罪についての罰金刑を一億円に引き上げ、その他については従前のままとする。

(3) 平成五年法附則四条二項の本文を、今回の改正法の施行後にした行為と改める。

これにより、法人重課等が今回の改正前にした行為に適用されることはないから、経過措置は不要となる。

〔参 考〕

仮保護の権利は、旧実用新案法の下で行われていた出願公告により発生し、実用新案権となるまでの救済を図るための暫定的権利である。

しかしながら、平成六年の一部改正法附則九条により、平成八年一月一日以降は出願公告を行うことなく実用新案登録されるようになったことに伴い、新たに仮保護の権利が発生することはなくなった。

また、平成八年一月一日前に発生した仮保護の権利についても、今回の改正法の施行時点においては、既に大多数が登録されているか、又は拒絶されている状況にある。

前述のような事情を踏まえると、仮保護の権利の侵害については保護すべき実態はほとんどあり得ないと判断されることから、非親告罪化及び法人重課を行わなかったものである。

#### 第一四条から第一八条まで 省略

#### 〔趣旨〕

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律、平成八年改正法（商標法）等の一部改正について規定したものであり、改正された各条の「趣旨」を参照されたい。

附 則（平成二年法律第四一号抄）

#### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一（略）第二条中実用新案法第三十一条第一項（登録料）の表の改正規定及び同法第四十条（訴訟との関係）に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七条から第十二条までの規定 公布の日

から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一一政令一五九により同年六月一日〕

二 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項第二号の改正規定 平成十三年一月一日

四 第一条中特許法第四十六条第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定及び同法第四十八条の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成十三年十月一日

〔趣旨〕

特許法の附則一条の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔実用新案法の改正に伴う経過措置〕

第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に係る考案の新規性の要件については、その実用新案登録出願について設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行後にされた実用新案登録出願であつて、実用新案法第十条第三項（出願の変更）の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第二条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第十条第八項（出願の変更）及び第九項の規定を適用する。
- 3 この法律の施行前に求められた登録実用新案の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。
- 4 新実用新案法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。
- 5 新実用新案法第三十条（特許法の準用）において準用する新特許法第百五条の三（相当な損害額の認定）の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審とした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。
- 6 附則第一条第一号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料（旧実用新案法第三十六条（特許法の準用）において準用する旧特許法第百九条（特許料の減免又は猶予）の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新実用新案法第三十一条第一項（登録料）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

本条は、改正法の施行後における改正後の実用新案法及び改正前の実用新案法の適用範囲を規定したものである。特許法の項の附則二条の〔趣旨〕を参照されたい。

(1) 登録要件の見直しに伴う経過措置（本条一項及び七項）

附則二条一項及び一二項と同旨

(2) 分割・変更出願に係る手続の簡素化に伴う経過措置（二項）

附則二条二項と同旨

(3) 判定制度の強化に伴う経過措置（三項）

附則二条七項と同旨

(4) 権利侵害に対する民事的救済措置の拡充に伴う経過措置（四項及び五項）

附則二条八項及び九項と同旨

(5) 登録料の引下げに伴う経過措置（六項）

附則一〇項と同旨

第四条から第八条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、意匠法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（昭和六十二年改正法の一部改正）

第九条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「七千円」を「八千五百円」に、「七千四百円」を「五千六百円」に、「一万二千二百円」を「一万三千五百円」に、「一万二千二百円」を「八千四百円」に、「二万二千四百円」を「二万七千円」に、「二万二千四百円」を「一万六千八百円」に、「四万四千八百円」を「五万四千円」に、「四万四千八百円」を「三万三千六百円」に改め、同条第四項中「新特許法」を「特許法」に、「別表第五号」を「別表第六号」に、「五万六千二百円」を「八万四千三百円」に、「千八百円」を「二千七百円」に、「七万五千円」を「七万七千三百円」に、「二万二千元」を「九千元」に、「同表第十号」を「同表第十三号」に、「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改める。

附則第五条第二項中「実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法」に改め、同項の表中「九千五百円」を「九千三百円」に、「二万八千九百円」を「一万八千五百円」に、「三万七千八百円」を「三万七千円」に改める。

〔趣旨〕

特許法の附則九条の〔趣旨〕を参照されたい。

（昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第一〇条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規

定により読み替えて適用される旧特許法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（旧特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前條の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三條第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一條第一号に定める日前に前條の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一條第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料（旧実用新案法第三十六條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前條の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される新実用新案法第三十一條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣旨〕

特許法の附則一〇條の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成五年旧実用新案法の一部改正）

第一一條 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項の表中「千円」を「八百円」に、「二千円」を「千六百円」に、「四千円」を「三千二百円」

に改める。

〔趣旨〕

本条は、今回の改正による実用新案登録料の引下げに関して、平成五年旧実用新案法についても同様の改正を行うものである。

なお、平成五年の実用新案法改正においては、審査登録制度から無審査登録制度へと基本構造が変更される等の改正が行われたが、この改正前の出願に係る実用新案登録出願、審判、権利等については、平成五年の改正前の旧実用新案法が「なおその効力を有する」とされている（平成五年の一部改正法附則四条一項参照）。

（平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の平成五年旧実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料（平成五年旧実用新案法第三十四条において準用する平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第一条の規定による改正前の特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、一一条により平成五年旧実用新案権の登録料が改定されるため、この法律の施行前に既に納付した登録料と

納付すべきことが確定していた登録料についての施行日後の追納及び猶予についての取扱いを決めるものである。改正前に登録料を追納すべきものについても、その納付をあえて改正後まで引き延ばすことによって、改正後の（引き下げられた）登録料を基準として追納できることとなると、改正前に納付をした者との間で公平を失うことから、改正前に既に納付した登録料については、改正法の施行後にこれを返納することとはせず、また、改正前に納付すべきであった登録料であつて、改正後に追納すべきもの及び昭和六〇年旧特許法一〇九条の規定によりその納付が猶予されたものについては、従前の例により、改正前の特許料を基準に納付すべきこととするものである。

（平成五年改正法の一部改正）

第一四条 平成五年改正法の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「おいて、」の下に「この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに」を加え、「以下「平成十年改正法」という。」を削り、「又は明細書若しくは図面の訂正及び平成十年改正法」を「及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）に改め、同項の表第四十条第二項の項下欄中「場合に準用する」を「場合において、前条第三項中「第一項第一号の場合」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第四十条第二項第一号の場合」と読み替えるものとする」に改め、同表第六十一条の項下欄中「二第五十六条第二項、第五十七条又は第五十八条各本条の罰金刑」を

「二 第五十六条第二項三百万円以下の罰金刑  
三 第五十七条又は第五十八条三千万円以下の罰金刑」に改め、同条に次の一項を加える。

3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正については、第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十条第五項後段の規定は、適用しない。

〔趣旨〕

本条は、今回の実用新案法等において改正された、明細書又は図面の訂正の請求の見直し及び詐欺行為罪・虚偽表示罪の罰則の強化について、一部改正前実用新案法（附則二一条の趣旨参照）においても同様の改正を行うことを目的とするものである。

（平成六年改正法の一部改正）

第一五条 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「新々特許法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）による改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二百十条の四第三項後段の規定は、適用しない。

附則第九条第四項から第六項までの規定中「新々特許法」を「平成十一年改正特許法」に改める。

〔趣旨〕

本条は、今回の実用新案法等において改正された、明細書又は図面の訂正の請求の見直し及び詐欺行為罪・虚偽表示罪の罰則の強化について、旧実用新案法（附則二一条の〔趣旨〕参照）においても同様の改正を行うことを目的とするものである。

第一六条から第一九条まで 省略

〔趣旨〕

特許法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成一四年法律第二四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成一四政令二二三により同年九月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中特許法第一条の改正規定、同法百十二条の三第二項の改正規定及び同法第一百七十五条第二項の改正規定、第四条中実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項二号及び第四十四条第二項二号の改正規定並びに第六条中商標法第六十八条の十九第一項の改正規定、同法第六十八条の三十の改正規定及び同法第六十八条の三十五の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成一四政令三〇六により平成一五年一月一日）

二 第二条の規定（特許法第一条の改正規定、同法百十二条の三第二項の改正規定及び同法第一百七十五条第

二項の改正規定を除く。)及び第四条の規定(実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の第三項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第五条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(平成一五政令二一四により同年七月一日)

〔趣旨〕

特許法の附則第一条の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条及び第三条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置〕

第四条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続をした日本語実用新案登録出願並びに同法第四十八条の四第一項及び第四十八条の五第一項の規定による手続をした外国語実用新案登録出願に係る国内書面提出期間及び国内処理基準時については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、国際実用新案登録出願における国内移行期間に関する経過措置について規定したものである。本条により、国

内移行期間については、施行日前に翻訳文及び国内書面の両方を提出した案件については、従前の例によることになる。

〔第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置〕

- 第五条 第四条の規定（実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。）による改正後の実用新案法（以下この条において「新実用新案法」という。）の規定は、施行日以後にする実用新案登録出願（施行日以後にする実用新案登録出願であつて、実用新案法第十条第三項の規定又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第二項の規定により施行日前にしたものとみなされるもの（以下この項において「施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願」という。）を含む。）について適用し、施行日前にした実用新案登録出願（施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。）については、なお従前の例による。
- 2 施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願である場合における同条の適用については、同条中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。
- 3 施行日前にした実用新案登録出願又は特許出願が、新実用新案法第八条第一項に規定する先の出願である場合における同条第一項から第三項までの適用については、これらの規定中「明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。

〔趣旨〕

本条は、請求の範囲の明細書からの分離（実用新案部分）に関する経過措置について規定したものである。実用新案

登録請求の範囲についても、特許請求の範囲と同様、明細書から分離する改正が行われたため、実用新案法についても、特許法と同様の経過措置が設けられた。

第六条から第八条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び商標法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成一四年法律第一〇〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一五年法律第四七号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第一百七条、第九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

〔趣旨〕

特許法の附則第一条〔趣旨〕を参照されたい。

第二条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則第二条〔趣旨〕を参照されたい。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法（以下この条において「新実用新案法」という。）第六条の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願につ

いては、なお従前の例による。

2 一部施行日前にした実用新案登録出願（一部施行日以後にする実用新案登録出願であつて、実用新案法第十条第三項の規定又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第二項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願」という。）を除く。）に係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新実用新案法第五十四条第三項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第四項に規定する国等をいう。）」とする。

3 共有に係る実用新案権について一部施行日前に既に納付した登録料又は一部施行日前に納付すべきであつた登録料（第二条の規定による改正前の実用新案法第三十二条の二の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新実用新案法第三十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に請求された審判又は再審については、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

#### 〔趣旨〕

本条は、この法律の施行後における改正後の特許法及び改正前の特許法の適用範囲を規定したものである。

一項は、六条の規定については、改正前の規定を適用する旨を定めている。

二項及び三項は、料金に関する規定の経過措置を定めている。

四項では、この法律の施行前に請求された審判及び再審については、原則として改正前の規定を適用する旨を定めている。五項は、この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審についても、改正前の規定を適用する旨を定めている。なお、訴訟に係る規定である求意見・意見陳述の規定（一八〇条の二）については、特に経過措置を置かないことから、施行前に請求された実用新案登録無効審判や再審の審決取消訴訟においても適用することとなる。

第四条から第一条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、意匠法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成五年改正法の一部改正）

第十二条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）」を「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）」に改め、「第三十七条第一項」の下に、「第三十九条第一項又は第四十八条の第十二項」を加え、同項の表を次のように改める。

<p>第七條の二第二項</p>	<p>第三十七條</p>
<p>並びに第三十九條第三項</p>	<p>第三十七條 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができ  一 その実用新案登録が第三條、第三條の二、第四條、第七條第一項から第三項まで若しくは第八項、第九條第一項において準用する特許法第三十八條又は第五十五條第三項において準用する特許法第二十五條の規定に違反してされたとき。  二 その実用新案登録が條約に違反してされたとき。  三 その実用新案登録が第五條第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。  四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案につい</p>
<p>並びに第三十九條第五項（第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三十七條 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。  一 その実用新案登録が第三條、第三條の二、第四條、第七條第一項から第三項まで若しくは第八項、第九條第一項において準用する特許法第三十八條又は第五十五條第三項において準用する特許法第二十五條の規定に違反してされたとき。  二 その実用新案登録が條約に違反してされたとき。  二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九條第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで（第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）又は第四十條の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。  三 その実用新案登録が第五條第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。  四 その実用新案登録が考案者でない者であ</p>

<p>第三十九条から第四十一条まで</p>	
<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合限り、願書を添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。</p>	<p>て実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。</p> <p>五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。</p> <p>2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。</p> <p>3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。</p>
<p>第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p>	<p>つてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。</p> <p>五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。</p> <p>2 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること（その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。</p> <p>3 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。</p> <p>4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。</p>

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

- 二 誤記の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明
- 2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。
- 3 第一項第一号の場合は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬ。
- 4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明
- 2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、同項の審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内（当該事件について第四十七条第二項において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成十五年改正特許法」という。）第八十一条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定による審決の取消しの判決があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。）は、この限りでない。
- 3 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- 4 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。
- 5 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでない。

	<p>(訂正の無効の審判)</p> <p>第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。</p> <p>2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。</p>
<p>6 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>	<p>(答弁書の提出等)</p> <p>第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>2 審判長は、第四十一条において準用する平成十五年改正特許法第三百三十一条の第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。</p> <p>(訂正の請求)</p> <p>第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第</p>

一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項又は第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

2 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならぬ。

3 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第三十九条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならぬ。

4 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げ

られたものとみなす。

5 第三十九条第三項から第六項まで並びに特許法第二百七条、第二百二十八条、第二百三十一条並びに第三百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第五項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

2 審判長は、第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第八十一条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始する

ときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。ただし、当該審理の開始の時に、当該事件について第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に請求された同条第一項の審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

3 第三十七条第一項又は第四十八条の第十二第一項の審判の被請求人は、第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面を援用することができる。

4 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その

<p>第四十八條の十二第三項</p>	<p>第四十八條の十二第二項</p>	<p>第四十七條第二項</p>		
<p>第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四條の第十五第二項及び第四項（國際特許出願固有</p>	<p>第三十九條第四項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>	<p>及び第百七十九條から第百八十二條まで</p>	<p>（特許法の準用） 第四十一條 特許法第百二十五條、第百二十七條、第百二十八條、第百三十條から第百七十條まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との關係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>	
<p>第三十七條第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四條の第十四項</p>	<p>第三十九條第二項中「第三十七條第一項」とあり、及び「同項」とあるのは「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と、同條第六項中「第三十七條第一項」とあるのは「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>	<p>、第百七十九條、第百八十條及び第百八十二條並びに平成十五年改正特許法第百八十一條</p>	<p>（特許法の準用） 第四十一條 特許法第百二十五條、第百二十七條、第百二十八條、第百三十二條、第百三十五條から第百六十三條まで、第百六十四條第一項及び第百六十六條から第百七十條まで並びに平成十五年改正特許法第百三十一條、第百三十一條の二及び第百三十三條（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との關係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>	<p>審判の請求書に添付された訂正した明細書又は図面を第三項の規定により援用した同條第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。</p>

<p>第五十六条第一項 及び第二項</p>		<p>第五十条の二</p>
<p>三十万円</p>	<p>第五十五条第二項 準用する。</p>	<p>の理由に基づく特許の無効の審判) 第三十七条第二項(第四十条第二項 及び第四十八条の十二第三項におい て準用する場合を含む)、第三十九 条第四項</p>
<p>三百万円</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「、実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第二項、同法第四十条の二第三項、同法第四十条の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後)及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)」と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三十七条第三項(第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む)、第三十九条第六項(第四十条の二第五項において準用する場合を含む)。</p>

<p>第五十六条第三項</p>	<p>前二項</p>	<p>前項</p>
<p>第五十七条及び第五十八条</p>	<p>十万円</p>	<p>百万円</p>
<p>第六十条</p>	<p>五十万円</p>	<p>五十万円</p>
<p>第六十一条</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第五十六条第一項一億円以下の罰金刑</li> <li>二 第五十六条第二項三百万円以下の罰金刑</li> <li>三 第五十七条又は第五十八条三千万円以下の罰金刑</li> </ul>
<p>別表第五号</p>	<p>登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者</p>	<p>登録異議の申立てをする者</p>
<p>別表第九号</p>	<p>審判又は再審を請求する者</p>	<p>審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をすることにより、第四十条の三第四項の規定に基づき第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）</p>

附則第四条第三項を次のように改める。

3 平成十五年改正法の施行前にされた平成十五年改正法附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十三条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）の決定が確定していない場合における平成十五年改正法の施行後に訂正をする実用新案登録に係る前項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十七条第一項の審判が」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十三条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）又は第三十七条第一項の審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「同項の審判の審決に対する」とあるのは「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」という。）又は第三十七条第一項の審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判決」とあるのは「取消決定又は審決の取消しの判決」とする。

附則第四条に次の一項を加える。

4 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、平成十五年改正法の施行の際現に裁判所に係属している場合において、平成十五年改正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間において訂正をする実用

新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十六号）附則第九条第二項において準用する同法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又は第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

〔趣旨〕

本条は、平成五年改正前の実用新案法の適用を受ける無効審判及び訂正審判において、無効審判の請求人適格の拡大、無効審判請求書の請求の理由の要旨変更の例外的容認、訂正審判の請求時期の制限、訴訟における差戻し規定等を導入することについて規定したものである。

平成五年の一部改正において、改正前の実用新案法及び関連法がなお効力を有するとされており（平成五年改正法附則四条一項、さらに、平成五年改正法附則四条二項では、なお効力を有するとされた平成五年改正法前の実用新案法の一部を読み替えることで改正法の規定が適用されるように整備されている。その後、特許法等の改正が行われる度に、特許法の規定を実用新案法に適用する場合には、同附則四条二項に規定された読替規定を改正することで対処している。

平成五年法改正前の旧実用新案法は、改正後の実用新案法と異なり、実体的要件の審査を行うことで特許法と同様の構造をなしており、また、旧実用新案法の適用を受ける実用新案権は大量に存在することから、平成一五年の一部改正においても、実用新案法は特許法と同様の改正を行う必要があった。

平成一五年の一部改正では、無効審判及び訂正審判について新たな規定を導入することから、新たな規定が適用される審判は、平成一五年の一部改正以降に請求される三七条一項の審判、三九条一項の審判及び四八条の一二第一項の審判であることを同附則四条二項本文中に明示し、各規定については、読替え表を改正することで対処した。

なお、従来、同附則四条二項の読替え表の改正については、例年、表中の該当箇所を改正することで対処したが、改正事項が多岐にわたることから可読性を高めるために表全体を改正することとした。

また、同附則四条三項には平成一五年の一部改正附則二条一二項と同趣旨の規定を設け、同附則四条四項には平成一五年改正法附則二条一二項と同趣旨の規定を設けた。具体的には平成一五年改正法附則二条各項の趣旨を参照のこと。

(平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第一三条 この法律の施行前に請求された平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

本条は、前条により改正された旧実用新案法における無効審判及び訂正審判等の審判の規定についての経過措置を定めるものである。

一項は、この法律の施行前に請求された三七条一項の審判、三九条一項の審判及び四八条の一二第一項の審判について、審決が確定するまでは、改正前の規定を適用する旨を定めており、平成一五年改正法附則二条七項と同趣旨である。

二項は、審決取消訴訟に関する差戻し決定の規定は、施行日前に請求された三七条一項又は四八条の一二第一項の審判の審決に対する審決取消訴訟については適用せず、施行日後に請求された三七条一項又は四八条の一二第一項の審判の審決に対する審決取消訴訟について適用する旨を定めている。同項についても、平成一五年改正法附則二条一〇項と同趣旨である。

附 則（平成一六年法律第七九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第九十五条第七項の改正規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項の改正規定及び第三条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条から第十六条までの改正規定並びに附則第四条第一項の規定 公布の日又は平成十六年四月一日のいずれか遅い日
- 三 第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第四条（第一項を除く。）、第

五条、第八条及び第九条の規定 平成十六年十月一日

〔趣旨〕

特許法の附則一条の〔趣旨〕を参照されたい。

〔施行期日〕

第二条 第一条の規定による改正後の特許法第三十五条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後にした特許を受ける権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の設定に係る対価について適用し、この法律の施行前にした特許を受ける権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の設定に係る対価については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の特許法第四十六条の二の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録については、適用しない。

〔趣旨〕

附則二条二項は、実用新案登録に基づく特許出願制度の導入に関する改正に伴う経過措置について規定したものである。改正前の規定に基づき実用新案登録出願をした者は、その出願に係る実用新案登録について、当初より登録後は特許出願をすることができないことを知りながら実用新案登録出願をしたのであるから、このような出願に係る実用新案登録にまで、これに基づく特許出願を認める必要性は低い。他方、第三者から見れば、当初は実用新案登録を受けていると思っていたにもかかわらず、突然、施行日以後、その実用新案登録に基づき特許出願がされたのでは、不測の損害を被るおそれがあり、法的安定性を害する。また、施行日前に出願された実用新案登録に基づいて特許法四六条の二に

より特許出願ができることとすると、既に評価の請求をしているか否かで出願の可否が決まり、不公平が生ずる。したがって、実用新案登録に基づく特許出願は、施行日前にされた実用新案登録出願に係る実用新案登録に基づいて行うことはできないこととしたものである。

〔実用新案法の改正に伴う経過措置〕

第三条 第二条の規定（実用新案法第五十四条第六項の改正規定を除く。）による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、実用新案権の存続期間の延長及び訂正の許容範囲の拡大に関する改正に伴う経過措置について規定したものである。

改正前の規定に基づき実用新案登録出願をした者は、その出願に係る実用新案登録については、当初より六年の存続期間を前提として出願したのであるから、このような出願に係る実用新案登録についてまで実用新案権の存続期間の延長を認める必要性は低い。他方、第三者から見れば、施行前に出願された実用新案権について存続期間が延長されると、存続期間満了に伴う権利消滅に合わせて考案実施の準備をしている場合に不測の損害を被ることとなる。そこで、実用新案権の存続期間の延長に関する改正については、施行日以後にする実用新案登録出願について適用することとし、施行日前にされた実用新案登録出願については、なお従前の例によることとしたものである。

また、旧法に基づき実用新案登録出願をした者は、その出願に係る実用新案登録については、当初より請求項の削除

を目的とする訂正のみができることを前提として出願したのであるから、このような出願に係る実用新案登録についてまで訂正の許容範囲の拡大を認める必要性は低い。他方、第三者から見れば、施行日前に出願された実用新案登録に訂正の許容範囲の拡大を適用すると、突然新法の施行日以後に実用新案登録の訂正が行われたのでは、不測の損害を被るおそれがあり、法的安定性を害する。くわえて、権利者が評価書の謄本を取得してから一定期間が経過しているか否かで訂正の可否が分かれてしまい、不公平が生ずる。そこで、訂正の許容範囲の拡大に関する改正についても、施行日以後にする実用新案登録出願について適用することとし、施行日前にされた実用新案登録出願については、なお従前の例によることとしたものである。

第四条から第七条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成一六年法律第一二〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則三条〔趣旨〕を参照されたい。

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第四条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この条及び附則第六条において「平成五年特許法等改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年特許法等改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（次条において「平成五年旧実用新案法」という。）の一部を次のように改正する。

第十三条の三 第四項中「及び第百五条（訴訟手続の中止及び書類の提出）」を「（訴訟手続の中止）、裁判所法等

の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）第百四条の二から第百五条の二まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び損害計算のための鑑定）、第百五条の四から第百五条の七まで（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）及び第百六十八条第三項から第六項まで（訴訟との関係）に改める。

第三十条中「措置」の下に「並びに平成十六年改正特許法第百五条の四から第百五条の七まで（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）」を加える。

第四十八条の十三の見出しを「（特許法等の準用）」に改め、同条第二項中「特許法第百八十四条の十」を「第十三条の三第二項から第四項まで及び特許法第百八十四条の十第一項」に改める。

第五十条の二中「第十三条の三第四項」の下に「（第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条の表中

を

第四十五条	特許法第百七十四条第一項	特許法第百五十九条第三項
第四十八条の十三第二項	特許法第百八十四条の十第二項	特許法第六十五条の三第四項
第四十五条	特許法第百七十四条第一項	特許法第百五十九条第三項
第四十五条	特許法第百七十四条第一項	特許法第百五十九条第三項

に改める。

第五十六条第一項及び第二項中「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五十七条及び第五十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(秘密保持命令違反の罪)

第六十条の二 第十三条の三第四項(第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)及び第三十条においてそれぞれ準用する平成十六年改正特許法第五十五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十一条中「第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条第一項又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑

三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑

第六十一条に次の一項を加える。

「第四十五条特許法第七十四条第一項特許法第五十九条第三項」

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第五十六条第三項又は前条第二項の告訴は、その法人又は人に

対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（平成五法律二六（以下「平成五年特許法等改正法」という。）附則四条一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年特許法等改正法三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部改正を規定するものである。

本条においては、この法律（裁判所法等の一部を改正する法律）の本則における改正内容に対応して、なおその効力を有するとされる平成五年旧実用新案法について、所要の改正を行うものであり、罰則等の新設を含む訴訟手続に関する裁判規範としての規定の性質上、平成五年特許法等改正法附則四条二項の読替え表の改正によるのではなく、平成五年旧実用新案法を直接改正する方式を採り、従来の改正を含めて罰則を全面的に書き下ろす形で改正するとともに、平成五年改正前の一三条の三第四項（補償金関係）及び三〇条（権利侵害関係）の準用関係においても最大限、今回の新設規定を明記して、新法の適用関係の明確化を図ることとしている。

（平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

**第五条** この法律による改正後の平成五年旧実用新案法の規定（罰則を除く。）は、次項に定める場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の平成五年旧実用新案法の規定により生じた効力を妨げない。

2 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二番である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする

権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

- 一 この法律による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項（この法律による改正後の平成五年旧実用新案法第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する新特許法第四百四条の三、第四百五条の四から第四百五条の六まで並びに第六十八條第五項及び第六項の規定
- 二 この法律による改正後の平成五年旧実用新案法第三十条において準用する新特許法第四百五条の四から第四百五条の六までの規定

〔趣旨〕

本条は、前条の規定による平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置を定めるものである。

一項において経過措置の原則（新法主義）を定め、二項においてその原則の例外（旧法主義によるべき場合）を定めている。

第六条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則第六条〔趣旨〕を参照されたい。

附 則（平成一七年法律第七五号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一七政令二七〇に  
より、同年二月一日〕から施行する。

第二条から第五条まで 省略

（平成五年旧実用新案法の一部改正）

第六条 平成五年旧実用新案法の一部を次のように改正する。

第六十条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第六十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（平成五法律二六（以下「平成五年特許法等改正法」という。）附則四条一項の規定によりなおその効力を有するものとされた、平成五年特許法等改正法三条の規定による改正前の実用新案法（以下

「平成五年旧実用新案法」という。)の一部改正を規定するものである。

本条においては、この法律（不正競争防止法等の一部を改正する法律）の本則における改正内容に対応して、なおその効力を有するとされる平成五年旧実用新案法について、所要の改正を行うものであり、罰則等の新設を含む訴訟手続に関する裁判規範としての規定の性質上、平成五年特許法等改正法附則四条二項の読替え表の改正によるのではなく、平成五年旧実用新案法を直接改正する方式を採った。

具体的な改正内容としては、秘密保持命令違反罪について、罰則の水準を引き上げるとともに併科を導入し、また、国外犯を処罰する規定を新設するものである。

附 則（平成一八年法律第五号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中意匠法第四条の改正規定及び第四条中商標法第七条の改正規定並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法第二条、第一百一条、第一百十二条の三及び第七十五条の改正規定、第九十六条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第二百一条の改正規定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第三項、第三十

七条及び第六十七条の改正規定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第三項並びに附則第三条第二項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定  
平成十九年一月一日  
(改正、平二三法律七四)

〔趣旨〕

特許法の附則第一条の〔趣旨〕を参照されたい。

第二条及び第三条 省略

〔趣旨〕

特許法及び意匠法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の実用新案法第二条、第二十八条、第三十三条の三及び第四十四条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、産業財産権の侵害物品を輸出する行為や譲渡等を目的として所持する行為は、民事上の差止めや損害賠償請求の対象となることから、改正法施行後の行為から侵害行為となることを明確にするため、改正後の行為から改正法が適用されることを確認的に規定することとした。

第五条から第一一条まで 省略

〔趣旨〕

特許法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成五年旧実用新案法の一部改正）

第十二条 平成五年旧実用新案法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を、「使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（侵害とみなす行為）

第二十八条 次に掲げる行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 業として、登録実用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡

等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 登録実用新案に係る物品の製造に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその考案による課題の解決に不可欠なものにつき、その考案が登録実用新案であること及びその物がその考案の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 登録実用新案に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

第五十六条第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第六十一条第一項第一号を次のように改める。

一 第五十六条第一項又は前条第一項三億円以下の罰金刑

第六十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により第五十六条第一項又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

### 〔趣旨〕

本条は、特許法等の一部を改正する法律（平成五法律二六（以下「平成五年特許法等改正法」という。）附則四条一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年特許法等改正法三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部改正について定めたものである。

意匠法等の一部改正（平成一八法律五五）では、実用新案法において「実施」（二条三項）及び「侵害とみなす行為」

(二八条)に係る規定が改正された。これらの改正規定は、実用新案権の侵害罪の成立に直接関連することから、本条において、旧法を明示改正するとともに、これらの規定に係る過去の改正についても、これを機に確認的に明示改正を行った。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第二三条 前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第二条及び第二十八条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。

[趣旨]

本条は、意匠法等の一部改正(平成一八法律五五)における平成五年旧実用新案法の改正に伴う経過措置について定めたものである。

同改正では、「輸出」及び「譲渡目的所持」行為が、実用新案権の侵害罪の構成要件をなすこととなり、また、差止めや損害賠償請求の対象となるため、改正法の適用関係について、明確化が必要となった。

そこで、本条において、改正後の平成五年旧実用新案法二条及び二八条の規定が、一部施行日以後の行為について適用される旨を確認的に規定することとした。

附 則 (平成二〇年法律第一六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成二〇政令四〇三に



謄本の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新実用新案法第十条第二項ただし書及び第七項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

第四条及び第五条 省略

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七条から第一四条まで 省略

附 則 (平成二十三年法律第六三号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成

二三政令三六九により平成二四年四月一日)

## 第二条 省略

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第四条の二第三項において準用する新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

2 新実用新案法第七条の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願又は特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願又は特許出願については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願を基礎とする新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は当該特許出願に基づく新実用新案法第十条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、新実用新案法第八条第一項ただし書又は第十条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願に係る考案について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願に係る考案については、なお従前の例による。

- 5 この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願が新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該実用新案登録出願に係る考案のうち、当該先の出願に係る考案については、新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 新実用新案法第十七条の二、新実用新案法第三十条において準用する新特許法第一百四条の三第三項並びに新実用新案法第三十七条第一項第五号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。
- 7 新実用新案法第十九条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新実用新案法第二十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。
- 8 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分制限に係る第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第十九条第三項又は第二十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録（旧産活法第五十八条第二項の規定により旧実用新案法第十九条第三項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。）がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。
- 9 新実用新案法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。
- 10 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）第五条の規定による改正後の実

用新案法第三十条において準用する平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。

11 新実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものの又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権について適用し、この法律の施行の日前に旧実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものの又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権については、なお従前の例による。

12 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

13 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の日前にした旧実用新案法第十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後にする第十二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。)に係る実用新案登録の無効(旧実用新案法第三十七条第一項第七号に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

15 新実用新案法第四十一条において準用する新特許法第百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

16 新実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

17 新実用新案法第四十八条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧実用新案法第四十八条の

四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願には、適用しない。

18 この法律の施行の日前に登録された通常実施権に係る情報であつて旧実用新案法第五十五条第一項において準用する旧特許法第百八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新実用新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第百八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条から第一〇条まで 省略

(政令への委任)

第一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二条から第一六条まで 省略

第一七条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「第百四条の二から第百五条の二まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び」を「第百四条の二（具体的態様の明示義務）、第百五条（書類の提出等）、第百五条の二（」に改め、「関係」の下に「、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六三号）第一条の規定による改正後の特許法第百四条の三及び第百四条の四（特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限）」を加える。

第一八条 前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法（以下「新平成五年旧実用新案法」という。）第十三条の三第四項において準用する新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）附則第四条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項において準用する平成十六年改正特許法第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。）における主張について適用する。

（平成五年改正法の一部改正）

第一九条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）」を「特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>第七条の二第二項</p>	<p>並びに第三十九条第三項</p>	<p>並びに第三十九条第七項（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十七条</p>	<p>第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。</p> <p>一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。</p> <p>二 その実用新案登録が条約に違</p>	<p>第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。</p> <p>一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。</p> <p>二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。</p> <p>二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで</p>

- 反してされたとき。
- 三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。
- 四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案者について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。
- 五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。
- 2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。
- 3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。

- （第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。
- 三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。
- 四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案者について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。
- 五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。
- 2 前項の審判は、何人も請求することができない。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること（その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。
- 3 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。
- 4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専

<p>第三十九条から第四十一条まで</p>	
<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p> <p>2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p> <p>3 第一項第一号の場合は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>	<p>第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p> <p>4 他項の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。</p>
<p>第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p> <p>四 他項の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。</p> <p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決（請求項ごと）に請求がされた場合にあつては、その全ての審決が確定するまでの間は、請求することができない。</p> <p>3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしな</p>	<p>用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。</p> <p>第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p> <p>四 他項の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。</p> <p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決（請求項ごと）に請求がされた場合にあつては、その全ての審決が確定するまでの間は、請求することができない。</p> <p>3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしな</p>

(訂正の無効の審判)

第四十条 願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

ければならない。

4 願書に添付した明細書のうち第五条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとには第一項の規定による請求をし、かつ、請求項ごとは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て（前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て）について行わなければならない。

5 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

6 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

7 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬ。

8 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後、この限りでない。

(答弁書の提出等)

第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成二十三年改正特許法」という。）第三百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第百六十四条

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明
- 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。
- 2 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなればならない。
- 3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなればならない。
- 4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなればならない。
- 5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第

九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならぬ。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条第一項の補正をすることができる。この期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならぬ。

8 第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第五十五条第三項の規定により第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求

項ごとに取り下げられたものとみなし、第三十七條第一項又は第四十八條の十二第二項の審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

9 第三十九條第四項から第八項まで、特許法第百二十七條、第百二十八條並びに第百三十二條第三項及び第四項並びに平成二十三年改正特許法第百三十一條第一項、第三項及び第四項、第百三十一條の二第一項並びに第百三十三條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九條第七項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第二項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第四十條の三 審判長は、第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第四十七條第二項において準用する平成二十三年改正特許法第百八十一條第一項の規定による取消しの判決が確定し、同條第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人

<p>第四十七条第二項</p>	<p>第四十七条第一項</p>	<p>第四十五条</p>	
<p>特許法第七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九条から第八十二条まで（被告適</p>	<p>審判又は再審の請求書</p>	<p>、第七十四条（審判の規定等の準用）及び第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）</p>	<p>（特許法の準用） 第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十条から第七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>
<p>特許法第七十九条（被告適格）並びに平成二十三年改正特許法第七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）並びに第八十条、第百</p>	<p>審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書</p>	<p>及び第七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）並びに平成二十三年改正特許法第七十四条（審判の規定等の準用）</p>	<p>（特許法の準用） 第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百二十二条、第三百三十五条から第五十四条まで、第三百五十七条から第六十三条まで、第六百六十四条第一項、第六百六十六条及び第六百六十八条から第七十条まで並びに平成二十三年改正特許法第三百十一条、第三百三十一条の二、第三百三十二条、第三百五十五条、第三百五十六条、第三百六十四条の二、第三百六十七条及び第六百六十七条の二（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p> <p>から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。</p>

<p>第四十八條の十二 第二項</p>	<p>格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)</p>	<p>八十一条及び第百八十二条(出訴の通知等、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)</p>
<p>第四十八條の十二 第三項</p>	<p>第三十九條第四項中「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>	<p>第三十九條第二項及び第八項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>
<p>第五十條の二</p>	<p>第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第百八十四條の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)</p>	<p>第三十七條第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第百八十四條の十五第四項</p>
<p>第五十五條第二項</p>	<p>第三十七條第二項(第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む)、第三十九條第四項、第四十一条において準用する特許法第百二十五條</p>	<p>第三十七條第三項(第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む)、第三十九條第八項(第四十條の二第九項において準用する場合を含む)、第四十條の二第九項及び第四十一条において準用する特許法第百二十八條、第四十一条において準用する特許法第百二十五條</p>
<p>第五十五條第二項</p>	<p>準用する。</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七條第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判において同法第四十條第一項の規定により指定された期間が経過した後(同法第二項、同法第四十條の二第五項、同法第四十條の三又は同法第四十一条において準用する特許法第百五十三條第二項若しくは平成二十三年</p>

<p>別表第九号</p>	<p>別表第五号</p>	<p>第五十五条第六項</p>	
<p>審判又は再審を請求する者</p>	<p>登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者</p>	<p>特許法第九十五条の三（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定</p>	
<p>審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者</p>	<p>登録異議の申立てをする者</p>	<p>平成二十三年改正特許法第九十五条の四（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判若しくは再審の請求書又は第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定</p>	<p>改正特許法第六十四条の二第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは、「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。</p>

(平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第二〇条 この法律の施行の日前に請求された附則第十七条の規定による改正前の平成五年旧実用新案法(以下「旧平成五年旧実用新案法」という。)第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であつて、その審決が確定していないものに係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることに於いての審判(次項において「訂正の審判」という。)については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前にした旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十条の二第一項の規定による訂正(この法律の施行の日以後にする第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。)に係る実用新案登録の無効(旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項第二号の二に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

5 前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた新平成五年旧実用新案法(以下「読替え後の新平成五年旧実用新案法」という。)第四十一条において準用する新特許法第百六十七条の規

定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があった審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

6 新平成五年旧実用新案法第四十七条第一項及び読替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五条第六項において準用する新特許法第九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する新特許法第三百三十三条第三項の規定によりされる新平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る旧平成五年旧実用新案法第四十一条において準用する旧特許法第三百三十三条第三項の規定によりされた旧平成五年旧実用新案法第四十条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

7 読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第八十一条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

8 新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された旧

平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料については、旧平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、なおその効力を有する。

第二条から第二十四条まで 省略

附則（平成二六年法律第三六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二七政令二五により同年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第四条中商標法第七条の二第一項の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二六政令二〇七により同年八月一日〕

三 第三条中意匠法目次の改正規定、同法第二十六条の二第三項の改正規定、同法第六十条の三を同法第六十条の二十四とする改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十七条第一項及び第七十三条の二第一項の改正規定並びに第六条中弁理士法第二条、第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七十五条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定並びに附則第十二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項第二号の改正規定 意匠の国際登録に関するハーグ協定

のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日〔平成二七外務省告示四四により同年五月一三日〕

（実用新案法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第二条の二第一項ただし書の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

2 新実用新案法第八条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

3 新実用新案法第九条第一項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした新実用新案法第八条第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした第二条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第八条第一項に規定する先の出願については、なお従前の例による。

4 新実用新案法第九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

5 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第三十条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提

出がなかった場合には、適用しない。

6 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条第一項（新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

7 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条第六項（新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第二項（旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間内に旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する書類又は旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第五項（旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出がなかった場合については、適用しない。

8 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の二（新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

9 新実用新案法第三十二条第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十二条第三項の規定により延長された期間内に登録料の納付がなかった場合については、適用しない。

10 新実用新案法第三十四条第三項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十四条第二項に規定する期間

内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

11 実用新案法第四十八条の十六第四項の規定によりこの法律の施行前にされた実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、なお従前の例による。

12 実用新案法第五十四条の二第十二項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第五十四条の二第三項、第七項、第九項又は第十一項に規定する期間内に同条第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

〔趣旨〕

手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済規定について、改正法の施行前後におけるこれら規定の適用を明確にするため、経過措置が定められた。具体的には、改正法の施行前に所定の手続期間内にその手続がされなかった場合については、適用しないこととされた（五項、七項、九項、一〇項及び一二項）。

また、優先権の主張の時期に係る規定及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定並びに関連規定についても経過措置が規定された（一項から四項まで、六項、八項及び九項）。

（平成十一年改正法の一部改正）

第二三条 特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「同法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、「により」の下に「この法律の」を加え、「第一条の規定による改正後の」及び「（以下「新特許法」という。）」を削り、「新特許法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、同条第三項

中「新特許法」を「第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）」に改める。

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成十四年改正法の一部改正）

第一条 特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「第四十八条の十六第六項」を「第四十八条の十六第五項」に改める。

附則第三条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第一項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

〔趣旨〕

特許法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

（平成十五年改正法の一部改正）

第一条 特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第三項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第

六項」に改める。

〔趣旨〕

特許法の附則の「趣旨」を参照されたい。

（平成十八年意匠法等改正法の一部改正）

第一条 意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第四項中「第四十三條の二第二項」を「第四十三條の三第二項」に改める。

附則第八条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

〔趣旨〕

商標法の附則の「趣旨」を参照されたい。

附則（平成二十六年法律第六十九号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二七政令三九〇により平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一〇条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十七年法律第五号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成二八政令一七により同年四月一日〕から施行する。

(検討)

第六条 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新特許法第一百七条第一項並びに新商標法第四十条第一

項及び第二項、第四十一条の二第二項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の第三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 〔趣旨〕

特許関係料金及び商標関係料金の体系については、今後も経済情勢や出願動向等を踏まえて実態に即した料金体系を構築していく必要がある。そこで、特許関係料金及び商標関係料金の体系は、必要があれば柔軟に見直しを行う必要があることから、見直し条項を規定した。

## 附則（平成三〇年法律第三三号抄）

## （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成三〇政令二五七により令和元年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日
- 二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第三十条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日
- 三 第一条中不正競争防止法第二条第一項第十一号の改正規定（同号を同項第十七号とする部分を除く）、同項

第十二号の改正規定（同号を同項第十八号とする部分を除く。）、同条第七項の改正規定（「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）」を削る部分及び同項を同条第八項とする部分を除く。）及び第十九条第一項第八号の改正規定（「第二条第一項第十一号及び第十二号」を「第二条第一項第十七号及び第十八号」に、「同項第十一号及び第十二号」を「同項第十七号及び第十八号」に改める部分及び同号を同項第九号とする部分を除く。）並びに次条第二項及び附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成三〇政令二五七により同年二月二十九日〕

四 第三条中特許法第一百七条第三項の改正規定、第九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定、第九十五条第六項の改正規定並びに第九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成三二政令一により同年四月一日〕

五 第四条中意匠法第十五条第一項及び第六十条の十の改正規定並びに附則第十三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和元政令一三により令和二年一月一日〕

第二条から第一五条まで 省略

〔趣旨〕

特許法、意匠法、商標法及び国際出願法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

(考案の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第一六条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、第二号施行日の六月前の日前である考案については、同法第十一条第一項において準用する第二号新特許法第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、実用新案法二一条一項で準用する特許法三〇条一項及び二項について、平成三〇年の一部改正により、発明の新規性喪失の例外期間が六月から一年に延長されるところ、考案の新規性喪失の例外期間に関する経過措置についても、発明の新規性喪失の例外期間に関する経過措置と同様に、改正法の施行日の六月前以降に新規性を喪失した考案について適用し、それ以前に、新規性を喪失した考案については、現行法と同様、新規性の喪失の例外期間を六月とすることとしたものである。

第一七条 省略

(政令への委任)

第一八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）

む。)は、政令で定める。

第十九条から第三十五条まで 省略

附 則 (令和元年法律第三号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(令和元政令一四五により令和二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定 公布の日
  - 二 第四条中商標法第三十一条第一項ただし書の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日
  - 三 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第一百五十四条第四項の改正規定、同法第一百五十五条の二を同法第一百五十五条の二の十一とし、同法第一百五十五条の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九條第六項の改正規定、同法第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第二百条の二を同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定
- 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(令和二政令二二七により同年一〇月

一 目]

四 第三条中意匠法第七条の改正規定、同法第十条第一項の改正規定（「第四十三条第一項」の下に「、第四十条の二第一項」を加える部分に限る。）、同法第十条の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第六十条の十の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和二政令二二七により同年四月一日〕

**第二条及び第三条 省略**

意匠法及び商標法の附則各条の〔趣旨〕を参照されたい。

**（政令への委任）**

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第五条 省略**

附 則（令和三年法律第四二号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める（令和三政令二五六により令和四年四月一日）日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第一百五条の四第一項第一号の改正規定及び次条第六項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第一百一十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第四百四十五条に二項を加える改正規定並びに同法第五百五十一条の改正規定、第二条中実用新案法第十三条第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第四十四条第二項及び第四項の改正規定、同法第六十条の七の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六十条の十一第一項の改正規定、同法第六十条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条の二十一第一項の改正規定（「ジュネーブ改正協定第一条<sup>(四)</sup>に規定する」及び「次項において「国際事務局」という。」を削る部分に限る。）、第四条中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三条第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三条の六第二項の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の改正規定、第六条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条の三第一項の改正規定を除く。）並びに次条第七項並びに附則第三条第五項、第四条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五項並びに第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（令和三政令二五六により同年一〇月一日）

四 第三条中意匠法第二条第二項第一号の改正規定、第四条中商標法第二条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条第一項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日〔令和四政令二五〇により同年一〇月一日〕

五 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正規定、同法第四十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、同法第一百十二条の二第一項の改正規定、同法第一百八十四条の四第四項の改正規定、同法第一百八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第二項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三条中意匠法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和四政令二五〇により令和五年四月一日〕

## 第二条 省略

〔趣旨〕

特許法の附則の「趣旨」を参照されたい。

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(以下この条において「第五号改正後実用新案法」という。)第八条第一項(第一号括弧書に係る部分に限る。)の規定は、同項に規定する先の出願の日から一年を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

**2** 第五号改正後実用新案法第十一条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の二第一項(第五号改正後実用新案法第十一条第一項において準用する第五号改正後特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

**3** 第二条の規定(附則第一条第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の実用新案法(次項において「改正後実用新案法」という。)第十四条の二第十三項において準用する改正後特許法第二百七条の規定は、施行日以後にする実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正について適用し、施行日前にした同条第一項又は第七項の訂正については、なお従前の例による。

**4** 改正後実用新案法第二十六条において準用する改正後特許法第九十七条第一項の規定は、施行日以後にする実用新案権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした実用新案権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。

**5** 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(次項において「第

三号改正後実用新案法」という。)第三十三条第二項ただし書の規定は、第三号施行日前に実用新案法第三十二条第二項に規定する期間又は第二条の規定(同号及び附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の実用新案法第三十二条の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であつて、これらの期間内に登録料の納付がなかったときには、適用しない。

6 第五号改正後実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したものと又は初めから存在しなかったものとみなされる実用新案権について適用し、第五号施行日前に第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の実用新案法第三十三条第四項若しくは第五項又は第三号改正後実用新案法第三十三条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものと又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権については、なお従前の例による。

7 第五号改正後実用新案法第四十八条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際実用新案登録出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

8 第五号改正後実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する第五号改正後特許法第八十四条の十一第六項の規定は、第五号施行日以後に実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第八十四条の十一第五項の規定により取り下げられたものとみなされる国際実用新案登録出願について適用し、第五号施行日前に実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第八十四条の十一第五項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

本条は、改正法の施行前後における規定の適用関係を明確にするため、経過措置を設けたものである。一項から順に、特許法の附則二条二項、三項、九項、五項、七項、八項、一〇項、一一項の〔趣旨〕を参照されたい。

第四条 省略

〔趣旨〕

意匠法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第五条 省略

〔趣旨〕

商標法の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第六条 省略

〔趣旨〕

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の附則の〔趣旨〕を参照されたい。

第七条 省略

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一〇条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特許法第百七条第一項、実用新案法第三十一条第一項、意匠法第四十二条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項、商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第二項の表一の項第三欄及び二の項第三欄の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと

第十一条  
省略

する。

別表  
(第五十四条関係)

七	六	五	四	三	二	一	
<p>第八条第一項第一号括弧書、第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（第十条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第四十八条の四第四項又は第四十八条の十五第二項において準用する同法第百八十四条の十一第六項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれら</p>	<p>明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者</p>	<p>実用新案技術評価の請求をする者</p>	<p>第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者</p>	<p>第四十八条の十六第一項の規定により申出をする者</p>	<p>第四十八条の五第一項の規定により手続をすべき者</p>	<p>実用新案登録出願をする者</p>	<p>納付しなければならない者</p>
<p>一件につき五万円</p>	<p>一件につき千四百円</p>	<p>一件につき四万二千円に一請求項につき千三百円を加えた額</p>	<p>一件につき四千二百円</p>	<p>一件につき一万四千円</p>	<p>一件につき一万四千円</p>	<p>一件につき一万四千円</p>	<p>金額</p>

		の規定による手続をすることとなつた者を除く。）
八	第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円
九	裁定を請求する者	一件につき五万五千円
十	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
十一	審判又は再審を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十二	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千円

(改正、昭三七法律一六一、昭三九法律一四八、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五三法律三〇、昭五六法律四五、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六、平六法律二六、平一四法律二四、平二七法律五五、令三法律四二)